

- 読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
 - 5 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。
 - 6 計理士法廃止の際計理士である者が、第一項又は第二項の登録を受けずに、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を行つたときは、一万円以下の過料に処する。
 - 7 左の各号の一に該当する者は、千円以下の過料に処する。
 - 一 第三項において準用する第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述せず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 第三項において準用する第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分を違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
 - 三 第三項において準用する第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分を違反して物件を提出しない者

六 必要と認める場合に、計理士に対して、その行ふ業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

七 必要と認める場合に、計理士の組織する団体又はその連合体に対して、その行ふ事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 計理士法廃止の際計理士であつた者は、公認会計士法(以下「法」という。)第六十三條第一項又は第二項の改正規定にかかわらず、この法律施行後一年間に限り、同條第一項又は第二項の登録を受けずに、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。
- 3 大蔵大臣は、この法律施行後最初に任命する公認会計士管理委員会の委員については、改正後の法第三十九條第一項の規定にかかわらず、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者のうちから任命することができる。
- 4 この法律施行後最初に任命される公認会計士管理委員会の委員の任期は、改正後の法第四十條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の定めるところにより、そのうち

公認会計士法の一部を改正する法律 (九四)

- 第六十四條中「前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者」を「計理士」に改め、「第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條」を削り、同條後段を次のように改める。
- この場合において、同條中「主務大臣」とあるのは、「公認会計士管理委員会」と読み替えるものとする。
- 第六十四條の次に次の二條を加える。
- 第六十四條の二 公認会計士管理委員会は、第三十六條に掲げるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特別公認会計士試験の管理に関すること。
 - 二 計理士の登録及び監督に関すること。
- 第六十四條の三 公認会計士管理委員会は、第三十七條に掲げるものの外、左に掲げる権限を有する。
- 一 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目、試験の方法その他その細目を定めること。
 - 二 計理士名簿を管理し、計理士の登録をすること。
 - 三 計理士の登録の細目を定めること。
 - 四 計理士に対して懲戒を行うこと。
 - 五 計理士の懲戒事件について、一般の報告を受理し、必要な調査を行うこと。

一人については一年、二人については二年、三人については三年とする。

5 改正前の法の規定に基く大蔵省令は、当該大蔵省令に規定された事項に関して改正後の法の規定に基き公認会計士管理委員会規則が施行されるまでは、なおその効力を有する。

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ二中「公認会計士名簿又ハ会計士補名簿ニ」を削り、同條第二号を次のように改める。

- 二 公認会計士法第十六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル登録
 - 金 三千円
- 三 公認会計士法第六十三條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル登録
 - 金 千五百円
- 四 公認会計士法第二十條(同法第十六條ノ二第四項及第六十三條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登録
 - 公認会計士 金 百二十四
 - 会計士補 金 六十円

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

公認会計士法第十六條ノ二ニ
規定スル外国公認会計士 金百二十円
公認会計士法ノ第六十三條ニ
規定スル計理士 金六十円

一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年四月三日)
法律第九十五号

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下職員という。)に関し、その人事及び給与に関する方針の統一を図るため、職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給与実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。この法律は、職員総平均の給与額(俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない。)を月額六千三百七円とする原則を確立するものとす。

する。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は同法に基づく法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 第六條の規定による職務の分類は、国家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従い国会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、国会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

(人事院の権限)

第二條 人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

- 1 この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 2 第六條に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。
- 3 職員の給与額を研究して、その適当と認める改訂を

国会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基いて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を附してその研究調査の結果を国会及び内閣に報告すること

四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の給与並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

五 勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、国会及び内閣に同時に勧告するため、常に全国の各地における生計費の科学的調査を行うこと

六 第二十一條の規定による職員の苦情の申立を受理し、及びこれを審査すること

七 この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること

(給与の支拂)

第三條 この法律に基く給与は、第五條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

(俸給)

第四條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

第五條 第六條に規定する別表に定められている俸給表は、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十四條に規定する勤務時間(以下正規の勤務時間という。)による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2 第十條の規定による俸給の調整額及び第十三條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。

3 住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

が支給される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基いて支給される場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。

一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三 正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四 庁舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため庁舎内に居住することを要する職員

第六條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

2 この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

第八條 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第九條 俸給の支給に関しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條及び同條の規定による国会職員給与規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

(俸給の調整額)

第十條 人事院は、第六條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適当でないを認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられている俸給額につき適正な調整額を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれている場合においては、その官職をこの法律の規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

- い。
- 一 一般俸給表(別表第一)
- 二 特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表(別表第二)
警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び刑務職員級別俸給表(別表第三)

三) 船員級別俸給表(別表第四)

3 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4 一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十二條、第二十三條及び附則第四項に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第七條 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁(以下各庁の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従い、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

によつて調整することはできない。

一 その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比して、へき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二 同一級の官職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

る官職

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の百分の二十五をこえてはならない。

3 人事院は、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに関する事項につき必要と認める勧告を国会及び内閣に同時にしなければならない。

(扶養手当)

第十一條 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 満十八歳未満の子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父母

四 満十八歳未満の弟妹

五 不具癱疾者

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百円とする。

（勤務地手当）

第十二條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

（特殊勤務手当）

第十三條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給の額及びその計算方法は、別表第一に定める。

（給与の減額）

第十五條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第十九條に規定する勤務一時間当りの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第十六條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第十九條に規定する一時間当りの給与額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間をこえ実働一日八時間になるまでの部分 百分の百

二 実働一日八時間をこえる部分 百分の百二十五
但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には 百分の百五十

（休日給）

第十七條 職員には、正規の勤務日が休日に当たつても、正規の給与を支給する。

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）又は国会職員法第二十五條及び同條の規定による国会職員給与規程の定めるところによる。

（一週間の勤務時間）

第十四條 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間に於いて四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。

2 各庁の長は、その官庁の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3 前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各庁の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とする。

（休日給）

第十五條 職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第十九條に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3 前二項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第十八條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第十九條に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（勤務一時間当りの給与額の算出）

第十九條 前四條に規定する勤務一時間当りの給与額は、俸給の月額と勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

（俸給の更正決定）

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

第二十條 人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六條の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の請求)

第二十一條 この法律の規定による給与の決定(前條の規定による俸給の更正決定を含む。)に関して苦情のある職員は、人事院に対し審査の請求をすることができる。
2 前項の請求があつたときは、人事院は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各庁に通知しなければならない。

(非常勤職員等の給与)

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員については、勤務、一日につき千円をこえない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には他のいかなる給与も支給しない。

第二十三條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二

條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給与を支給する。

(給与の額及び割合の検討)

第二十四條 国会は、給与の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総理府統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。

(罰則)

第二十五條 この法律の規定に違反して給与を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

間は、なお従前の例による。

6 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)及び大正十一年閣令第六号(官庁執務時間並休暇に関する件)中この法律にてい触する部分は、その効力を失う。

7 政府職員の新給与実施に関する法律の規定に基き発せられた政令、人事院規則その他の命令は、この法律に基き発せられたものとみなす。

8 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二十九條第五項中「政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第九條」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條」に改める。

別表第一

一般 俸 給 表

職務の級	俸給	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号
一 級	円	二、四〇〇	二、四七〇	二、五四一	二、六一三	二、六八八	二、七六五	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九	
二 級	円	二、三五一	二、六二三	二、六八八	二、七六五	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九			
三 級	円	二、二八四	二、九三六	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四	三、二七五	三、三六九			

一般職の職員の給与に関する法律 (九五)

別表第四 一般職の職員の給与に関する法律（九五）

船員級別俸給表

職務の級	俸給								
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号
一 級	二、八四四	三、二九六	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四	三、二七二	三、三六〇	三、四四八	三、五三六
二 級	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四	三、二七二	三、三六〇	三、四四八	三、五三六	三、六二四	三、七一二
三 級	三、三六九	三、四六六	三、五六五	三、六六七	三、七七二	三、八八〇	三、九九一	四、一〇五	四、二一四
四 級	三、九六一	四、一三三	四、四六八	四、七二七	四、八六三	五、〇〇二	五、一四五	五、二九二	五、四三〇
五 級	四、七二七	四、八六三	五、〇〇二	五、一四五	五、二九二	五、四三〇	五、五六〇	五、六九六	五、八三二
六 級	五、二九二	五、四四四	五、六〇〇	五、七六〇	五、九二五	六、〇九四	六、二六九	六、四四八	六、六二八
七 級	六、二六九	六、四四八	六、六三三	六、八二三	七、〇一八	七、二一九	七、四三六	七、六三六	七、八三六
八 級	七、四三六	七、六三六	七、八五七	八、〇八二	八、三二三	八、五五一	八、七九六		
九 級	八、七九六	九、〇四七	九、三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、一三九			
十 級	九、五七三	九、八四七	一〇、一三九	一〇、四四二	一〇、七四九	一一、〇六四			
十一 級	一一、〇四四	一一、三三九	一一、六四四	一二、〇一九	一二、三九四	一二、六九五			
十二 級	一二、六九五	一三、〇五六	一三、四三三	一三、八二六	一四、二二二	一四、六一九			

裁判所法等の一部を改正する法律

（昭和二十五年四月十四日法律第九十六号）

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四條の二を第十四條の三とし、第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二（裁判所書記官研修所） 裁判所書記官の研究及び修養並びにその養成に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に裁判所書記官研修所を置く。

第四十一條第二項中「司法研修所教官、」の下に「裁判所書記官研修所教官、」を加える。

第四十二條第一項第五号中「又は司法研修所教官」を「、司法研修所教官又は裁判所書記官研修所教官」に改める。

第四十四條第一項第四号中「司法研修所教官、」の下に「裁判所書記官研修所教官、」を加える。

第五十五條第二項中「、二級又は三級」を削る。

第五十六條第一項中「一級の」を削る。

第五十六條の二を第五十六條の四、第五十六條の三を

裁判所法等の一部を改正する法律（九六）

第五十六條の五とし、第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二（裁判所書記官研修所教官） 最高裁判所に別に法律で定める員数の裁判所書記官研修所教官を置く。

裁判所書記官研修所教官は、一級又は二級とする。

裁判所書記官研修所教官は、上司の指揮を受けて、裁判所書記官研修所における研究及び修養の指導並びに養成を掌る。

第五十六條の三（裁判所書記官研修所長） 最高裁判所に裁判所書記官研修所長を置き、一級の裁判所書記官研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

裁判所書記官研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、裁判所書記官研修所の事務を掌理し、裁判所書記官研修所の職員を指揮監督する。

第六十一條の二中「少年保護司」を「少年調査官」に、「上席少年保護司」を「上席少年調査官」に改め、同條第一項を次のように改める。

各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の少年調査官を置く。

裁判所法等の一部を改正する法律（九六）

第六十一條の二第一項の次に次の一項を加える。
少年調査官は、一級又は二級とする。

第六十一條の二の次に次の一條を加える。

第六十一條の三（少年調査官補） 各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の少年調査官補を置く。

少年調査官補は、二級又は三級とする。

少年調査官補は、上司の命を受けて、少年調査官の事務を補助する。

第六十五條を次のように改める。

第六十五條（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長たるものを除く。）、裁判所書記官、裁判所書記官補、少年調査官、少年調査官補及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを定める。

第七十一條の次に次の一條を加える。

第七十一條の二（警察官等の派出要求） 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、都道府県国家地方警察本部の長又は市町村警察長（特別区の存する区域の

を次のように改正する。
第五條第二号中「司法研修所」の下に「、裁判所書記官研修所」を加える。

第四條 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「最高裁判所長官秘書官、」の下に「最高裁判所判事秘書官、」を、「司法研修所教官、」の下に「裁判所書記官研修所教官、高等裁判所長官秘書官、」を、「裁判所事務官、」の下に「裁判所書記官、裁判所書記官補、少年調査官、少年調査官補、」を加え、同條第七号を「七 中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員」に改める。

第五條 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

「少年保護司」を「少年調査官」に改める。

附則

1 この法律のうち、裁判所法第六十一條の二、第六十一條の三及び第六十五條の改正規定、検察審査会法第六條第六号の改正規定中少年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法の改正規定は公布の日から起算して

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

を次のように改正する。
第三十條を「第三十條（昭和三十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。」と改める。

警察長を含む。）に警察官又は警察吏員の派出を要求することができる。法廷における秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、開廷前においてもその要求をすることができる。

前項の要求により派出された警察官又は警察吏員は、法廷における秩序の維持につき、裁判長又は一人の裁判官の指揮を受ける。

第七十二條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第七十三條中「前二條」を「第七十一條又は前條」に改める。

附則第三項中「司法研修所教官」の下に「又は裁判所書記官研修所教官」を加える。

第二條 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第三号中「若しくは司法研修所教官」を「、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官」に改める。

第三條 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

三十日を経過した日から、その他の部分は公布の日から施行する。

2 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際に少年保護司に補せられている裁判所事務官で、少年調査官に任命されないものは、別に辞命を発せられないときは、裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

3 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、少年調査官補に少年調査官の職務を行わせることができる。

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十五年四月十四日法律第九十七号）

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律（九七）

三七三

裁判所職員の定員に関する法律

裁判所職員の定員に関する法律

裁判所職員の定員に関する法律

裁判所職員の定員に関する法律

裁判所職員の定員に関する法律

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

(九七)

三七四

第一條中「判事 專任千十六人 判事補 專任三百七十二人」を「判事 專任千六十六人 判事補 專任三百七十四人」に改める。

第二條中「專任十三人 一級」を「專任十一人 一級」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條之二 裁判所書記官研修所教官の員数は、左の通りとする。

專任二人 一級

專任三人 二級

第三條中「二十二人」を「二十四人」に改める。

第四條中「專任八百四十四人 二級」を「專任七百五十五人 二級」に改める。

第四條の二中「專任五百九十九人 三級」を「專任六百八十二人 二級」に改める。

第四條の三中「專任二千十八人 三級」を「專任二千五百五十八人 三級」に改める。

第四條の三の次に次の二條を加える。

第四條の四 少年調査官の員数は、左の通りとする。

專任二人 一級

專任二百三十人 二級

第四條の五 少年調査官補の員数は、左の通りとする。

專任三十三人 二級

專任三百一人 三級

第五條中「專任三十四人 二級」を「專任三十七人 三級」に改める。

附則

1

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條の四及び第四條の五の改正規定は、裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第九十六号）公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは、第四條の改正規定中

「專任七百五十五人 二級」とあるのは「專任九百八十九人 二級」と、第五條の改正規定中「專任三十三人 二級」とあるのは「專任四十二人 二級」と読み替

えるものとする。

少年法の一部を改正する法律

(昭和二十五年四月十五日) 法律第九十八号

少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

「少年観護所」を「少年保護鑑別所」に改める。

第九條中「専門的知識」の下に「特に少年保護鑑別所の鑑別の結果」を加える。

第十三條第二項中「司法保護委員」を「裁判所書記官」に改める。

第十九條に次の一項を加える。

2 家庭裁判所は、調査の結果、本人が二十歳以上であることが判明したときは、前項の規定にかかわらず、決定をもつて、事件を管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第二十三條に次の一項を加える。

3 第十九條第二項の規定は、家庭裁判所の審判の結果、少年法の一部を改正する法律（九八）

本人が二十歳以上であることが判明した場合に準用する。

第二十五條第一項中「前條」を「第二十四條」に改める。

第二十六條第一項中「法務庁教官、警察官、警察吏員、保護観察官、司法保護委員、児童福祉司又は児童委員」を「裁判所書記官、法務府事務官、法務府教官、警察官、警察吏員、保護観察官又は児童福祉司」に改める。

第二十六條第四項を第五項とし、同項中「前項」を「前二項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することが出来る。

第二十六條の二の次に次の一條を加える。

(同行状の執行の場合の仮收容)

第二十六條之三 第二十四條第一項第三号の決定を受けた少年に対して第二十六條第三項又は第四項の同行状を執行する場合において、必要があるときは、その少年を仮に最寄の少年保護鑑別所に收容することが出来る。

第二十七條第一項中「認めるときは、」及び同條第二項

三七五

「意見を聞いて、」の下にそれぞれ「決定をもつて、」を加える。

第二十七條の次に次の一條を加える。

(保護処分取消)

第二十七條の二

保護処分継続中、本人に対し審判権がなかつたこと、又は十四歳に満たない少年について、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致の手續がなかつたにもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らか資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、決定をもつて、その保護処分を取り消さなければならぬ。

2 地方少年保護委員会又は教護院、養護施設若しくは少年院の長は、保護処分の継続中の者について、前項の事由があることを疑うに足りる資料を発見したときは、保護処分をした家庭裁判所に、その旨の通知をしなければならぬ。

3 第十八條第一項及び第十九條第二項の規定は、家庭裁判所が、第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に收容中

少年院法の一部を改正する法律

(昭和二十五年四月二十五日)

法律第九十九号

少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「十八歳」を「十六歳」に改め、同條第五項中「おおむね」を削る。

第八條第一項第三号中「但し、十六歳以上のものに限る。」を削る。

第十條中「承認を経て、地方少年保護委員会に対し、移送の認可を求めなければならない。」を「認可を得て、これを移送することができる。」に改め、但書を削り、同條に次の二項を加える。

2 前項の規定により在院者を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院の長は、すみやかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定により在院六月以上の在院者を他の少年院に移送した場合には、移送した少年院の長は、すみやかに、その少年院所在地の地方少年保護委員会にもその旨を通知しなければならない。但し、在院者が二

少年院法の一部を改正する法律 (九九)

の者の保護処分を取り消した場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、その者を引き続き少年院に收容することができる。但し、その期間は、三日を超へることはできない。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二

家庭裁判所は、第十六條第一項の規定により司法保護委員又は児童委員をして、調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支拂うことができる。

第四十五條の二

前條第一号から第四号までの規定は、家庭裁判所が、第十九條第二項又は第二十三條第三項の規定により、事件を檢察官に送致した場合に準用する。

但し、第二十七條の二の規定により、保護処分を取り消した事件については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する

十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に通知しなければならない。

第十六條を次のように改める。

第十六條 少年保護鑑別所は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十七條第一項第二号の規定により送致された者を收容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分の執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設とする。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二

少年保護鑑別所は、家庭裁判所、少年院の長及び地方少年保護委員会以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、前條の業務に支障をきたさない範囲において、これに応ずることができる。

2 前項の鑑別については、法務府令の定めるところにより、実費を徴収するものとする。

第十七條を次のように改める。

第十七條 少年保護鑑別所は、国立とし、法務総裁がこれを管理する。

2 第九條、第十三條第二項、第三項、第十四條及び第十

五條の規定は、少年法第十七條第一項第二号の規定により送致された者に関し、少年保護鑑別所にこれを準用する。

第十七條の次に次の三條を加える。

第十七條之二 少年院から退院し、若しくは仮退院し、又は少年保護鑑別所から退所する者が、帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

第十七條之三 少年院又は少年保護鑑別所の長は、收容中に死亡した者の遺留金品について、親権者、後见人又は親族から請求があつたときは、請求者にこれを交付しなければならぬ。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

第十七條之四 少年院又は少年保護鑑別所に收容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

第二十一條第一項中「少年観護所」を「少年保護鑑別所」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二号中「少年観護所、少年鑑別所」を「少年保護鑑別所」に改める。

第十三條の四第一項及び第三項中「少年観護所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に、同條第二項中「並びに少年観護所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に改める。

第十三條の五第一項中「少年観護所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に改める。

別表五中「東京少年鑑別所の項から松山少年鑑別所の項までを削り、東京少年観護所の項から松山少年観護所の項までのうち「少年観護所」を「少年保護鑑別所」に改める。

公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日 法律第百号)

目次

第一章 総則 (第一條—第八條)

第一條 (この法律の目的)

第二條 (この法律の適用範囲)

第三條 (公職の定義)

第四條 (議員及び委員の定数)

第五條 (選挙事務の管理)

第六條 (選挙事項の周知及び棄権防止)

第七條 (選挙取締の公正確保)

第八條 (特定地域に関する特例)

第二章 選挙権及び被選挙権 (第九條—第十一條)

第九條 (選挙権)

第十條 (被選挙権)

第十一條 (選挙権及び被選挙権を有しない者)

第三章 選挙に関する区域 (第十二條—第十八條)

第十二條 (選挙の単位)

第十三條 (衆議院議員の選挙区)

第十四條 (参議院地方選出議員の選挙区)

公職選挙法 (一〇〇)

第十八條 (開票区)

第四章 選挙人名簿 (第十九條—第三十條)

第十九條 (選挙人名簿の種類)

第二十條 (基本選挙人名簿の調製)

第二十一條 (船員の基本選挙人名簿の調製)

第二十二條 (基本選挙人名簿の縦覧)

第二十三條 (異議の申立)

第二十四條 (不服の申立)

第二十五條 (基本選挙人名簿の確定)

第二十六條 (補充選挙人名簿の調製)

第二十七條 (補充選挙人名簿の縦覧)

第二十八條 (補充選挙人名簿の効力)

第二十九條 (補充選挙人名簿に対する異議、不服の申立等)

第三十條 (選挙人名簿の再調製)

第五章 選挙期日 (第三十一條—第三十四條)

第三十一條 (総選挙)

- 第三十二條 (通常選挙)
- 第三十三條 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)
- 第三十四條 (その他の選挙)
- 第六章 投票 (第三十五條—第六十條)
- 第三十五條 (選挙の方法)
- 第三十六條 (一人一票)
- 第三十七條 (投票管理者)
- 第三十八條 (投票立会人)
- 第三十九條 (投票所)
- 第四十條 (投票所の開閉時間)
- 第四十一條 (投票所の告示)
- 第四十二條 (選挙人名簿の登録と投票)
- 第四十三條 (選挙当日選挙権のない者の投票)
- 第四十四條 (投票所における投票)
- 第四十五條 (投票用紙の交付及び様式)
- 第四十六條 (投票の記載事項及び投函)
- 第四十七條 (点字投票)
- 第四十八條 (代理投票)
- 第四十九條 (不在者投票)

- 第五十條 (選挙人の確認及び投票の拒否)
- 第五十一條 (退出せしめられた者の投票)
- 第五十二條 (投票の秘密保持)
- 第五十三條 (投票箱の閉鎖)
- 第五十四條 (投票録の作成)
- 第五十五條 (投票箱等の送致)
- 第五十六條 (繰上投票)
- 第五十七條 (繰延投票)
- 第五十八條 (投票所に入出し得る者)
- 第五十九條 (投票所の秩序保持のための処分請求)
- 第六十條 (投票所における秩序保持)
- 第七章 開票 (第六十一條—第七十四條)
- 第六十一條 (開票管理者)
- 第六十二條 (開票立会人)
- 第六十三條 (開票所の設置)
- 第六十四條 (開票の場所及び日時告示)
- 第六十五條 (開票日)
- 第六十六條 (開票)
- 第六十七條 (開票の場合の投票の効力の決定)
- 第六十八條 (無効投票)

第六十九條 (開票の参観)

第九章 公職の候補者 (第八十六條—第九十四條)

- 第七十條 (開票録の作成)
- 第七十一條 (投票、投票録及び開票録の保存)
- 第七十二條 (一部無効に因る再選挙の開票)
- 第七十三條 (繰延開票)
- 第七十四條 (開票所の取締)
- 第八章 選挙会及び選挙分会 (第七十五條—第八十五條)
- 第七十五條 (選挙長及び選挙分会長)
- 第七十六條 (選挙立会人)
- 第七十七條 (選挙会及び選挙分会の開催場所)
- 第七十八條 (選挙会及び選挙分会の場所及び日時)
- 第七十九條 (開票事務と選挙会事務との合同)
- 第八十條 (選挙会又は選挙分会の開催)
- 第八十一條 (参議院全国選出議員の場合の選挙会の開催)
- 第八十二條 (選挙会及び選挙分会の参観)
- 第八十三條 (選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存)
- 第八十四條 (繰延選挙会又は繰延選挙分会)
- 第八十五條 (選挙会場及び選挙分会場の取締)

- 第九十條 (立候補のための公務員の退職)
- 第九十一條 (公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)
- 第九十二條 (供託)
- 第九十三條 (供託物の没收)
- 第九十四條 (公営に要する経費の分担)
- 第十章 当選人 (第九十五條—第百八條)
- 第九十五條 (当選人)
- 第九十六條 (当選人の更正決定)
- 第九十七條 (当選人の繰上補充)
- 第九十八條 (被選挙権の喪失と当選人の決定)
- 第九十九條 (被選挙権の喪失に因る当選人の失格)
- 第百條 (無投票当選)
- 第百一條 (当選人決定の場合の報告、告知及び告示)
- 第百二條 (当選の効力の発生)

- 第百三條 (兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格)
- 第百四條 (請負等をやめない場合の長の当選人の失格)
- 第百五條 (当選証書の附与及び告示)
- 第百六條 (当選人がない場合等の報告及び告示)
- 第百七條 (選挙及び当選の無効の場合の告示)
- 第百八條 (当選等に関する報告)
- 第十一章 特別選挙(第百九條—第百十八條)
- 第百九條 (衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の長及び教育委員会の委員の再選挙)
- 第百十條 (参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙)
- 第百十一條 (議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)
- 第百十二條 (議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)
- 第百十三條 (補欠選挙)
- 第百十四條 (長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合の選挙)

- 第百十五條 (合併選挙及び在任期間を異にする議員又は委員の選挙の場合の当選人)
- 第百十六條 (議員又は当選人がすべてない場合の地方公共団体の一般選挙)
- 第百十七條 (地方公共団体の長の決選投票)
- 第百十八條 (地方公共団体の長の決選投票の場合の当選人及び無投票当選)
- 第十二章 選挙を同時に行うための特例(第百十九條—第百二十八條)
- 第百十九條 (同時に行う選挙の範囲)
- 第百二十條 (選挙を同時に行うかどうかの決定手続)
- 第百二十一條 (選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止)
- 第百二十二條 (補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)
- 第百二十三條 (投票、開票及び選挙会に関する規定の適用)
- 第百二十四條 (繰上投票)
- 第百二十五條 (繰延投票)
- 第百二十六條 (長の候補者が一人となつた場合の選挙)

挙期上の延期

(無投票当選)

第百二十七條 (長の決選投票)

第十三章 選挙運動(第百二十九條—第百七十八條)

- 第百二十九條 (選挙運動の期間)
- 第百三十條 (選挙事務所の設置及び届出)
- 第百三十一條 (選挙事務所の数)
- 第百三十二條 (選挙当日の選挙事務所の制限)
- 第百三十三條 (休憩所等の禁止)
- 第百三十四條 (選挙事務所の閉鎖命令)
- 第百三十五條 (選挙事務関係者の選挙運動の禁止)
- 第百三十六條 (特定公務員の選挙運動の禁止)
- 第百三十七條 (教育者の地位利用の選挙運動の禁止)
- 第百三十八條 (戸別訪問)
- 第百三十九條 (飲食物の提供の禁止)
- 第百四十條 (氣勢を張る行為の禁止)
- 第百四十一條 (自動車、拡声機及び船舶の使用)
- 第百四十二條 (文書图画の頒布)
- 第百四十三條 (文書图画の掲示)
- 第百四十四條 (ポスターの数)

- 第百四十五條 (ポスターの掲示箇所)
- 第百四十六條 (文書图画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)
- 第百四十七條 (文書图画の撤去)
- 第百四十八條 (新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)
- 第百四十九條 (新聞広告)
- 第百五十條 (政見放送)
- 第百五十一條 (経歴放送)
- 第百五十二條 (公営の立会演説を行うべき選挙)
- 第百五十三條 (立会演説会の開催主体)
- 第百五十四條 (立会演説会における演説者)
- 第百五十五條 (立会演説会の開催計画の決定及び告示)
- 第百五十六條 (立会演説会への参加)
- 第百五十七條 (立会演説会への指定期日後の参加)
- 第百五十八條 (立会演説会開催の周知方法)
- 第百五十九條 (立会演説会場の秩序保持)
- 第百六十條 (立会演説会に関しその他必要な事項及び実施事務)

- 第六十一條 (公営施設使用の個人演説会)
- 第六十二條 (個人演説会における演説者)
- 第六十三條 (個人演説会開催の申出)
- 第六十四條 (個人演説会の施設の無料使用)
- 第六十五條 (立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)
- 第六十六條 (特定の建物及び施設における演説の禁止)
- 第六十七條 (選挙公報の発行)
- 第六十八條 (掲載文の申請)
- 第六十九條 (選挙公報の発行手続)
- 第七十條 (選挙公報の配布)
- 第七十一條 (選挙公報の発行を中止する場合)
- 第七十二條 (選挙公報に關しその他必要な事項)
- 第七十三條 (公職の候補者の氏名等の揭示)
- 第七十四條 (氏名等の揭示期間、掲載の順序その他揭示の手続)
- 第七十五條 (氏名等の揭示に關しその他必要な事項)
- 第七十六條 (交通機関の利用)

- 第九十四條 (選挙運動に關する支出金額の制限)
- 第九十五條 (選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に關する支出金額の制限)
- 第九十六條 (選挙運動に關する支出金額の制限額の告示)
- 第九十七條 (選挙運動に關する支出とみなされなものの範囲)
- 第九十八條 (選挙運動に關する支出金額の制限超過による当選無効)
- 第九十九條 (特定人の寄附の禁止)
- 第二百條 (特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)
- 第二百一條 (匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属)
- 第十五章 争訟 (第二百二條—第二百二十條)
- 第二百二條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)
- 第二百三條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する訴訟)
- 第二百四條 (衆議院議員及び参議院議員の選挙の効

- 第七十七條 (燃料及び用紙のあつせん及び返還)
- 第七十八條 (選挙期日後の挨拶行為の制限)
- 第十四章 選挙運動に關する収入及び支出並びに寄附 (第七十九條—第二百一條)
- 第七十九條 (収入、寄附及び支出の定義)
- 第八十條 (出納責任者の選任及び届出)
- 第八十一條 (出納責任者の解任及び辞任)
- 第八十二條 (出納責任者の異動)
- 第八十三條 (出納責任者の職務代行)
- 第八十四條 (届出前の寄附の受領及び支出の禁止)
- 第八十五條 (会計帳簿の備付及び記載)
- 第八十六條 (明細書の提出)
- 第八十七條 (出納責任者の支出権限)
- 第八十八條 (領收書等の徴收及び送付)
- 第八十九條 (選挙運動に關する収入及び支出の報告書の提出)
- 第九十條 (出納責任者の事務引継)
- 第九十一條 (帳簿及び書類の保存)
- 第九十二條 (報告書の公表、保存及び閲覧)
- 第九十三條 (報告書の調査に關する資料の要求)

- 第二百五條 (選挙の無効の決定、裁決又は判決)
- 第二百六條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に關する異議の申立及び訴願)
- 第二百七條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に關する訴訟)
- 第二百八條 (衆議院議員及び参議院議員の当選の効力に關する訴訟)
- 第二百九條 (当選の効力に關する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決)
- 第二百十條 (選挙運動に關する支出金額の制限額超過に因る当選無効の訴訟)
- 第二百十一條 (選挙運動総括主宰者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟)
- 第二百十二條 (出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟)
- 第二百十三條 (争訟の処理)
- 第二百十四條 (争訟の提起と処分執行)
- 第二百十五條 (決定書、裁決書の交付及びその要旨

の告示)

第二百十六條 (訴訟法の適用)

第二百十七條 (当選人を被告とする訴訟の管轄)

第二百十八條 (選挙関係訴訟における検察官の立会)

第二百十九條 (選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)

第二百二十條 (選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)

第十六章 罰則 (第二百二十一條—第二百五十五條)

第二百二十一條 (買収及び利害誘導罪)

第二百二十二條 (多数人買収及び多数人利害誘導罪)

第二百二十三條 (公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第二百二十四條 (買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第二百二十五條 (選挙の自由妨害罪)

第二百二十六條 (職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十七條 (投票の秘密侵害罪)

第二百二十八條 (投票関係罪)

第二百二十九條 (選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、毀損罪等)

第二百三十條 (多衆の選挙妨害罪)

第二百三十一條 (兇器携帯罪)

第二百三十二條 (投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)

第二百三十三條 (携帯兇器の没収)

第二百三十四條 (選挙犯罪のせん動罪)

第二百三十五條 (虚偽事項の公表罪)

第二百三十六條 (虚偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十七條 (虚偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十八條 (立会人の義務懈怠罪)

第二百三十九條 (事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百四十條 (選挙事務所、休憩所等の制限違反)

第二百四十一條 (選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)

第二百四十二條 (選挙事務所設置の届出違反)

第二百四十三條 (選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十四條 (選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十九條 (地方公共団体の長の任期の起算)

第二百五十條 (補欠議員並びに教育委員会の委員の補充委員及び補欠委員の任期)

第二百五十一條 (選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分)

第二百五十二條 (各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置)

第二百五十三條 (衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百五十四條 (地方公共団体の議員及び市長並びに教育委員会の委員の選挙管理費用の地方公共団体負担)

第二百五十五條 (特別市の特例)

第二百五十六條 (特別区の特例)

第二百五十七條 (地方公共団体の組合の特例)

第二百五十八條 (財産区の特例)

第二百五十九條 (特定の市に対する本法の適用関係)

第二百七十條 (海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との関係)

第二百七十一條 (都道府県の議会の議員の選挙区)

- 第二百四十五條 (選挙期日後の挨拶行為の制限違反)
- 第二百四十六條 (選挙運動に関する収入及び支出の規正違反)
- 第二百四十七條 (報告書提出の義務違反)
- 第二百四十八條 (寄附の制限違反)
- 第二百四十九條 (寄附の勧誘、要求等の制限違反)
- 第二百五十條 (禁こ及び罰金の併科、重過失の処罰)
- 第二百五十一條 (当選人、総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効)
- 第二百五十二條 (選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)
- 第二百五十三條 (罪の時効)
- 第二百五十四條 (当選人等の処刑の通知)
- 第二百五十五條 (不在者投票の場合の罰則の適用)
- 第十七章 補則 (第二百五十六條—第二百七十三條)
- 第二百五十六條 (衆議院議員の任期の起算)
- 第二百五十七條 (参議院議員の任期の起算)
- 第二百五十八條 (地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の任期の起算)

特例

第二百七十二條 (施行に関する命令等)
第二百七十三條 (選挙政令の立案及び選挙事務の委

嘱)

附則

別表第一

別表第二

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

(この法律の適用範囲)

第二條 この法律は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員(地方公共団体の議会において選挙する委員を除く。以下同じ。)の選挙について、適用する。

(公職の定義)

第三條 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の職をいう。

(議員及び委員の定数)

第四條 衆議院議員の定数は、四百六十六人とする。

2 参議院議員の定数は二百五十人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百五十人を地方選出議員とする。

3 地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の定めるところによる。

4 教育委員会の委員の定数は、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の定めるところによる。

(選挙事務の管理)

第五條 この法律において選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除く外、参議院(全国選出)議員の選挙については全国選挙管理委員会が管理し、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙に

ついては市町村の選挙管理委員会が管理する。

(選挙事項の周知及び棄権防止)

第六條 全国選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し特に必要と認める事項を常に選挙人に周知せしめるとともに、棄権防止につき適切な措置を講じなければならない。

2 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

(選挙取締の公正確保)

第七條 検察官、都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。

(特定地域に関する特例)

第八條 交通「難」島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができ

第二章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

公職選挙法 (100)

第九條 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で三箇月以来市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

3 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間がまだ三箇月に達しなくても、当該市町村の選挙管理委員会にその旨の申出をすることにより、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を取得することができる。

4 前項の規定により選挙権を取得した者は、当該市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(被選挙権)

第十條 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員、長又は委員の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者
- 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者
- 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

- 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者
- 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

- 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者
- 七 教育委員会の委員についてはその選挙権を有する者

前項各号の年齢は、選挙の期日より算定する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一條 左の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
- 三 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがな

- 選挙、投票及び国民審査に関する犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く。
 - この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二條(選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。
- 第三章 選挙に関する区域
- (選挙の単位)
- 第十二條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。
- 2 参議院(全国選出)議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。
 - 3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。
 - 4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。
 - 5 都道府県及び市町村の教育委員会の委員は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。

(衆議院議員の選挙区)

第十三條 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。

- 2 別表第一に掲げる郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつたときは、この限りでない。この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については、政令で定める。

(参議院地方選出議員の選挙区)

第十四條 参議院(地方選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五條 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

- 2 前項の区域の人口が著しく少いときは、條例で数区域を合せて一選挙区を設けることができる。
- 3 都道府県の議会の議員の任期中あらたに第一項の区域の設定があつた場合において、従前その区域が属してい

た選挙区の配当議員数が同項の規定による関係選挙区の数に達しないときは、同項の規定の適用については、次の一般選挙までの間、その区域は、なお設定されないものとみなす。

- 4 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。
- 5 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、條例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 6 市町村の議会の議員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、その住所により定める。
- 7 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、條例で定めなければならない。

(選挙区の異動と現任者の地位)

第十六條 現任の衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議員は、行政区画の変更に因りその選挙区に異動があつても、その職を失うことはない。

(投票区)

第十七條 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

(開票区)

第十八條 開票区は、市町村の区域による。

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙につき必要があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、市の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。

3 市町村の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙につき特別の事情があると認めるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、市又は町村の区域を分けて数開票区を設けることができる。

4 前二項の規定により開票区を設けたときは、当該選挙

6 境界変更のため中断されることがない。

6 基本選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。

(船員の基本選挙人名簿の調製)

第二十一條 船員(昭和二十二年法律第百号)第一條に規定するものをいう。以下同じ。)で前條第一項に規定する住所に関する要件を具備しないものについては、毎年九月十五日現在により、その日まで引き続き三箇月以来その船舶所有者に雇用されている場合限り、同條同項及び第三項に規定する住所に関する要件にかかわらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、前條の例により、別にその基本選挙人名簿を調製しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の規定により基本選挙人名簿に登録されるべき船員について、その申出により船員名簿を作製し、毎年十月十日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

第四章 選挙人名簿

(選挙人名簿の種類)

第十九條

選挙人名簿は、この法律に特別の定がある場合を除く外、各選挙を通じて一の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿とする。

2 選挙を行う場合において必要があるときは、前項に規定する名簿の抄本を用いることができる。

(基本選挙人名簿の調製)

第二十條

市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日現在により、その日まで引き続き三箇月以来その市町村の区域内に住所を有する者の選挙資格を調査し、十月三十一日までに基本選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において、選挙人の年齢は、基本選挙人名簿確定の期日より算定する。

3 第一項の住所に関する要件を具備しない選挙人は、基本選挙人名簿に登録されることができない。

4 基本選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

5 第一項の住所に関する期間は、市町村の設置分合又は

3 前條第二項及び第四項の規定は、前項の船員名簿の作製について、準用する。

4 第一項及び第二項に規定する船舶所有者に関しては、船員法第五條(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。

5 第一項の規定により調製された基本選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。

6 前五項に規定するものの外、船員の基本選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。

(基本選挙人名簿の縦覧)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、十一月五日から十五日間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、基本選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日から少くとも三日前に、縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申立)

第二十三條

選挙人は、基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二十日以内に、その申立が正当であるかないかを決定しなければならない。その申立を正当であると決定したときは、直ちに基本選挙人名簿を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。
- 3 第二百十四條（争訟の提起と処分の執行）の規定は、第一項の異議の申立について、準用する。

（不服の申立）

第二十四條 前條第二項の規定による決定に不服がある申立人又は関係人は、当該市町村の選挙管理委員会の委員長を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に、地方裁判所に出訴することができる。

2 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。

3 第二百十三條（争訟の処理）、第二百十四條（争訟の提起と処分の執行）及び第二百十九條（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）の規定は、前二項の訴訟について住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間が当該選挙の期日までにまだ三箇月に達しなくても、第九條第三項（選挙権の取得）の規定による申出により、前項の住所に関する要件にかかわらず、同項の補充選挙人名簿に登録することができる。

3 前二項の場合において、選挙権の要件は、補充選挙人名簿調製の期日により調査しなければならない。この場合において選挙人の年齢及び住所の期間は、選挙の期日より算定する。

4 第二十條（基本選挙人名簿の調製）第四項から第六項までの規定は、補充選挙人名簿の調製について、準用する。

5 前四項の規定により補充選挙人名簿を調製する場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該補充選挙人名簿の登録に関する申請期間中、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を閲覧に供させなければならない。

（補充選挙人名簿の縦覧）

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、補充選挙人名簿を調製したときは、その指定した場所において、これを

て、準用する。

（基本選挙人名簿の確定）

第二十五條 基本選挙人名簿は、十二月二十日をもって確定する。

2 基本選挙人名簿は、次年の十二月十九日まで据えおかなければならない。但し、確定判決により又は他の市町村における補充選挙人名簿に登録されたため修正すべきものは、市町村の選挙管理委員会において、直ちに修正し、その旨を告示しなければならない。

（補充選挙人名簿の調製）

第二十六條 市町村の選挙管理委員会は、選挙（第一百七條第一項（長の決選投票の場合）の選挙を除く。）を行う場合において、基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていない者で選挙権を有し、且つ、当該選挙の期日の現在によりその日まで引き続き三箇月以来その市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

2 引き続き三箇月以内で市町村の区域内に住所を有していた者が天災事変等によりやむなく他の市町村の区域内に居住を移した場合は、その市町村において住所を有する期間が当該選挙の期日までにまだ三箇月に達しなくても、第九條第三項（選挙権の取得）の規定による申出により、前項の住所に関する要件にかかわらず、同項の補充選挙人名簿に登録することができる。

3 補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示しなければならない。

（補充選挙人名簿の効力）

第二十八條 補充選挙人名簿は、基本選挙人名簿が効力を有する間、その効力を有する。但し、基本選挙人名簿確定の日の前日に補充選挙人名簿に登録されていた者で次の年の基本選挙人名簿に登録されることができないものがあるときは、その者に関する部分については、なおその効力を有する。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項但書の規定による補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

（補充選挙人名簿に対する異議、不服の申立等）

第二十九條 第二十三條（異議の申立）、第二十四條（不服の申立）及び第二十五條第二項但書（基本選挙人名簿

の修正)の規定は、補充選挙人名簿について、準用する。

(選挙人名簿の再調製)

第三十條 天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の選挙人名簿の調製の期日並びに縦覧確定に関する期日及び期間等は、政令で定める。

第五章 選挙期日

(総選挙)

第三十一條 衆議院議員の任期満了に因る総選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から三十日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から三十一日以後三十日以内に行う。

3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

4 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

5 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

6 前項の規定による定例選挙は、委員の任期が終つた日の翌日行う。

7 第三項の規定は、定例選挙の期日の告示について、準用する。

(その他の選挙)

第三十四條 衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補充選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補充選挙(第百十四條(長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合)の選挙を含む)若しくは第百十六條(議員又は当選人がすべてない場合)の規定による一般選挙又は教育委員会の委員の再選挙若しくは補充選挙(第百十五條第七項(補充委員の任期終了の場合)の補充選挙を除く。

5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う。

(通常選挙)

第三十二條 参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から三十日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から三十一日以後三十五日以内に行う。

3 通常選挙の期日は、少くとも三十日前に公示しなければならない。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)

第三十三條 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

3 前二項の選挙の期日は、都道府県の議会の議員及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項に掲げる選挙のうち、第百九條(再選挙)、第百十條(再選挙)又は第百十三條(補充選挙)の規定による衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員の再選挙又は補充選挙は、これを行うべき事由が生じた日から三十日以内に行う。但し、地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補充選挙については、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

3 第一項に掲げる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第百四條(選挙の効力に関する訴訟)又は第百八條(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判所に係属している間、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び

訴願)、第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百六條(当選の効力に関する異議の申立及び訴願)又は第二百七條(当選の効力に関する訴訟)の規定による異議の申立期間、訴願の提起期間若しくは訴訟の出訴期間又は異議の決定が確定しない間、訴願の裁決が確定しない間若しくは訴訟が裁判所に係属している間は、行うことができない。

4 第一項の期間は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、その選挙を必要とするに至つた選挙につき第二百三條、第二百四條、第二百七條又は第二百八條の規定による訴訟の提起があつた場合においては第二百二十條第一項(選挙関係訴訟についての通知)の規定により訴訟に係属しなくなつた旨の通知を受けた日から、第二百九條第五号に掲げる事由に因る再選挙については第二百二十條第二項の規定による通知を受けた日から、第二百九條第六号に掲げる事由に因る再選挙については第二百五十四條(当選人等の処刑の通知)の規定による通知を受けた日から、起算する。

第三十七條 各選挙ごとに、投票管理者を置く。
2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 参議院議員の選挙において、地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、地方選出議員についての投票管理者を同時に全国選出議員についての投票管理者とすることができ、
4 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
5 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(投票立会人)
第三十八條 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、三人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期前三日までに、本人に通知しなければならぬ。
2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき又はその後三人に達しな

を管理する選挙管理委員会が最後に第一百一條第一項(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)の規定による通知又は国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百十條(議員の欠員の場合の議長等の通知)の規定による通知(参議院全国選出議員の場合に限る。)を受けた日から起算する。

6 第一項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議会の議員及び長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならぬ。

第六章 投票

(選挙の方法)

第三十五條 選挙は、投票により行う。

(一人一票)

第三十六條 投票は、各選挙につき、一人一票に限る。但し、参議院議員の選挙については、地方選出議員及び全国選出議員ごとに一人一票とする。

つたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わしめなければならない。

3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。
4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、三人以上を投票立会人に選任することができない。
5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票所)

第三十九條 投票所は、市役所、町村役場又は投票管理者の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第四十條 投票所は、午前七時に開き午後六時に閉じる。

(投票所の告示)

第四十一條 投票管理者は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。
2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規

定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、投票管理者は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙人名簿の登録と投票)

第四十二條 選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

2 選挙人名簿に登録された者であつても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(選挙当日選挙権のない者の投票)

第四十三條 選挙の当日、選挙権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所についての投票)

第四十四條 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

ら、投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をしてその候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(不在者投票)

第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第四十二條(選挙人名簿の登録と投票)第一項但書、第四十四條(投票所についての投票)、第四十五條第一項(投票用紙の交付)、第四十六條第一項(投票の記載事項及び投票)、第五十條(選挙人の確認及び投票の拒否)及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

一 選挙人がその属する投票区のある都市の区域外(選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外)において職務又は業務に従事中有るべきこと。

二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある都市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

第四十五條 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

2 投票用紙の様式は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については命令で定め、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙については当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(投票の記載事項及び投函)

第四十六條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

第四十七條 投票に關する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

(代理投票)

第四十八條 身体の故障又は文盲に因り、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第四十六條(投票の記載事項及び投函)第一項、第五十條(選挙人の確認及び投票の拒否)第四項及び第五項並びに第六十八條(無効投票)第一項の規定にかかわらず、

三 前項に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に收容中であるべきこと。

(選挙人の確認及び投票の拒否)

第五十條 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人において異議のある選挙人についても、また前二項と同様とする。

(退出せしめられた者の投票)

第五十一條 第六十條(投票所における秩序保持)の規定

により投票所外に退出せしめられた者は、最後になつて投票をすることができ。但し、投票管理者は、投票所の秩序をみだる虞がないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票の秘密保持)

第五十二條 何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)

第五十三條 投票所を閉じるべき時刻になつたときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の人口を鎖し、投票所にある選挙人の投票の結了するのを待つて、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

(投票録の作成)

第五十四條 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第五十五條 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者でない。

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長(参議院全国選出議員の選挙については選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票所に出入し得る者)

第五十八條 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者並びに当該警察官及び警察吏員でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第五十九條 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官又は警察吏員の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第六十條 投票所において演説討論をし若しくはけん闘にわたり又は投票に關し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめ

ある場合を除く外、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(繰上投票)

第五十六條 鳥その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

(繰延投票)

第五十七條 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、当該選挙管理委員会において、少くとも五日前に告示しなければならない。

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一條 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 参議院議員の選挙において、地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、地方選出議員についての開票管理者を同時に全国選出議員についての開票管理者とすることができる。

4 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

5 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(開票立会人)

第六十二條 公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承認を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、開票管理者に届け出ることができる。

- 但し同一人を届け出ることを妨げない。
- 2 前項の規定により届出のあつた者（公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したときは、その届出にかかる者を除く。以下同じ。）が十人を超えないときは、直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において開票立会人十人を互選しなければならない。
- 3 前項の規定による互選は、投票により行い、得票の最多数の者をもつて開票立会人とする。得票の数が同じであるときは、開票管理者がくじで定める。
- 4 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることできない。
- 5 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに開票立会人を定め得る場合にあつてはその者の中で開票管理者がくじで定めた者二人、互選により開票立会人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定めるに当り得票数が同じ

- であるときは、開票管理者がくじで定めた者）以外の者は、開票立会人となることできない。
- 6 第二項、第三項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、開票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 7 第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじは、選挙の期日前二日に行う。
- 8 第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、開票管理者において、予め告示しなければならない。
- 9 公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したときは、その届出にかかる開票立会人は、その職を失う。
- 10 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき若しくは三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、開票管理者は、その開票区における選挙人名簿に登録された投票区があるときは、すべての投票箱の送致を受けたり又はその翌日）に行う。

(開票)

- 第六十六條 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、先ず第五十條（選挙人の確認及び投票の拒否）第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。
 - 2 開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。
 - 3 投票の点検が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長（参議院全国選出議員については選挙分会長）に報告しなければならない。
- (開票の場合の投票の効力の決定)
- 第六十七條 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に當つては、第六十八條（無効投票）の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

- 第六十三條 開票所は、市役所、町村役場又は開票管理者の指定した場所に設ける。
- (開票の場所及び日時の告示)
- 第六十四條 開票管理者は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。
- (開票日)
- 第六十五條 開票は、投票の当日又はその翌日（一開票区

- れた者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ちあわせしめなければならない。但し、第二項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属し又は開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者の届出にかかる開票立会人又は開票管理者の選任にかかる開票立会人と通じて三人以上選任することができない。
- 11 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることできない。
- 12 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)

(無効投票)

第六十八條 左の投票は、無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
- 二 公職の候補者でない者又は第八十七條(重複立候補の禁止)、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となることのできない者の氏名を記載したもの
- 三 一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したも
- 四 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
- 五 公職の候補者の氏名の外、他事を記載したもの 但し、職業、身分住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 六 公職の候補者の氏名を自書しないもの
- 七 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2 第九十九條(再選挙)、第一百十條(再選挙)又は第一百十條(補欠選挙)の規定による衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員の再選挙

ならない。

(一部無効に因る再選挙の開票)

第七十二條 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合の開票においては、その投票の効力を決定しなければならぬ。

(繰延開票)

第七十三條 第五十七條(繰延投票)第一項本文及び第二項の規定は、開票について、準用する。

(開票所の取締)

第七十四條 第五十八條(投票所に入し得る者)、第五十九條(投票所の秩序保持のための処分請求)及び第六十條(投票所における秩序保持)の規定は、開票所の取締について、準用する。

第八章 選挙会及び選挙分会

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五條 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 参議院(全国選出)議員の選挙においては、前項の選挙長を置く外、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した

挙又は補欠選挙の場合において当該議員又は委員の職に現にある者の氏名を記載した投票も、また前項と同様無効とする。

3 参議院議員の通常選挙の場合において在任期間の長い地方選出議員又は全国選出議員たる参議院議員の職に現にある者の氏名を記載した投票並びに教育委員会の委員の定例選挙の場合において在任期間の長い委員の職に現にある者の氏名を記載した投票も、また第一項と同様無効とする。

(開票の参観)

第六十九條 選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第七十條 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならぬ。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第七十一條 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかゝる議員、長又は委員の任期満了、保存しなければならない

者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(選挙立会人)

第七十六條 第六十二條(開票立会人)の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人に、準用する。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第七十七條 選挙会は、都道府県庁又は選挙長の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は選挙分会長の指定した場所を開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第七十八條 選挙長又は選挙分会長は、予め選挙会又は選挙分会の場所及び日時を告示しなければならぬ。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第七十九條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育

委員会の委員の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、第六十六條（開票）第一項及び第二項、第六十七條（開票の場合の投票の効力の決定）後段並びに第六十八條（無効投票）の規定を除いた第七章（開票）の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合せて行うことができる。

2 前項の規定により開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもつてこれに充て、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載するものとする。

（選挙会又は選挙分会の開催）

第八十條 選挙長（参議院全国選出議員の選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長は、すべての開票管理者から第六十六條第三項（投票の点検終了後の結果報告）の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会又は選挙分会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならぬ。

2 前條第一項の場合においては、選挙長は、前項の規定

にかかわらず、投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならぬ。

3 第一項に規定する選挙長又は選挙分会長は、選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第六十六條第三項の規定による報告を受けたときは、第一項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならぬ。

（参議院全国選出議員の場合の選挙会の開催）

第八十一條 参議院（全国選出）議員の選挙においては、選挙分会長は、前條第一項及び第三項の規定による調査を終つたときは、選挙録の写を添えて、直ちにその結果を当該選挙長に報告しなければならない。

2 前項の選挙長は、すべての選挙分会長から前項の報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならぬ。

3 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第一項の報告を受けたときは、当該選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならぬ。

（繰延選挙会又は繰延選挙分会）

第八十四條 第五十七條（繰延投票）第一項本文の規定は、選挙会及び選挙分会に、準用する。

（選挙会場及び選挙分会場の取締）

第八十五條 第五十八條（投票所に出入し得る者）、第五十九條（投票所の秩序保持のための処分の請求）及び第六十條（投票所における秩序保持）の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締について、準用する。

第九章 公職の候補者

（公職の候補者の立候補の届出等）

第八十六條 公職の候補者となる者とする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の候補者にあつてはその選挙期日前十日までに、参議院（全国選出）議員の候補者にあつてはその選挙の期日前二十日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届出をすることができる。

（選挙会及び選挙分会の參觀）

第八十二條 選挙人は、その選挙会及び選挙分会の參觀を求めることができる。

（選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存）

第八十三條 選挙長又は選挙分会長は、選挙録を作り、選挙会又は選挙分会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 選挙録は、第六十六條第三項（投票の点検終了後の結果報告）の規定による報告に関する書類（参議院全国選出議員の選挙にあつては第八十一條第一項（選挙分会長の選挙長への報告）の規定による報告に関する書類）と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）において、当該選挙にかかる議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

3 第七十九條（開票事務と選挙会事務との合同）の場合においては、投票の有効無効を区別し、投票録及び選挙録と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

- 3 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙については、前二項の期間内に届出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員又は委員の定数を超える場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、前二項の例により、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、参議院（全国選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることができる。
- 4 地方公共団体の長の選挙については、第一項及び第二項の期間内に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、第一項及び第二項の例により、その選挙の期日前三日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることができる。
- 5 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項及び前項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに当該候補者が

- 死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三條（長の任期満了に因る選挙）第三項、第三十四條（その他の選挙）第六項又は第百十九條（同時選挙）第三項の規定により告示した期日後五日に当る日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。
- 6 前項及び第百二十六條第二項（長の同時選挙において候補者が一人となつた場合）の場合においては、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。
- 7 公職の候補者は、選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。
- 8 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたとき又は公職の候補者が死亡し若しくは第九十一條（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、当該選挙に関する

る事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

（重複立候補の禁止）

第八十七條 一の選挙区において公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙区において、当該選挙における公職の候補者となることができない。

2 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者となつた者は、同時に、当該選挙における地方選出議員の候補者となることができず、また地方選出議員の候補者となつた者は、同時に、当該選挙における全国選出議員の候補者となることができない。

3 第百十九條第一項又は第二項（同時選挙）の規定により選挙を同時に行う場合において、一の選挙における公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。

4 一の教育委員会の委員の候補者となつた者は、同時に、他の教育委員会の委員の候補者となることができない。

（選挙事務関係者の立候補制限）

第八十八條 左の各号に掲げる者は、在職中、その関係区

域内において、当該選挙の公職の候補者となることができない。

- 一 投票管理者
- 二 開票管理者
- 三 選挙長及び選挙分会長

（公務員の立候補制限）

第八十九條 国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

- 一 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官
- 二 技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの
- 三 前各号に掲げる者の外専務として委員、顧問、参与その他これらに準ずる職にある者で、政令で指定するもの

2 衆議院議員の任期満了に因る総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中、その選挙における候補者となることができる。地方公共

団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了に因る選挙が行われる場合において当該議員、長又は委員がその選挙における候補者となる場合も、また同様とする。

3 第一項本文の規定は、同項第一号及び第二号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国又は地方公共団体の公務員たる地位に影響を及ぼすものではない。

(立候補のための公務員の退職)

第九十條 前條の規定により公職の候補者となることのできない公務員が、公職の候補者となろうとする目的をもつて公務員たることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができないときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その申出の日以後五日に相当する日に公務員たることを辞したものとみなす。

(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)

第九十一條 第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者として届出又は推薦届出のあつた者が、第八十

八條(選挙事務関係者の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となることのできない者となつたときは、その公職の候補者たることを辞したものとみなす。

(供託)

第九十二條 町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選挙の場合を除く外、公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による金額又はこれに相当する額の国債証書を供託しなければならない。

- 一 衆議院議員の選挙 三万円
- 二 参議院議員の選挙 三万円
- 三 都道府県の議会の議員の選挙 一万円
- 四 都道府県知事の選挙 三万円
- 五 市の議会の議員の選挙 五千円
- 六 市長の選挙 一万五千円
- 七 都道府県の教育委員会の委員の選挙 一万円
- 八 市の教育委員会の委員の選挙 五千円

第九十三條 公職の候補者の得票数が、その選挙において

四 都道府県及び市の議会の議員の選挙

五 都道府県知事及び市長の選挙

六 都道府県及び市の教育委員会の委員の選挙

除して得た数の八分の一
 当該選挙区内の議員の定数
 (選挙区がないときは議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一
 有効投票の総数の十分の一

定例選挙における委員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一
 但し、選挙すべき委員の数が定例選挙における委員の定数を超える場合においては、その選挙すべき委員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

2 前項の規定は、公職の候補者が当該選挙の期日前十日以内にその候補者たることを辞した場合に、準用する。
 但し、第九十一條(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つたときは、こ

て、左の各号の区分による数に達しないときは、前條の供託物は、衆議院議員及び参議院議員の選挙にあつては国庫に、都道府県の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては当該市に、帰属する。

一 衆議院議員の選挙

二 参議院(全国選出)議員の選挙

三 参議院(地方選出)議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

通常選挙における議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一
 但し、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を

の限りでない。

(公営に要する経費の分担)

第九十四條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員の選挙において公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙運動に關する公営に要する経費の分担として、公職の候補者一人につき、二万円(都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては一万円)又はこれに相当する額の国債証書を、衆議院議員及び参議院議員の選挙にあつては国庫に、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては当該都道府県に予め納付しなければならぬ。

2 前項の規定により納付した物は、当該公職の候補者が選挙の期日までに死亡し又はその公職の候補者たることを辞したときその他いかなる場合においても、返還しないものとする。但し、公職の候補者の届出又は推薦届出をしなかつた場合に限り、返還するものとする。

3 第一項の規定による納付をした者が、当該選挙区(選挙区がないときはその区域)において第九十九條(再選挙)又は第一百十條(再選挙)の規定により再選挙が行われる

とき、再び公職の候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付をすることを要しない。

第十章 当選人

(当選人)

第九十五條 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、左の各号の区分による得票がなければならぬ。

一 衆議院議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

二 参議院(全国選出)議員の選挙

通常選挙における議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一以上の得票

三 参議院(地方選出)議員の選挙

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票 但し、選挙すべき議員の数が通常選

をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(当選人の更正決定)

第九十六條 第二百二條(選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)第一項若しくは第三項、第二百三條(選挙の効力に關する訴訟)第一項、第二百四條(選挙の効力に關する訴訟)、第二五六條(当選の効力に關する異議の申立及び訴訟)、第二六七條(当選の効力に關する訴訟)第一項又は第二八條(当選の効力に關する訴訟)第一項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、再選挙を行わないで当選人を定めることができる場合において、直ちに選挙会を開き、当選人を定めなければならぬ。

(当選人の繰上補充)

第九十七條 当選人が死亡者であるとき又は第九十九條(被選挙権の喪失)、第一百三條(兼職禁止の職を辞さない場合)若しくは第一百四條(長の当選人が請負をやめな

四 地方公共団体の議会の議員の選挙

選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の総数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票

当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

五 地方公共団体の長の選挙

有効投票の総数の八分の一以上の得票

六 教育委員会の委員の選挙

定例選挙における委員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票 但し、選挙すべき委員の数が定例選挙における委員の定数を超える場合においては、その選挙すべき委員の数

い場合)の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、第九十五條第一項但書(法定得票数)の規定による得票者又は第九十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙について、第九九條(再選挙)第五号若しくは第六号の事由が生じた選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは又はこれら事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

3 地方公共団体の長の選挙について、第九九條第五号又は第六号の事由が生じた場合において、第九十五條第二項又は第九十八條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

(無投票当選)

第九十條 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは教育委員会の委員の選挙において第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項までの規定による届出のあつた候補者がその選挙における議員若しくは委員の定数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共団体の長の選挙において同條第一項、第二項、第四項若しくは第六項の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき若しくは一人となつたときは、投票は、行わない。

2 前項及び第九十七條(同時選挙の場合の無投票当選)の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項及び第九十七條の場合においては、選挙長は、

を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

4 教育委員会の委員の選挙について、第九九條第五号又は第六号の事由が生じた場合において、第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

5 前項の規定により当選人を定めることができないときは、直ちに選挙会を開き、第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

(被選挙権の喪失と当選人の決定)

第九十八條 前二條の場合において、第九十五條第一項但書(法定得票数)の規定による得票者又は第九十五條第二項(同点者の場合)若しくは第九十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがその選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

(被選挙権の喪失に関する当選人の失格)

その選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、当該公職の候補者をもつて当選人と定めなければならない。

5 前項の場合において、当該公職の候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第九十條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にも報告しなければならない。

(当選の効力の発生)

第九十二條 当選人の当選の効力は、前條第二項の規定による当選人の告示があつた日から、生ずるものとする。

(兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格)

第百三條 当選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、第百一條第二項(当選人決定の告知)の規定により当選の告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を失う。

2 前項の場合において、同項に規定する公務員がその退職の申出をしたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その申出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。

(請負等をやめない場合の長の当選人の失格)

第百四條 地方公共団体の長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、地方自治法第百四十二條(長が請負人等となることの禁止)に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、第百一條第二項(当選人決定の告知)の規定による当選の告知を受けた日から五日以内に同法同條に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失う。

管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

(選挙及び当選の無効の場合の告示)

第百七條 第十五章(争訟)の規定による争訟の結果選挙若しくは当選が無効となつたとき又は当選人が第二百五十一條第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

(当選等に関する報告)

第百八條 前三條の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

- 一 衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては都道府県知事を経て全国選挙管理委員会に
- 二 都道府県知事の選挙にあつては内閣総理大臣に
- 三 都道府県の議会の議員の選挙にあつては都道府県知事に
- 四 市町村長の選挙にあつては都道府県知事及び都道府県の選挙管理委員会に

(当選証書の附与及び告示)

第百五條 前二條に規定する場合を除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第百二條(当選の効力の発生)の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

2 前二條の規定により当選を失わなかつた当選人については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、前二條に規定する届出があつたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

3 前二項の規定により当選証書を附与したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、その旨並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(当選人がない場合等の報告及び告示)

第百六條 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

5 市町村の議会の議員の選挙にあつては都道府県知事、都道府県の選挙管理委員会及び市町村長に

6 都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県の教育委員会に

7 市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県及び市町村の教育委員会並びに都道府県の選挙管理委員会に

2 全国選挙管理委員会は、前項の規定により衆議院議員又は参議院(地方選出)議員の選挙につき第百五條(当選証書の附与及び告示)の規定により当選証書を附与した旨の報告を受けたとき及び参議院(全国選出)議員の選挙の当選人に当選証書を附与したときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。

第十一章 特別選挙

(衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の長及び教育委員会の委員の再選挙)

第百九條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)、地方公共団体の長又は教育委員会の委員(在任期間を同じくするものをいう。)

の選挙について左の各号に掲げる事由の1が生じた場合においては、第九十六條(当選人の更正決定)、第九十七條(当選人の繰上補充)及び第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定により当選人を定めることができるるときを除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、左に掲げるその他の事由により又は第九十三條(補欠選挙)若しくは第九十四條(長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合の選挙)の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

- 一 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しないとき。
- 二 当選人が死亡者であるとき。
- 三 当選人が第九十九條(被選挙権の喪失の場合)、第三百三條(兼職禁止の職を辞さない場合)又は第四百四條(長の当選人が請負等をやめない場合)の規定により当選を失つたとき。
- 四 第二百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟願)、第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百

選人の決定)の規定により当選人を定めることができるるときを除く外、当該選挙の当選人の不足数が左の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、前條の例により、再選挙を行わせなければならない。

- 一 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、第十三條第一項(補欠選挙)にいうその議員の欠員の数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。
- 二 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第十三條第一項にいうその議員の欠員の数と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。
- 三 市町村の議会の議員の場合には、第十三條第一項にいうその議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき。
- 四 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の選挙におけるその当選人の不足数が前項各号に該当しなくても、左

四條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百六條(当選の効力に関する異議の申立及び訴訟願)、第二百七條(当選の効力に関する訴訟)又は第二百八條(当選の効力に関する訴訟)の規定による異議の申立、訴訟又は訴訟の結果当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しなくなつたとき。

- 五 第二百十條(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百十一條(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百十二條(出納責任者の報告義務違反の場合)の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき。
- 六 第二百五十一條第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)の規定により当選人の当選が無効となつたとき。

再選挙

第九十條 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、前條各号に掲げる事由の1が生じた場合において、第九十六條(当選人の更正決定)、第九十七條(当選人の繰上補充)及び第九十八條(被選挙権の喪失と当

の各号の区分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に再選挙を行う。但し、前項に規定する事由が左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に生じたものであるときは、この限りでない。

- 一 参議院(全国選出)議員の場合には、在任期間を異にする全国選出議員の選挙が行われるとき。
- 二 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区(選挙区がないときはその区域)において地方公共団体の他の選挙が行われるとき。
- 三 前項の再選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

議員、長又は委員の欠けた場合等の通知

第九十一條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合、地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合又は教育委員会の委員に欠員を生じた場合において、左の区分により、その旨を通知しなければならない。

- 一 衆議院議員及び参議院(地方選出)議員については国会法第九十條(議員の欠員の場合の議長長)の通知

規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、全国選挙管理委員会から都道府県知事を經て都道府県の選挙管理委員会に

二 地方公共団体の議会の議員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その地方公共団体の議会の議長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

三 地方公共団体の長については、その欠けた場合には欠けた日から五日以内にその職務を代理する者から、その退職の申立があつた場合には申立の日から五日以内に地方公共団体の議会の議長から、当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

四 教育委員会の委員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その教育委員会の委員長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

2 前項の通知を受けた選挙管理委員会は、第一百十二條(議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨、長が欠け若しくはその退職の申立があつた旨又は委員が欠員となつた旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない

3 教育委員会の委員の欠員が生じた場合において、第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない

4 前項の規定により当選人を定めることができなるときは、選挙会を開き、第九十五條第一項但書の規定による得票者の中から当選人を定めなければならない

5 第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定は、前四項の場合に、準用する

6 選挙長は、前條第二項又は第三項の通知を受けた日から二十日以内に、選挙会を開き、当選人を定めなければならない

(補欠選挙)

第一百十三條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第十一條(議員の欠員の場合の通知)第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)の欠員につき、国会法第十條(議員の欠

3 国会法第十條の規定により参議院(全国選出)議員に欠員を生じた旨の通知を受けた全国選挙管理委員会は、第一百十二條の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨を直ちに当該選挙長に通知しなければならない

(議員、長又は委員の欠けた場合の繰上補充)

第一百十二條 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の欠員が、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書(法定得票数)の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるときは又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない

2 地方公共団体の長が欠け又はその退職の申立があつた場合において、第九十五條第二項又は第九十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない

員の場合の議長(議長)の規定による通知を受けた場合において、前條第一項、第五項及び第六項の規定により、当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の数が左の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日をもってこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し、第九十九條(再選挙)又は第一百十條(再選挙)の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない

一 衆議院議員の場合には同一選挙区において二人以上に達したとき

二 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)の場合には、第一百十條第一項にいうその当選人の不足数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき

三 参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)の場合には、通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき

四 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第一百十條第一項にいうその当選人の不足数と通じ

て二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

五 市町村の議会の議員の場合には、第十條第一項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき。

2 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が前項各号に該当しなくても、左の各号の区分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。但し、左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は国会法第十條の規定による通知（参議院全国選出議員の場合に限る。）を受けたときは、この限りでない。

一 衆議院議員の場合には、当該選挙区において衆議院議員の再選挙が行われるとき。
二 参議院（全国選出）議員の場合には、在任期間を異にする全国選出議員の選挙が行われるとき。

三 参議院（地方選出）議員の場合には、当該選挙区において在任期間を同じくする地方選出議員の再選挙又は再選挙を異にする地方選出議員の選挙が行われるとき。
四 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区（選挙区がないときはその区域）において地方公共団体の他の選挙が行われるとき。
3 前項の補欠選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。
4 教育委員会の委員の欠員につき、第十一條第一項第四号の規定による通知を受けた場合において、前條第三項から第六項までの規定により当選人を定めることができることを除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し、第九條の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

（長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合の選挙）
第九十四條 地方公共団体の長が欠けるに至り又はその退職の申立があつたことにつき、第十一條（長が欠けた

場合等の通知）第一項第三号の規定による通知を受けた場合において、第十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項、第五項及び第六項の規定により当選人を定めることができることを除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し、第九條（再選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

（合併選挙及び在任期間を異にする議員又は委員の選挙の場合の当選人）

第九十五條 左の各号に掲げる選挙を各号の区分ごとに同時に行う場合においては、一の選挙（参議院議員の場合には全国選出議員又は地方選出議員の選挙ごと）をもつて合併して行う。

- 一 衆議院議員の場合には、その再選挙又は補欠選挙
 - 二 参議院議員の場合には、その通常選挙、再選挙又は補欠選挙
 - 三 地方公共団体の議会の議員の場合には、同一の地方公共団体についてのその再選挙又は補欠選挙
- 2 在任期間を異にする参議院議員について、選挙を合併

して行つた場合においては、第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の当選人を定めなければならない。
3 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、第九條第一項（無投票当選）の規定の適用があるときは、くじにより、いずれの候補者をもつて在任期間の長い議員の選挙の当選人とするかを定めなければならない。
4 第九條第五項（無投票当選の場合の被選挙権の有無の決定）の規定は、前項の場合に、準用する。
5 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、在任期間の長い議員の当選人又はその議員について、第九十七條（当選人の繰上補充）又は第九十二條（議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充）に規定する事由が生じたため、これらの規定により繰上補充を行う場合においては、その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から当選人を定めるものとす。
6 教育委員会の委員（在任期間を同じくするものをい

5. ()の再選挙又は補欠選挙は、左の各号の区分(同一の都道府県又は市町村の教育委員会ごとく)による選挙が行われるときは、その選挙と同時に進行する。

一 在任期間を同じくする他の委員の再選挙又は補欠選挙が行われるとき。

二 在任期間を異にする委員の選挙が行われるとき。

7 第二百六十条第三項(次点者からの繰上補充者)の補充委員の任期終了に因る欠員については、第百十一條(委員の欠員の場合の通知)第一項第四号、第百十二條

第三項から第六項まで及び第百十三條第四項(補欠選挙)の規定にかかわらず、直近に行われる当該都道府県又は市町村の教育委員会の委員の定例選挙と同時にその補欠選挙を行わなければならない。

8 前二項の場合においては、一の選挙をもつて合併して行う。

9 第二項から第五項までの規定は、在任期間を異にする教育委員会の委員につき前項の規定により選挙を合併して行った場合の当選人の決定について、準用する。
(議員又は当選人がすべてない場合の地方公共団体の一般選挙)

付)の規定にかかわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た者二人をもつてその候補者とする。

2 前項及び第百二十八條(決選投票の同時選挙)の場合においては、当該選挙管理委員会は、選挙の期日前五日までに、選挙の期日を告示しなければならない。

3 第一項の選挙において、前項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定により告示した期日後五日に当る日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の場合において、二人の候補者を定めるに当り得票数が同じであるため得票数によつては二人を定めることができないときは、当該選挙管理委員会がくじで定める。

5 第一項の選挙において、第二項の規定による告示のあつた日前当該候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は第三項及び第百二十八條第三項の場合においては、その一人の候補者

第百十六條 地方公共団体の議会の議員又はその選挙における当選人について、第百十條第一項(再選挙)又は第百十三條第一項(補欠選挙)に規定する事由が生じた場合において、議員又は当選人がすべてないとき又はすべてなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙を行わせなければならない。
(地方公共団体の長の決選投票)

第百十七條 地方公共団体の長の選挙において第百十五條

第一項但書(法定得票数)の規定による得票数がないときは、第百九條第一項(再選挙の期日の告示)及び第百十九條第三項(同時選挙の場合の期日の告示)の規定にかかわらず、第百六條第二項(当選人がない場合の告示)の規定による告示の日から十五日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に選挙を行わせなければならない。この場合においては、第八十六條(長の候補者の立候補の届出)第一項、第二項、第四項及び第六項、第九十二條(供託)第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公営に要する経費の分担金の納

及び第一項又は前項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人をもつて候補者とする。得票数が同じであるため得票数によつては候補者を定めることができないときは、当該選挙管理委員会

会がくじで定める。
(地方公共団体の長の決選投票の場合の当選人及び無投票当選)

第百十八條 前條第一項の選挙においては、第九十五條第一項但書(法定得票数)の規定にかかわらず、有効投票の過半数を得た者をもつて当選人とする。

2 前條第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで当選人を定める。

3 前條第一項の選挙について、同條第二項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は同條第三項に規定する事由が生じた場合において、同條第五項の規定によりあらたに候補者となる者がなく又は同條第五項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、

投票は行わない。

4 第百條(無投票当選)第二項から第五項までの規定は、前項及び第百二十七條(同時選挙の場合の無投票当選)の場合に、準用する。

5 前條第一項の選挙における第三十八條(投票立会人)第二項又は第六十二條(開票立会人)第十項若しくはこれを準用する第七十六條(選挙立会人)の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは二人とする。

第十二章 選挙を同時に行うための特例

(同時に行う選挙の範囲)

第百十九條 都道府県の議会の議員の選挙、都道府県知事の選挙及び都道府県の教育委員会の委員の選挙又は市町村の議会の議員の選挙、市町村長の選挙及び市町村の教育委員会の委員の選挙は、それぞれ同時に行うことができる。

2 都道府県の選挙管理委員会は、第百二十條第一項(市町村の選挙を行う場合の届出)の規定による届出又は第百八條(当選人がない場合、選挙及び当選の無効等の場合の報告)第一項第四号、第五号若しくは第七号の規定による報告に基づき、当該市町村の選挙(市町村の議会の

議員及び長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙をいう。本章中以下同じ。)を都道府県の選挙(都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙をいう。本章中以下同じ。)と同時にに行わせることができる。

3 前項の規定による選挙の期日は、都道府県の選挙管理委員会において、少くとも三十日前に告示しなければならない。

第百二十條 市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員若しくは長又は市町村の教育委員会の委員の選挙を行う場合においては、任期満了に因る選挙(第百十五條第七項(補充委員の場合)に規定する任期終了に因る選挙を含む。)については任期満了の前六十日まで、

任期満了以外の事由に因る選挙については第百八條(当選人がない場合、選挙及び当選の無効等の場合の報告)第一項第四号、第五号又は第七号の規定により報告する場合を除く外選挙を行うべき事由を生じた日から三日以内、その旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。市町村の議会の議員の選挙の当選人につ

の調製、糞等)の期日及び期間等は、同條同項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会が定め、予め告示しなければならない。

(投票、開票及び選挙会に関する規定の適用)

第百二十三條 第百十九條(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第三十六條(一人一票)に規定するものを除く外、投票及び開票に関する規定は、各選挙に通じて適用する。第百十九條第一項の規定により同時に選挙を行う場合において、選挙会の区域が同一であるときは、選挙会に関する規定についても、また同様とする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(繰上投票)

第百二十四條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第五十六條(繰上投票)の規定による投票の期日は、同條の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(繰延投票)

第百二十五條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第五十七條第一項(繰延投票)に規定

き第百十條第一項(再選挙)に規定する事由を生じた場合又は市町村の議会の議員に欠員を生じた場合において、第百九十六條(当選人の更正決定)、第百九十七條(当選人の繰上補充)、第百九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)又は第百二十二條(議員の欠員の場合の繰上補充)第一項及び第五項の規定により不足の当選人又は欠員を補充することができないときも、また同様とする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による届出又は第百八條第一項第四号、第五号若しくは第七号の規定による報告のあつた日から三日以内に、当該市町村の選挙を都道府県の選挙と同時に行うかどうかを、当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止)

第百二十一條 市町村の選挙は、前條第二項の規定による通知があるまでの間は、行うことができない。但し、同條第二項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)

第百二十二條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第二十七條第三項(補充選挙人名簿

する事由を生じたときは、都道府県の選挙管理委員会は、同條同項の例により更に投票を行わせなければならぬ。

2 前項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙の選挙長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならぬ。

(長の候補者が一人となつた場合の選挙期日の延期)

第百二十六條 都道府県の選挙と市町村長の選挙を同時に
行ふ場合において市町村長の選挙について第八十六條第
五項(長の候補者が一人となつた場合)に規定する事由
が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにそ
の旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければなら
ぬ。

2 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に
行ふ場合において、都道府県知事の選挙について第八十六條第
五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙につ
いてもまた前項の規定による報告により第八十六條第五
項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府
県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告
のあつた日(二以上の報告があつたときは最後の報告の
あつた日)から七日以内に、選挙を同時に行ふ場
合において、市町村長の選挙について第百十七條第三項
(長の候補者が一人となつた場合)に規定する事由が生
じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨
を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

3 都道府県知事の選挙について第百十七條第三項に規定
する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた
前項の規定による報告により第百十七條第三項に規定す
る事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管
理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日
(二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日)
から七日以内に、選挙を同時に行わせなければならぬ。
この場合においては、その期日は、少くとも五日前
に告示しなければならぬ。

4 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に
行ふ場合において、そのいずれかの選挙について第百十七條第
三項に規定する事由が生じた場合に関し必要な事項は、
政令で定める。

あつた日)から七日以内に、選挙を同時に行わせなけれ
ばならぬ。この場合においては、その期日は、少くとも
五日前に告示しなければならぬ。

3 第百十九條(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規
定により同時に選挙を行う場合において、地方公共団体
の長の選挙について第八十六條第五項に規定する事由が
生じた場合に関し必要な事項は、前項の規定に該当する
場合を除く外、政令で定める。

(無投票当選)

第百二十七條 第百十九條(選挙の同時施行)第一項又は
第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、第
百條第一項(無投票当選)の場合を生じたときは、当該
選挙にかかる投票は、行わない。

(長の決選投票)

第百二十八條 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同
時に行つた場合において、その選挙がともに第百十七條
第一項(決選投票)の場合に該当するときは、都道府県
知事の選挙に関する第百六條第二項(当選人がない場合
の告示)の規定による告示の日から十五日以内において
都道府県の選挙管理委員会の定める期日に、その選挙を

第十三章 選挙運動

(選挙運動の期間)

第百二十九條 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八
十六條(公職の候補者の立候補の届出)第一項から第四
項まで若しくは第六項の規定による公職の候補者の届出
のあつた日又は第百十七條第二項(長の決選投票の場合)
の規定による告示の日から当該選挙の期日の前日まで
なければ、することができない。

(選挙事務所)の設置及び届出)

第百三十條 公職の候補者又はその推薦届出者(推薦届出
者が数人あるときはその代表者)でなければ、当該選挙
につき、選挙事務所を設置することができない。

2 前項の者が選挙事務所を設置したときは、直ちにその
旨を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会
に届け出なければならぬ。選挙事務所に異動があつた
ときも、また同様とする。

(選挙事務所の数)

第百三十一條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員又は
都道府県知事の選挙における選挙事務所は、その公職の
候補者一人につき、二箇所まで設置することができる。

但し、政令の定めるところにより、交通困難等の情況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。

2 参議院(全国選出)議員の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一の都道府県においてはその都道府県において設置することができる参議院(地方選出)議員の選挙における選挙事務所の数を超えることができない。

3 地方公共団体の議会の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所とする。但し、都道府県の教育委員会の委員の選挙については、政令の定めるところにより、交通困難等の情況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。

(選挙当日の選挙事務所の制限)

第百三十二條 選挙事務所は、第百二十九條(選挙運動の期間)の規定にかかわらず、選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から三町以外の区域に限り、設置することができる。
(休憩所等の禁止)

- 二 裁判官
- 三 検察官
- 四 会計検査官
- 五 公安委員会の委員
- 六 警察官及び警察吏員
- 七 收税官吏及び徴税の吏員

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第百三十七條 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校の長及び教員をいう。)は学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(戸別訪問)

第百三十八條 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。但し、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは、この限りでない。

2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政

第百三十三條 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。

(選挙事務所の閉鎖命令)

第百三十四條 第百三十條第一項(選挙事務所の設置者)又は第百三十二條(選挙当日の選挙事務所の制限)の規定に違反して選挙事務所の設置があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 第百三十一條(選挙事務所の数)の規定による定数を超えて選挙事務所の設置があると認めるときは、その超過した数の選挙事務所についても、また前項と同様とする。

(選挙事務関係者の選挙運動の禁止)

第百三十五條 第八十八條(立候補制限を受ける選挙事務関係者)に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができない。

(特定公務員の選挙運動の禁止)

第百三十六條 左の各号に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。
一 選挙管理委員会の委員及び職員

党その他の政治団体の名称を言いある行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(飲食物の提供の禁止)

第百三十九條 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物を提供することができない。但し、湯茶については、この限りでない。

(氣勢を張る行為の禁止)

第百四十條 何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすることができない。

(自動車、拡声機及び船舶の使用)

第百四十一條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第二條第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。)、拡声機及び船舶は、公職の候補者一人について、左の各号の区分による制限を超えて使用することができない。

- 一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員都道府県知事
- 自動車一台、拡声機二揃
- 及び船舶一隻

又は都道府県の教育委員会
の委員の選挙

二 参議院(全国選出)議員
自動車三台、拡声機三揃
及び船舶二隻
の選挙

2 前項の自動車、拡声機又は船舶を使用しようとする場
合には、公職の候補者は、予め当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会の発行する証明書の交付を受け
なければならない。

3 第一項の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、前
項の証明書を常時携帯するとともに、その使用する自動
車、拡声機又は船舶には、当該選挙に関する事務を管理
する選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければ
ならない。

4 前項の証明書は、当該公務員の請求があるときは、こ
れを呈示しなければならない。

(文書图画の頒布)

第四百四十二條 選挙運動のために使用する文書图画は、左
の各号に規定する通常葉書の外は、頒布することができ
ない。
一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員又は都道府県

用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第四百四十一條第一項(自動車、拡声機及び船舶の使
用)の規定により主として当該公職の候補者の選挙運
動のために使用される自動車、拡声機又は船舶に使用
するポスター、立札及びちようちん

三 主として選挙運動のために使用されるそりに使用す
るポスター、立札及びちようちん

四 演説会場(第五百五十二條(公営の立会演説会を行う
べき選挙)に規定する公営の立会演説会における演説
会場を除く。)においてその演説会の開催中及び街頭
演説の場所においてその演説中使用するポスター、立
札、ちようちん及び看板の類

五 前各号に掲げるものを除く外、選挙運動のために使
用するポスター

2 前項第一号の規定により選挙事務所を表示するための
文書图画は、第二百二十九條(選挙運動の期間)の規定に
かわらず、選挙の当日においても、掲示することがで
きる。

(ポスターの数)

第四百四十四條 前條第一項第五号のポスターは、左の各号

知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について三
万枚 但し、第十七條第一項(決選投票の場合)の
都道府県知事の選挙にあつては、五千枚

二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の
候補者一人について五万枚

三 都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、公
職の候補者一人について一万枚

2 前項の通常葉書は、無料とし、郵政省において選挙用
である旨の表示をしたものでなければならぬ。

3 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書图画又
は看板(ブラカードを含む。以下同じ。)の類を多数の
者に回覧させることは、第一項の頒布とみなす。但し、
第四百四十三條(文書图画の掲示)第一項第二号から第四
号までに規定するものを回覧させることは、この限りで
ない。

(文書图画の掲示)

第四百四十三條 選挙運動のために使用する文書图画は、左
の各号の一に該当するもの外は、掲示することができ
ない。
一 選挙事務所を表示するために、その場所において使

の区分による数を超えることができない。

一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知
事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつて
は、公職の候補者一人について三千枚 但し、参議院
(地方選出)議員の選挙にあつては、当該都道府県の
区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合に
は、その一を増すごとにこれに一千枚を加えた数

二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の
候補者一人について二万枚 但し、一の都道府県にお
いては、その都道府県において使用することができる
参議院(地方選出)議員の選挙におけるポスターの数
を超えることができない。

三 都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び
市の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補
者一人について五百枚 但し、地方自治法第五十五
條第二項(区を設ける指定市)の市の市長の選挙にあ
つては、公職の候補者一人について二千枚

四 町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の
委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について百
枚

2 前項のポスターには、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の検印を受けなければならない。但し、参議院(全国選出)議員の候補者のポスターについては、本人の申請により、全国選挙管理委員会が承認した場合、都道府県の選挙管理委員会の検印を受けることができる。

3 第一項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。

(ポスターの掲示箇所)

第四百四十五條 何人も、国、地方公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社が所有し若しくは管理するものには、第四百四十三條(文書図画の掲示)第一項第五号のポスターを掲示することができない。

2 何人も、第四百四十三條第一項第五号のポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限) 第四百四十六條 何人も、選挙運動の期間中は、著述、複製

て掲示したものと認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前條の規定に該当するものがあると認めるときは、撤去させることができる。

2 第四百四十三條第一項第五号のポスターで選挙運動の期間中適法に掲示したものについては、第二百二十九條(選挙運動の期間)の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。但し、投票所を設けた場所の入口から約一町以内の区域に掲示したものである場合は、都道府県又は市町村の選挙管理委員会において、選挙の当日撤去しなければならない。

(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)

第四百四十八條 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、新聞紙又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

2 新聞紙又は雑誌の販売を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法で頒布し又は選挙管理委員会において指定する場所に掲示することができる。

等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第四百四十二條(文書図画の頒布)又は第四百四十三條(文書図画の掲示)の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは公職の候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該公職の候補者の選挙区(選挙区がないときはその区域)内に頒布し又は掲示する行為は、第四百四十二條又は第四百四十三條の禁止を免れる行為とみなす。

(文書図画の撤去)

第四百四十七條 都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、選挙運動のために使用する文書図画で第四百四十三條(文書図画の掲示)、第四百四十四條(ポスターの敷)若しくは第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)の規定に違反し

(新聞広告)

第四百四十九條 公職の候補者は、全国選挙管理委員会が定める同一寸法で、いずれかの一の新聞に、選挙運動の期間中、一回(参議院全国選出議員の選挙にあつては二回)を限り、選挙に関して広告をすることができる。

2 前項の広告を掲載した新聞紙は、第四百四十二條(文書図画の頒布)の規定にかかわらず、新聞販売を業とする者が、通常の方法で頒布することができる。

3 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙においては、無料で第一項の規定による新聞広告をすることができる。

(政見放送)

第四百五十條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、当該公職の候補者は、選挙運動の期間中日本放送協会の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

2 前項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区(選挙区がないときはその区域)のすべての公職の候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を

与える等同等の利便を提供しなければならない。
 3 前二項の放送の回数、日時その他放送に關し必要な事項は、全国選挙管理委員会が日本放送協会と協議の上、定める。この場合において、参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者の放送に關しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

(経歴放送)

第百五十一條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、日本放送協会は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2 前項の放送の回数は、選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までの間において、公職の候補者一人について概ね十回とする。

(公営の立会演説会を行うべき選挙)

第百五十二條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙(第百十七條第一項(決選投票の場合)の選挙を除く)並びに都道府県の教育委員会の委

行い得べき演説の総回数の三分の一を超えてはならない。
 3 前項但書の回数の計算については、端数は、一回とみなす。

(立会演説会の開催計画の決定及び告示)

第百五十三條 都道府県の選挙管理委員会は、第百五十三條(立会演説会の開催主体)の規定により立会演説会を開催する市町村の選挙管理委員会と協議の上、予め立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において、演説をすることのできる公職の候補者の数及び演説の時間を決定し、当該選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内に、告示しなければならない。

2 前項の規定による決定をするに当つては、都道府県の選挙管理委員会は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて、その意見を聴くことができる。

(立会演説会への参加)

第百五十六條 立会演説会に加わろうとする公職の候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日ま

員の選挙については、この法律の定めるところにより公営の立会演説会を行う。

(立会演説会の開催主体)

第百五十三條 市及び人口概ね五千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するものは、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、立会演説会を開催しなければならない。

2 前項の市は、人口概ね五万ごとを一単位として、立会演説会を開催するようにしなければならない。

3 第一項の町村以外の町村で人口、交通の状況等を参酌の上、都道府県の選挙管理委員会の指定したものは、立会演説会を開催しなければならない。

(立会演説会における演説者)

第百五十四條 立会演説会において演説をする者は、当該選挙における公職の候補者でなければならない。

2 前項の公職の候補者は、その代理として一人を限り、自己の加わるべき立会演説会において演説を行わせることができる。但し、その演説の回数は、当該公職の候補者が第百五十六條(立会演説会への参加)又は第百五十七條(立会演説会への指定期日後の参加)の規定により、前條第一項の規定により告示された一市町村又は一単位ごとの各立会演説会の開催日及び会場につき自己の加わるべき希望の順位を定めて、その旨を申し出なければならない。この場合において、立会演説会に加わることのできる回数は、立会演説会を開催すべき一市町村又は一単位ごとに、公職の候補者一人について、一回に限る。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた公職の候補者のうち当該立会演説会への参加を希望の第一順位とするものにつき、各立会演説会ごとに、前條第一項の規定による一回の立会演説会において演説をすることのできる候補者を決定する。当該立会演説会への参加を希望の第一順位とする申出者の数がその演説をすることのできる数を超えるときは、申出の到達の順位により、到達が同時であるときはくじにより、決定する。

3 前項の規定により希望の第一順位通りに決定されなかつた申出者については、都道府県の選挙管理委員会は、その申出者の希望の順位を参酌して、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

4 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで決定する。

5 第一項の申出のあつた公職の候補者について、前三項の規定によりその者の加わるべき立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を、当該公職の候補者に通知するとともに告示しなければならない。この場合においては、併せて関係市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(立会演説会への指定期日後の参加)

第百五十七條 前條第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとするものは、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、前條第一項の例により、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあつた公職の候補者については、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場は、都道府県の選挙管理委員会が、申出者の希望の順位を参酌して決定する。この場合においては、併せて立会演説会における演説の順序をも決定しなければならない。

3 前項の決定をしたときは、都道府県の選挙管理委員会
せることができる。
2 前項の場合において必要があるときは、市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、当該警察官又は警察吏員の処分を請求することができる。

(立会演説会に關しその他必要な事項及び実施事務)

第百六十條 前八條に規定するものの外、立会演説会に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定め、会場の施設その他立会演説会の実施に關する事務は、市町村の選挙管理委員会が行う。

(公営施設使用の個人演説会)

第百六十一條 公職の候補者は、左に掲げる施設を使用して、個人演説会を開催することができる。

- 一 学校(学校教育法第一條に規定する学校をいう。)
- 二 地方公共団体の管理に属する公会堂及び議事堂
- 三 前各号の外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

は、前條第五項の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(立会演説会開催の周知方法)

第百五十八條 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき市町村又は一単位につき、五十箇所以上でなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示をしなければならない。

(立会演説会場の秩序保持)

第百五十九條 市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、立会演説会の会場において演説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだる者があるとときは、これを制止し、命に従わなければならないときは会場外に退去させらる。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

(個人演説会における演説者)

第百六十二條 前條の規定により個人演説会を開催する場合においては、公職の候補者以外の者も演説をすることができる。

(個人演説会開催の申出)

第百六十三條 第百六十一條(公営施設使用の個人演説会)の規定により個人演説会を開催しようとする公職の候補者は、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び公職の候補者の氏名を、文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。

(個人演説会の施設の無料使用)

第百六十四條 第百六十一條(公営施設使用の個人演説会)の規定により個人演説会を開催する場合における施設(設備を含む。)の使用については、公職の候補者一人につき、同一施設(設備を含む。)ごとに一回を限り、

無料とする。

(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)

第六十五條

何人も、この法律に規定する立会演説会が開催される当日には、当該立会演説会の会場から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説会を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をする_{こと}も、また同様とする。

(特定の建物及び施設における演説の禁止)

第六十六條

何人も、左に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説を行うことができない。但し、第一号に掲げる建物においてこの法律に規定する立会演説会又は個人演説会を開催する場合は、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の所有し又は管理する建物
- 二 汽車、電車、乗合自動車、船舶(第四百四十一條第一項(選挙運動に使用する場合)の船舶を除く。)及び停車場その他鉄道地内
- 三 病院、診療所その他の療養施設

あつては当該選挙の期日前二十日までに全国選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

- 2 前項の掲載文は、字数五百を超えられない。
- 3 第一項の掲載文の字数が前項の制限を超えるときは、その超過する部分は、選挙公報に掲載しないものとする。

(選挙公報の発行手続)

第六十九條

参議院(全国選出)議員の選挙について前條第一項の申請があつたときは、全国選挙管理委員会は、その掲載文(掲載文の字数が前條第二項の制限を超えるときはその制限内の掲載文)の写二通をその選挙の期日前十日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

- 2 都道府県の選挙管理委員会は、前條第一項の申請又は前項の掲載文の写の送付があつたときは、掲載文又はその写を、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。
- い。

- 3 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者の選挙公報と地方選出議員の候補者の選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

第六十七條

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効に因る再選挙及び第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。

- 2 選挙公報は、選挙区ごとに(選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて)、発行しなければならない。
- 3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 4 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、全国選挙管理委員会が定める。

(掲載文の申請)

第六十八條

公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会の指定する期日までに都道府県の選挙管理委員会に、参議院(全国選出)議員の選挙に

- 4 一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。
- 5 前條第一項の申請をした公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第七十條

選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に用うべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して、選挙の期日前三日までに、配布する。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第七十一條

第百條第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(選挙公報に關しその他必要な事項)

第七十二條

前五條に規定するものの外、選挙公報の発行の手続に關し必要な事項は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が定める。
(公職の候補者の氏名等の揭示)

第七十三條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名及び党派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名）の掲示をしなければならない。

2 前項の掲示は、当該選挙の投票所の入口その他公衆の見易い場所を選び、一投票区につき三箇所以上五箇所以内の箇所（参議院全国選出議員の場合にあつては一箇所）にしなければならない。

（氏名等の掲示期間、掲載の順序その他掲示の手続）

第七十四條 前條第一項の掲示は、当該選挙の期日前十日からその選挙の当日まで行ふ。

2 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者に関するものと地方選出議員の候補者に関するものとを区別して掲示を行わなければならない。

3 前條第一項の掲示の掲載の順序は、公職の候補者の届出又は推薦届出につき、当該選挙の期日前十二日までに当該選挙長から通知のあつた候補者については市町村の選挙管理委員会がくじで定め、当該選挙の期日前十一日以後にその通知のあつた候補者については通知の到達順

十五枚の特殊乗車券の交付を受けることができる。なお、参議院（全国選出）議員の選挙においては、無料で、当該候補者の選択により、左の各号の中いづれかの

一の号に掲げる券の交付を受けることができる。

一 当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚

二 当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券三枚

三 全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券六枚

2 前項の規定により特殊乗車券及び回数券の交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したときは、直ちにこれを返還しなければならない。

（燃料及び用紙のあつせん及び返還）

第七十七條 第四百十一條第一項（選挙運動に使用する場合）の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料及び第四百十四條（ポスターの数）の規定によるポスターに使用する用紙に関しては、その配給又は交付につき、国又は地方公共団体において、あつ

により、その到達が同時であるときは、くじで定める。

4 当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前條第一項の掲示をした後当該公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞した旨の通知を当該選挙長から受けたときは、掲示中その通知にかかる公職の候補者に関する部分を抹消しなければならない。

（氏名等の掲示に關しその他必要な事項）

第七十五條 前二條に規定するものの外、第七十三條第一項（公職の候補者の氏名等の掲示）の掲示に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

（交通機関の利用）

第七十六條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内において日本国有鉄道、国鉄自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて

せんするものとする。この場合においては、全国選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料又は用紙の配給若しくは交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したときは、直ちにその全部を返還しなければならない。但し、選挙運動に使用したためその全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

（選挙期日後の挨拶行為の制限）

第七十八條 何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に關し、選挙人に挨拶する目的をもつて左の各号に掲げる行為をすることができない。但し、公職の候補者であつた者が自ら第一号に掲げる行為をすることは、この限りでない。

一 選挙人に対して戸別訪問をすること。

二 自筆の信書及び当選又は落選に關する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除く外文書図画を頒布し又は掲示すること。

- 三 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- 四 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- 五 自動車を連れ又は隊伍を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすること。
- 六 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言いあるくこと。

第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

(収入、寄附及び支出の定義)

- 第七十九條 本章において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。
- 2 本章において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。
- 3 本章において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

(出納責任者の選任及び届出)

第八十一條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

2 出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより辞任することができる。

(出納責任者の異動)

第八十二條 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第八十條(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項の例により、届け出なければならぬ。

2 前項の届出で解任又は辞任による異動に関するものは、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。

(出納責任者の職務代行)

第八十三條 出納責任者に事故があるとき又は出納責任

第八十條 公職の候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者(出納責任者)とす。以下同じ。一人を選任しなければならない。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときはその代表者)が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

2 出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならない。

3 出納責任者の選任者(自ら出納責任者となつた者を含む)は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

4 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、前項の届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならない。

者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行う。推薦届出者たる選任者(自ら出納責任者となつた者を含む)にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行う。

2 前項の規定により出納責任者に代つてその職務を行う者は、第八十條(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項の例により、届け出なければならない。

3 前項の届出には、出納責任者の氏名(出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは併せてその氏名)、事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

(届出前の寄附の受領及び支出の禁止)

第八十四條 出納責任者(その職務を代行する者を含む)は、第八十條(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項、第八十二條(出納責任者の異動)又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他

の運動のために、いかなる名義をもつてするを問わず、公職の候補者のために寄附を受け又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者が寄附を受けるについても、また同様とする。

(会計帳簿の備付及び記載)

第百八十五條 出納責任者は、会計帳簿を備え、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
- 二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積つた金額。以下同じ。）及び年月日
- 三 選挙運動に関するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
- 四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

2 全国選挙管理委員会は、前項の会計帳簿の種類及び様式を定め、官報に告示しなければならない。

その職任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならない。

(領収書等の徴収及び送付)

第百八十八條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならない。

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第百八十九條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第百八十五條（会計帳簿の備付及び記載）第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、左の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 当該選挙の期日の公示又は告示の前日まで及び選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前七日まで

(明細書の提出)

第百八十六條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。

2 前項の寄附で当該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに当該責任者にその明細書を提出しなければならない。

(出納責任者の支出権限)

第百八十七條 立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。）でなければすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

2 立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したものであるについては、出納責任者は、なされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて、選挙の期日前五日までに

二 当該選挙の期日前六日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを前号に規定するものと併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に

三 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に

2 第百十七條（長の決選投票）第一項の選挙の場合において、その選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、前項第二号の規定の適用については、選挙の期日から十五日以内とあるのは第百十七條第一項又は第三項の選挙の期日から十五日以内とする。

3 前二項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(出納責任者の事務引継)

第九十條 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合に
 おいては、直ちに公職の候補者の選挙運動に関しなされ
 た寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらた
 に出納責任者となつた者に対し、あらたに出納責任者と
 なつた者がないときは出納責任者に代つてその職務を行
 う者に対し、引継をしなければならぬ。出納責任者に
 代つてその職務を行う者が事務の引継を受けた後、あら
 たに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

2 前項の規定により引継をする場合には、引継を
 する者において前條の例により引継書を作成し、引継の
 旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を
 受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その
 他の書類とともに引継をしなければならぬ。
 (帳簿及び書類の保存)

第九十一條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收
 書その他の支出を証すべき書面を、第八十九條(選挙
 運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定によ
 る報告書提出の日から二年間、保存しなければならぬ。
 (報告書の公表、保存及び閲覧)

定による報告書の調査に必要があるとき認めるとき
 は、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の
 提出を求めることができる。

(選挙運動に関する支出金額の制限)

第九十四條 選挙運動に関する支出の金額は、公職の候
 補者一人につき、左の各号の区分による数を政令で定め
 る金額に乗じて得た額を、超えることができない。

一 衆議院議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数を
 もつてその選挙の期日の公示
 又は告示の日において当該選
 挙人名簿に登録されている者
 の総数を除して得た数

二 参議院議員の選挙

通常選挙における当該選挙区
 内の議員の定数(全国選出議
 員については通常選挙におけ
 る議員の定数)をもつてその
 選挙の期日の公示又は告示の
 日において当該選挙人名簿に
 登録されている者の総数を除
 して得た数

第九十二條 第八十九條(選挙運動に関する収入及び
 支出の報告書の提出)の規定による報告書を受理したと
 きは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会
 は、全国選挙管理委員会との定めるところにより、その要
 旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、全国選挙管理委員会にあつ
 ては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては
 都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつ
 てはその予め告示をもつて定めたところの周知させ易い
 方法によつて行う。

3 第八十九條の規定による報告書は、当該選挙管理委
 員会において、受理した日から二年間、保存しなければ
 ならない。

4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する
 事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、
 報告書の閲覧を請求することができる。

(報告書の調査に関する資料の要求)

第九十三條 全国選挙管理委員会、都道府県の選挙管理
 委員会又は市町村の選挙管理委員会は、第八十九條
 (選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規

三 地方公共団体の議
 会の議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数
 (選挙区がないときは議員の
 定数)をもつてその選挙の期
 日の告示の日において当該選
 挙人名簿に登録されている者
 の総数を除して得た数

四 地方公共団体の長
 の選挙
 その選挙の期日の告示の日に
 おいて当該選挙人名簿に登録
 されている者の総数

五 教育委員会の委員
 の選挙
 定例選挙における委員の定数
 をもつてその選挙の期日の告
 示の日において当該選挙人名
 簿に登録されている者の総数
 を除して得た数

2 第一百七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙にお
 ける選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人
 につき、前項の規定による地方公共団体の長の選挙につ
 いての額の六分の一に相当する額を超えることができな
 い。

3 前二項の場合において百円未満の端数があるときは、

その端数は、百円とする。

(選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)

第九十五條 選挙の一部無効に因る再選挙における選挙運動に関する支出の金額は、前條の規定にかかわらず、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による数を政令で定める金額に乗じて得た額を、超えることができない。

一 衆議院議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

二 参議院議員の選挙

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数(全国選出議員については通常選挙における議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙

人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

三 地方公共団体の議会の議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

四 地方公共団体の長の選挙

その選挙の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数

五 教育委員会の委員の選挙

定例選挙における委員の定数をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

う場合に於けるその選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、前項の規定に準じて算出した額を超えることができない。但し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において必要があると認めるときは、減額することができる。

3 前條第三項の規定は、前二項の場合に、準用する。

(選挙運動に関する支出金額の制限の告示)

第九十六條 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前二條の規定による額を告示しなければならぬ。

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第九十七條 左の各号に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

一 立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者となつた者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

二 第八十六條(公職の候補者の立候補の選出)第一項から第四項まで及び第六項の届出があつた後又は第九十七條第一項(長の決選投票の場合)の規定により公

職の候補者となつた後公職の候補者又は出納責任者として意思を通じてした支出以外のもの

三 公職の候補者が採用する船車馬等のために要した支出

四 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

五 選挙運動に関し支拂う国又は地方公共団体の租税又は手数料

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、第四百四十一條第一項(選挙運動に使用する場合)の規定による自動車を使用するために要した支出も、また前項と同様とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額超過による当選無効)

第九十八條 公職の候補者のために支出された選挙運動に関する支出の金額が第九十六條(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額を超えたときは、その公職の候補者の当選を無効とする。但し、公職の候補者及び推薦届出者が出納責任者又はこれに代つてその職務を行う者の選任及び監督につき相当

の注意をし、且つ、出納責任者又はこれに代つてその職務を行う者において選挙運動に関する支出につき過失がなかつたときは、この限りでない。

(特定人の寄附の禁止)

第九十九條 左の各号に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者がその属する政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合及び当該選挙の關係区域外にある者に対し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者

二 衆議院議員及び参議院議員の選挙に關しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう党書記当者(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)

第二百條 何人も、選挙に關し、前條各号に掲げる者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に關し、前條各号に掲げる者(同條但書の規定に該当する場合を除く)並びに外国人、外國人

同時選挙) 第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、第一百七條第一項若しくは第三項又は第二百二十八條第一項若しくは第三項の選挙の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に訴願を提起することができる。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する訴訟)

第二百三條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴願に対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁判に不服がある者は、その決定書若しくは裁判書の交付を受けた日又は第二百十五條(決定書、裁判書の要旨の告示)の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

2 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の

人及び外国の団体から寄附を受けてはならない。

(匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属)

第二百一條 何人も、選挙に關し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の寄附を受けてはならない。
3 第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、これが保管者において、国庫に納付の手續をとらなければならない。

第十五章 争訟

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)

第二百二條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から十四日以内に、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議の申立をすることができ

る。前項の期間は、地方公共団体の長の選挙については第一百七條第一項(衆議院議員)又は第二百二十八條(参議院議員)

委員の選挙の効力に關する訴訟は、前條第一項の規定による異議の申立に対する決定及び同條第三項の規定による訴願に対する裁判を受けた後でなければ提起することができない。

(衆議院議員及び参議院議員の選挙の効力に關する訴訟)

第二百四條 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会の委員長を、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては全国選挙管理委員会の委員長を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(選挙の無効の決定、裁判又は判決)

第二百五條 選挙の効力に關し異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反していることがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁判し又は判決しなければならない。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の

委員の当選の効力に関する異議の申立及び訴願)

第二百六條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙においてその当選の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者は、第一百一條第二項(当選人決定の告示)又は第六六條第二項(当選人がない場合等の告示)の告示の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 前項の期間は、地方公共団体の長の選挙について第七十七條第一項(決選投票)又は第六十八條(決選投票の同時選挙)第一項若しくは第三項の選挙を行った場合においては、これらの選挙に関する第一百一條第二項又は第六六條第二項の告示の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に訴願を提起することができる。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する訴訟)

第二百七條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴願に対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第六十五條(決定書、裁決書の要旨の告示)の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

2 第二百三條第二項(選挙の効力に関する訴訟における異議の申立及び訴願の前置主義)の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する訴訟を提起する場合に、準用する。

(衆議院議員及び参議院議員の当選の効力に関する訴訟) 第二百八條 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、当選をしなかつた者で当選の効力に関し異議がある者は、当選人を被告とし、第一百一條第二項(当選人決定の告示)及び第六六條第二項(当選人がない場合等の告示)の告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。但し、第六十五條第一項但書(法定得票数)の規定による得票に達したとの理由、第

(選挙運動に関する支出金額の制限額超過に因る当選無効の訴訟)

第二百十條 第九十八條(選挙運動に関する支出金額の制限額超過の場合)の規定により当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、第一百一條第二項(当選人決定の告示)の告示の日から三十日以内に、高等裁判所に、訴訟を提起することができる。

(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟) 第二百十一條 選挙運動を総括主宰した者が第二百十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)又は第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一條第一項後段(総括主宰者の選挙犯罪に因る当選無効)の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟)

第九十八條 (被選挙権の喪失と当選人の決定) 第九十九條 (被選挙権の喪失に因る選挙人の失格) 若しくは第一百三條第一項(兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格)の規定に該当しないとの理由又は第六六條第五項(無投票当選の場合の被選挙権の有無の決定)の決定が違法であるとの理由に因り、訴訟を提起する場合において、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会の委員長を、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては全国選挙管理委員会の委員長を被告としなければならない。

2 前項の規定による訴訟の裁判確定前に当選人が死亡したときは、検察官が被告となる。

(当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第二百九條 前三條の規定による当選の効力に関する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第二百五五條(選挙の無効の決定、裁決又は判決)の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

第二百十二條 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一條第二項（出納責任者の報告書提出の義務違反に因る当選無効）の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

（争訟の処理）

第二百十三條 本章に規定する争訟については、異議の申立に対する決定はその申立を受けた日から三十日以内に、訴願の裁決は訴願を受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。

2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならない。

（争訟の提起と処分の執行）

第二百十四條 本章に規定する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつても、処分の執行は、停止しない。

（決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示）

第二百十五條 第二百二條第一項（選挙の効力に関する異

議の申立）及び第二百六條第一項（当選の効力に関する異議の申立）の異議の申立に対する決定又は第二百二條第三項（選挙の効力に関する訴願）及び第二百六條第三項（当選の効力に関する訴願）の訴願に対する裁決は、文書をもつてし、理由を附けて申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

議の申立）及び第二百六條第一項（当選の効力に関する異議の申立）の異議の申立に対する決定又は第二百二條第三項（選挙の効力に関する訴願）及び第二百六條第三項（当選の効力に関する訴願）の訴願に対する裁決は、文書をもつてし、理由を附けて申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

（訴願法の適用）

第二百十六條 第二百二條第三項（選挙の効力に関する訴願）及び第二百六條第三項（当選の効力に関する訴願）の訴願については、本章に規定するものを除く外、訴願法（明治二十三年法律第五号）第六條（訴願書）、第七條第一項（共同訴願）、第九條（訴願の却下及び還付）、第十條第一項（訴願書の差出）、第十三條（審理）及び第十六條（裁決の拘束力）の規定を適用する。

（当選人を被告とする訴訟の管轄）

第二百十七條 第二百八條（当選の効力に関する訴訟）、第二百十條（選挙運動の法定支出額超過の場合）、第二百十一條（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合）又は第二百十二條（出納責任者の報告義務違反の場合）の規定により当選人を被告とする訴訟は、当該選挙に関する事

且つ、関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。その訴訟が係属しなくなつたときも、また同様とする。

2 第二百十條（選挙運動の法定支出額超過の場合）、第二百十一條（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合）又は第二百十二條（出納責任者の報告義務違反の場合）の規定による訴訟が提起された場合において、その訴訟が係属しなくなつたときも、また前項と同様とする。

3 前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、全国選挙管理委員会に送付し、且つ、関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、衆議院議員又は参議院議員については衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員については当該議会の議長に、教育委員会の委員については当該委員会の委員長に、併せて送付しなければならない。

第十六章 罰則
（買収及び利害誘導罪）

第二百十八條 裁判所は、本章の規定による訴訟を裁判するに当り、検察官をして口頭弁論に立ち合わせしめることができる。

（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）

第二百十九條 本章の規定による訴訟については、本章に特別の定があるものを除いては、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第八條（職権による訴訟参加）、第九條（職権証拠調）、第十條第七項（民事訴訟の仮処分の規定の排除）及び第十二條（確定判決の拘束力）の規定を適用する外、民事訴訟に関する法律の定めるところによる。

（選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）

第二百二十條 第二百三條（選挙の効力に関する訴訟）、第二百四條（選挙の効力に関する訴訟）、第二百七條（当選の効力に関する訴訟）又は第二百八條（当選の効力に関する訴訟）の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、全国選挙管理委員会に通知し、

第二百二十一條 左の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込若しくは約束をし又は饗応接待、その申込若しくは約束をしたとき。

二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくは止めたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、饗応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込を承諾し又は第一号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

し又はさせたとき。

二 財産上の利益を図る目的をもつて公職の候補者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をするを請け負い若しくは請け負わせ又はその申込をしたとき。

2 前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号の罪を犯した者が常習者であるときも、また前項と同様とする。

(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)
第二百二十三條 左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

一 公職の候補者たること若しくは公職の候補者となろうとすることを止めさせる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者に対し又は当選を辞させる目的をもつて当選人に対し第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)第一項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

二 公職の候補者たること若しくは公職の候補者となろうとすることを止めさせたこと、当選を辞したこと又はその周旋勧誘をしたこと、報酬とする目的をもつて公職の候補者であつた者、公職の候補者となろうとした者又は当選人であつた者に対し第二百二十一條第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込若しくは約束をし又は選挙運動者からの交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込を承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官若しくは警察吏員がその關係区域内の選挙に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

(多数人買収及び多数人利害誘導罪)

第二百二十二條 左の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 財産上の利益を図る目的をもつて公職の候補者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為を

うとすることを止めたこと、当選を辞したこと又はその周旋勧誘をしたこと、報酬とする目的をもつて公職の候補者であつた者、公職の候補者となろうとした者又は当選人であつた者に対し第二百二十一條第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

三 前二号の供与、饗応接待を受け若しくは要求し、前二号の申込を承諾し又は第一号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

四 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をなしたとき。

2 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官若しくは警察吏員がその關係区域内の選挙に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

(買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第二百二十四條 前三條の場合において收受し又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収する

ことができなるときは、その価額を追徴する。

(選挙の自由妨害罪)

第二百二十五條 選挙に関し、左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

- 一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者とならうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引したとき。
- 二 交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者とならうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者とならうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六條 選挙に関し、官吏若しくは吏員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者

なくして選挙人の投票に関涉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は一万五千円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)

第二百二十九條 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾し又は投票、投票箱その他関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

(多衆の選挙妨害罪)

第二百三十條 多衆集合して第二百二十五條(選挙の自由妨害罪)第一号又は前條の罪を犯した者は、左の區別に従つて処断する。

- 一 首魁は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 三 附和随行した者は、二千五百円以下の罰金又は科料

又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所に入り等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 官吏若しくは吏員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は七千五百円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七條 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に関係のある官吏若しくは吏員、立会人又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したときは、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。この表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票関涉罪)

第二百二十八條 投票所又は開票所において正当な理由が

に処する。

2 第二百二十五條第一号又は前條の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首魁は二年以下の禁錮に処し、その他の者は、二千五百円以下の罰金又は科料に処する。

(兇器携帯罪)

第二百三十一條 選挙に関し、銃砲、刀劍、棍棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

2 当該警察官及び警察吏員は、必要と認める場合においては、前項の物件を領置することができる。

(投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)

第二百三十二條 前條の物件を携帯して投票所、開票所、選挙会場又は選挙分会場に入った者は、三年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

(携帯兇器の没収)

第二百三十三條 前二條の罪を犯した場合においては、その携帯した物件を没収する。

(選挙犯罪のせん動罪)

第二百三十四條 演説又は新聞紙、雑誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百五條（選挙の自由妨害罪）、第二百二十八條（投票関渉罪）、第二百二十九條（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等）、第二百三十條（多衆の選挙妨害罪）、第二百三十一條（兇器携帯罪）又は第二百三十二條（投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪）の罪を犯させる目的をもつて人をせん動した者は、一年以下の禁こ又は一万五千円以下の罰金に処する。但し、新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び実際に編集を担当した者を罰する。

（虚偽事項の公表罪）

第二百三十五條 演説又は新聞紙、雑誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、左の各号に掲げる行為をした者は、二年以下の禁こ又は二万五千円以下の罰金に処する。新聞紙及び雑誌にあつては、前條但書の例による。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

4 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

（立会人の義務懈怠罪）

第二百三十八條 立会人が正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、二千五百円以下の罰金に処する。

第二百三十九條 左の各号の一に該当する者は一年以下の禁こ又は一万五千円以下の罰金に処する。

- 一 第二百二十九條（選挙運動の期間）又は第三百三十七條（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者
- 二 第三百三十四條（選挙事務所の閉鎖命令）の規定による命令に従わない者

- 一 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者の身分、職業又は経歴に關し虚偽の事項を公にしたとき。
- 二 当選を得させない目的をもつて公職の候補者に關し虚偽の事項を公にしたとき。

（詐偽登録、虚偽宣言罪等）

2 第四百四十八條（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）第一項但書の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したときも、また前項と同様とする。

2 第二十一条（船員の基本選挙人名簿の調製）の規定に違反して船員名簿の提出を怠つた者も、また前項と同様とする。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第二百三十七條 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁こ又は一万五千円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票した者は、二年以下の禁こ又は二万五千円以下の罰金に処する。

三 第三百三十八條（戸別訪問）の規定に違反して戸別訪問をした者

（選挙事務所、休憩所等の制限違反）

第二百四十條 左の各号の一に該当する者は、七千五百円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十一條（選挙事務所の数）の規定による定数を超えて選挙事務所を設置した者
- 二 第三百三十二條（選挙当日の選挙事務所の制限）の規定に違反して選挙事務所を設置した者
- 三 第三百三十三條（休憩所等の禁止）の規定に違反して休憩所その他これに類似する設備を設けた者

（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）

第二百四十一條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の禁こ又は七千五百円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十條第一項（選挙事務所の設置者）の規定に違反して選挙事務所を設置した者
- 二 第三百三十五條（選挙事務関係者の選挙運動の禁止）又は第三百三十六條（特定公務員の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者

(選挙事務所設置の届出違反)

第二百四十二條 第三百十條第二項(選挙事務所の設置及び異動の届出)の届出を怠つた者は、二千五百円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁こ又は三千円以上五万円以下の罰金に処する。

一 第三百十九條(飲食物の提供の禁止)の規定に違反して飲食物を提供した者

二 第四百十一條第一項(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者

三 第四百十二條(文書図画の頒布)の規定に違反して文書図画を頒布した者

四 第四百十三條(文書図画の掲示)又は第四百十四條(ポスターの数)の規定に違反して文書図画を掲示した者

五 第四百十六條(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)の規定に違反して文書図画を頒布し又は掲示した者

三 第四百十五條(ポスターの掲示箇所)の規定に違反して文書図画を掲示した者

四 第四百十七條第一項(文書図画の撤去)の規定による撤去の処分に従わなかつた者

五 第四百十九條(立会演説会場の秩序保持)の規定による退去の処分に従わなかつた者

六 正当な理由がなくて、第四百十六條第二項(特殊乗車券等の返還)又は第四百十七條第二項(燃料及び用紙の返還)の規定による返還をしなかつた者

(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)

第二百四十五條 第七十八條(選挙期日後の挨拶行為の制限)の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する収入及び支出の規正違反)

第二百四十六條 左の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の禁こ又は千円以上五万円以下の罰金に処する。但し、第二号、第三号、第五号又は第八号に掲げる虚偽の記入をした者又は第九号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五千円以上五万円以下とする。

六 第四百十八條(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)第二項の規定に違反して新聞紙又は雑誌を頒布し又は掲示した者

七 第四百十九條第一項(新聞広告)の規定に違反して新聞広告をした者

八 第五十四條(立会演説会における演説者)第一項又は第二項の規定に違反して演説をした者

九 第六十五條(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)の規定に違反して演説会を開催し又は演説をした者

十 第六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)の規定に違反して演説をした者

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の禁こ又は千円以上三万円以下の罰金に処する。

一 第四百十條(氣勢を張る行為の禁止)の規定に違反した者

二 第四百十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)第三項又は第四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者

一 第八十四條(届出前の寄附の受領及び支出の禁止)の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき

二 第八十五條(会計帳簿の備付及び記載)の規定に違反して会計帳簿を備えず又は会計帳簿に記入をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき

三 第八十六條(明細書の提出)の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき

四 第八十七條第一項(出納責任者の支出権限)の規定に違反して支出をしたとき

五 第八十八條(領收書等の徴収及び送付)の規定に違反して領收書その他の支出を証すべき書面を徴せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき

六 第九十條(出納責任者の事務引継)の規定による引継をしないとき

七 第九十一條(帳簿及び書類の保存)の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき

八 第九十一條の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

九 第九十三條(報告書の調査に関する資料の要求)の規定による報告若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(報告書提出の義務違反)

第二百四十七條 第八十九條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定に違反して報告書の提出を怠り又はこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の禁こ又は五十万円以上十万円以下の罰金に処する。

(寄附の制限違反)

第二百四十八條 第九十九條(特定人の寄附の禁止)第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄付をしたときは、三年以下の禁こ又は五十万円以上五万円以下の罰金に処する。第二百一十一條第一項(匿名の寄附等の禁止)の規定に違反して寄附をした者も、また同様とする。

2 第九十九條第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、六月以上三年以下の禁こに処す

第二百五十一條 当選人がその選挙に関する本章に掲げる罪

(第二百四十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、

第二百四十六條(選挙運動に関する収入及び支出の規定違反)第二号から第九号まで、第二百四十八條(寄附の制限違反)及び第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは

は、その当選を無効とする。選挙運動を総括主宰した者が第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)又は第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)の罪を犯し刑に処せられたときも、また同様とする。但し、当選人が選挙運動を総括主宰した者の選任及び監督につき相当の注意をしたとき若しくは選挙運動を総括主宰した者であることを知らなかつたとき又はその者が当選人の制止にかかわらず選挙運動を総括主宰した者であるときは、この限りでない。

2 出納責任者が第二百四十七條(報告書提出の義務違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。但し、当選人がその出納責任者の選任及び監督につき相当の注意をしたときは、この限りでない。

る。

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九條 第二百條(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同條第二項若しくは第二百一十一條第二項(匿名の寄附等の受領の禁止)の規定に違反して寄附を受けた者は、三年以下の禁こ又は五十万円以上十万円以下の罰金に処する。

(禁こ及び罰金の併科、重過失の処罰)

第二百五十條 第二百四十六條(選挙運動に関する収入及び支出の規定違反)、第二百四十七條(報告書提出の義務違反)、第二百四十八條第一項(寄附の制限違反)及び前條の罪を犯した者には、情状に因り、禁こ及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失に因り、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條第一項及び前條の罪を犯した者も、処罰するものとする。但し、裁判所は、情状に因り、その刑を減輕することができる。

(当選人、総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効)

第二百五十二條 本章に掲げる罪(第二百四十條(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反)、第二百四十四條(選挙運動に関する各種制限違反、その二)及び第二百四十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)の罪を除く。)を犯した者で、

罰金の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、禁こ以上の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。裁判が確定した後刑の執行を受けることがなくなるまでの間も、また同様とする。

2 第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)又は第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)の罪につき刑に処せられた者で更に第二百二十

一條から第二百二十三條までの罪につき刑に処せられた者については、前項の五年間は、十年間とする。

3 裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に第一項に規定する者に対し同項の五年間又は刑の執行猶予中の期間選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず若しくはその期間を短縮する旨を宣告し又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することが出来る。

(罪の時効)

第二百五十三條 第二百四十六條(選挙運動に関する収入及び支出の規正違反)、第二百四十七條(報告書提出の義務違反)、第二百四十八條(寄附の制限違反)及び第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)の罪の時効は、二年を経過することに因り完成する。

2 第二百三十七條(投票の偽造及び増減罪)第三項及び第四項の罪の時効は、一年を経過することに因り完成する。

3 前二項に掲げる罪以外の本章の罪の時効は、六箇月を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、一年とする。

選人が別に処せられた場合においては、当該委員会の委員長に、併せて通知しなければならない。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五條 第四十九條(不在者投票)の規定による投票については、その投票を管理すべき者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人とみなして、本章の規定を適用する。

第十七章 補則

(衆議院議員の任期の起算)

第二百五十六條 衆議院議員の任期は、総選挙の期日から起算する。但し、任期満了に因る総選挙が衆議院議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(参議院議員の任期の起算)

第二百五十七條 参議院議員の任期は、前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日から起算する。但し、通常選挙が前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日に行われたときは、通常選挙の期日から起算する。

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四條 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪

第二百五十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六條(選挙運動に関する収入及び支出の規正違反)第二号から第九号まで、第二百四十八條(寄附の制限違反)及び第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、選挙運動を給括主宰した者が第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七條(報告書提出の義務違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を全国選挙管理委員会に通知し、且つ、關係地方公共団体の長を経て当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては、衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては、当該議会の議長に、教育委員会の委員たる当

(地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の任期の起算)

第二百五十八條 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 教育委員会の委員の任期は、定例選挙の日から起算する。

(地方公共団体の長の任期の起算)

第二百五十九條 地方公共団体の長の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る選挙が地方公共団体の長の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(補欠議員並びに教育委員会の委員の補充委員及び補欠委員の任期)

第二百六十條 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員は、それぞれの前任者の残任期間に在任する。

2 地方公共団体の議会の議員の定数に異動を生じたため

あらたに選挙された議員は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

3 教育委員会の委員のうち第九十七條第五項(次点者からの繰上補充者)及び第一百十二條第四項(欠員の場合の次点者からの繰上補充者)の規定により当選人となつたものは、補充委員とし、その委員は、直近に行われる定例選挙の期日の前日まで在任する。

4 前項に規定する場合を除く外、教育委員会の委員の補充委員は、前任者の残任期間在任する。但し、前項の補充委員の後任者となつた委員は、当該補充委員の前任者と在任期間を同じくする委員の在任期間在任する。

(選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分)

第二百六十一條 選挙に関する費用で国と地方公共団体とが負担するものの区分については、本章に特別の規定があるものを除く外、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の定めるところによる。

(各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置)

第二百六十二條 選挙に関する左に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一 選挙人名簿の調製に要する費用

費用

四 第四十九條の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用

五 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用で全国選挙管理委員会の定めるもの

六 第四百二十二條第一項(選挙運動の通常葉書)の規定による通常葉書の費用

七 第四百四十四條(選挙運動用のポスター)の規定によるポスターに使用する用紙の費用

八 第四百四十九條(選挙に関する新聞広告)の規定による新聞広告に要する費用

九 第五百十條(政見放送)及び第五百十一條(経歴放送)の規定による放送に要する費用

十 第六十一條(公営施設使用の個人演説会)の規定による個人演説会のための施設(設備を含む。)に関する費用

十一 第七十三條(公職の候補者の氏名等の掲示)の

二 点字器の調製に要する費用

三 第五十二條(国会議員、知事及び都道府県の教育委員会の選挙の立会演説会)の規定により行う立会演説会の開催に要する費用

四 第六十七條(国会議員、知事及び都道府県の教育委員の選挙公報)の規定による選挙公報の発行に要する費用

五 第九十二條(すべての選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書)の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

(衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三條 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する左に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一 投票の用紙及び封筒、第四十九條(不在者投票)の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用

二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用

三 投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する

規定による掲示に要する費用

十二 第七十六條(選挙運動のための交通機関の利用)の規定による交通機関の使用に要する費用

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙管理費用の地方公共団体負担)

第二百六十四條 地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に関する左に掲げる費用は、当該地方公共団体の負担とする。

一 前條第一号から第四号まで及び第十号に掲げる費用

二 前條第五号に掲げる者に対する報酬及び費用弁償に要する費用

三 都道府県知事の選挙に関する前條第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる費用並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙に関する前條第六号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる費用については、当該都道府県の負担とする。

3 都道府県の議会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙と市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合の費用の負担区分については、関係地方公共団体が協

議して定める。

(特別市の特例)

第二百六十五條 この法律中都道府県に関する規定並びに市に関する規定のうち第九條(選挙権)第二項から第五項まで及び第十五條第六項(所属選挙区)の規定は、特別市に適用する。この場合において、特別市の行政区は、市とみなす。

2 衆議院議員、参議院議員、特別市の議会の議員及び長並びに特別市の教育委員会の委員の選挙に於てこの法律の規定を適用するについては、第九條第二項から第五項まで及び第十五條第六項に規定する場合を除く外、行政区を市とみなす。

3 前二項に規定するものの外、特別市に於てこの法律の規定の適用につき必要な事項は、政令で定める。

(特別区の特例)

第二百六十六條 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。但し、第九條(選挙権)第二項及び第三項並びに第二十六條(補充選挙人名簿の調製)第二項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以來市町村の区域内」とあるのは「三箇月以來特別区の存する区域

内」と読み替えるものとし、第二十條(基本選挙人名簿の調製)第一項及び第二十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以來その市町村の区域内に住所を有する」とあるのは「三箇月以來特別区に存する区域内に住所を有し、且つ、その日においてその特別区内に住所を有する」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の組合の特例)

第二百六十七條 地方公共団体の組合の選挙及びその組合に設置した教育委員会の委員の選挙については、法律に特別の定があるものを除く外、都道府県及び特別市の加入するものにあつてはこの法律中都道府県に関する規定、市及び特別区に加入するもので都道府県及び特別市の加入しないものにあつてはこの法律中市に関する規定、その他のものにあつてはこの法律中町村に関する規定を適用する。

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙に於てこの法律の規定を適用するについては、全部事務組合又は役場事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。

(財産区の特例)

第二百六十八條 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第二百九十五條(財産区に関する條例の制定)の規定による條例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別市若しくは特別区の議会が決定する。

(特定の市に対する本法の適用関係)

第二百六十九條 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長、都道府県の教育委員会の委員の選挙並びに地方自治法第五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙に於てこの法律の規定を適用するについては、当該市においては、区を市とみなし、区の選挙管理委員会及び選挙管理委員会を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。但し、第九條(選挙権)第二項及び第三項、第二十條(基本選挙人名簿の調製)第一項並びに第二十六條(補充選挙人名簿の調製)第一項及び第二項の規定の適用については、第二百六十六條(特別区の特例)但書の規定を準用して読み替えるものとする。

(海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との関係)

第二百七十條 海外引揚者で市町村の区域内に住所を有するに至つたがその期間がまだ三箇月に達しないもの選挙権の取得及び補充選挙人名簿の登録については、この法律に規定する住所に関する要件にかかわらず、引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものの例による。

2 この法律に規定する住所に関する要件を定めるに當つては、病院その他の療養施設に入院加療中の者に対しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならない。

3 前項の規定は、入院加療中の者の選挙権の行使を妨げる意味を有するものと解釈してはならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十一條 第十五條第一項(都道府県の議会の議員の選挙区)中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。

(施行に関する命令等)

第二百七十二條 この法律の実施のための手続その他その

執行に関し必要な規定は、命令で定める。
2 この法律中「章」、「條」及び「項」の下に付したかつ
と「(一)」「書」は、各條項を引用する場合の便宜をはかる
ための見出しであつて、各規定の内容を限定する意味を
有するものと解釈されてはならない。

(選挙政令の立案及び選挙事務の委嘱)

第二百七十三條 選挙に関する政令は、全国選挙管理委員
会の立案するところにより定むべきものとする。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知
事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村
の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したとき
は、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければ
ならない。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。
- 2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を
受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止す
る。
- 3 前項の者は、選挙人名籍に登録することができない。
- 4 海上の交通がとざされその他特別の事情がある地域で

政令で指定するものにおいては、政令で定めるまでは、
選挙は、行わない。
5 前項に掲げる地域において初めて行う選挙に関し必要
な事項は、政令で定める。

別表第一

選挙区

北海道	第一区	札幌市 小樽市 石狩市 後志支庁管内 旭川市 留萌市 稚内市 上川支庁管内 宗谷支庁管内 留萌支庁管内	議員数
	第二区	函館市 留萌市 室蘭市 渡島支庁管内 檜山支庁管内 渡島支庁管内	三人
	第三区	室蘭市 夕張市 苫小牧市 岩手支庁管内 空知支庁管内 胆振支庁管内 日高支庁管内	五人
	第四区	釧路市 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内 網走支庁管内	五人

青森県	第一区	青森市 八戸市 東津軽郡 上北郡 下北郡	四人
	第二区	弘前市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	三人
岩手県	第一区	盛岡市 釜石市 宮古市 紫波郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡	四人
	第二区	盛岡市 釜石市 宮古市 紫波郡 上閉伊郡 下閉伊郡	四人

宮城県	第一区	仙台市 塩釜市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亘理郡 名取郡 宮城郡 加美郡 志田郡 遠志郡	五人
	第二区	仙台市 塩釜市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亘理郡 名取郡 宮城郡 加美郡 志田郡 遠志郡	四人
秋田県	第一区	秋田市 仙臺市 塩川市 大館市 横手市 大館市 大館市 大館市 大館市 大館市 大館市	四人
	第二区	秋田市 仙臺市 塩川市 大館市 横手市 大館市 大館市 大館市 大館市 大館市 大館市	四人

第 二 区	第 一 区	栃 木 県	第 三 区	第 二 区	北 相 模 郡
足安下芳佐栃足	那塩上河鹿宇		結猿真筑新土	多久那日	
都 利蘇賀賀	都 須谷賀		城鳥壁波治浦	賀慈珂立	
郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市市		郡郡郡郡市市	郡郡郡市	馬郡
五 人	五 人		五 人	三 人	

第 二 区	第 一 区	埼 玉 県	第 三 区	第 二 区	第 一 区	群 馬 県
比入川	北大浦川		吾碓北多北群高	邑山新太桐	佐利勢伊前	
企間越	足 宮和口 立		甘 群 妻水 野 馬崎 楽 馬	楽田田田生	波根多 勢 橋 崎	
郡郡市	郡市市市		郡郡郡郡郡市	郡郡郡市市	郡郡郡市市	
三 人	四 人		四 人	三 人	三 人	

第 二 区	第 一 区	山 形 県	第 二 区	第 一 区	
飽西東最北新酒鶴	西東南西東南米山		雄平仙山	河南山北鹿能秋	
田田村 海上庄田岡 川川山	置置置村村 賜賜賜山山山 沢形		勝鹿北利	秋 秋 辺 本 角代田 田 田	
郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡市市		郡郡郡郡	郡郡郡郡市市	
四 人	四 人		四 人	四 人	

第 一 区	第 三 区	茨 城 県	第 二 区	第 一 区	福 島 県
行鹿西東水	相雙石平		田石西東大河耶北南岩白若	安安伊信郡福	
茨茨 方島 戸 城城	馬葉城		白白 会会 村川 沼沼麻 瀬河松 河川 津津	横達達夫山島	
郡郡郡市	郡郡郡市		郡郡郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市市	
四 人	三 人		五 人	四 人	

新 第一区	新潟 第一区	第三区	第二区	第一区	神奈川 第一区	第七区
佐西新 浦湯 波原	津愛足足中 久柄柄 甲下上	高茅小藤平 ヶ田 座沢塚	三鎌川横 浦倉崎	横 須賀	北南西武立八 多多多藏王 摩摩摩野子	
郡郡市	郡郡郡郡郡	郡郡市市市	郡市市市	市	郡郡郡市市	
三 人	五 人	四 人	四 人	四 人	五 人	

第二区	第一区	富山 第一区	第四区	第三区	第二区	東京都 第一区
西東水射高 磯磯見水岡	婦下中上富 新新新山	西中東中高 頸頸頸魚	刈南北古三南柏三長 魚魚志島	岩東中北新 浦浦浦免	江葛足荒江墨 戶飾立川東田	八三大大品 丈宅島支支支田川
郡郡郡市	郡郡郡市	郡郡郡市	郡郡郡郡郡	郡市市市	郡郡郡市市	区區區區區
三 人	三 人	三 人	五 人	四 人	四 人	四 人

第三区	第二区	第一区	千葉 第四区	第三区
安夷君山長木館 房陽津武生山	香匠海印銚 取嗟上旻子	東市千松船市千 葛原葉戸橋川葉	北南北北行 葛崎崎田	大兒秩熊 里玉父谷
郡郡郡郡市	郡郡郡市	郡郡郡市市市	郡郡郡市	郡郡郡市
五 人	四 人	四 人	三 人	三 人

第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	東京都 第一区
江葛足荒江墨 戶飾立川東田	練板北豐 馬橋島	杉中濫 並野谷	世目 田黑谷	八三大大品 丈宅島支支支田川	台文新港中千 東京宿央代	区區區區區
区區區區區	区區區區區	区區區區區	区區區區區	区區區區區	区區區區區	区區區區區
五 人	四 人	三 人	三 人	三 人	四 人	四 人

第 三 区	第 二 区	第 一 区	靜 岡 県
引浜周磐磐浜	富駿田賀吉伊富三熱沼	小榛志安庵島清靜	吉大益惠
佐名智田田松	士東方茂原東 島海津 宮	笠原太倍原田水岡	城野田那
郡郡郡郡市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市	郡郡郡
四 人	五 人	五 人	

第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	愛 知 県
八渥宝南北豊豊	東西額幡碧碧岡	海中葉丹津一	知西東愛春半瀬	名	
設設 名美飯 楽楽	加加 川橋 茂茂	田豆海南崎	部鳥栗羽鳥宮	多日日知 井井	古 戸 屋
郡郡郡郡市	郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市	郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市市	市
三 人	四 人	三 人	四 人	五 人	

第 二 区	第 一 区	長 野 県	山 梨 県	福 井 県	第 二 区	第 一 区	石 川 県
植小北南上	下上下上更長				珠鳳鹿羽河七	石能江小金	
佐佐 科 久	水水高 内内井				洲至島咋北尾	川美沼松沢	
郡郡郡市	郡郡郡郡市				郡郡郡郡市	郡郡郡市	
三 人	三 人	五 人	四 人	三 人	三 人		

第 二 区	第 一 区	岐 阜 県	第 四 区	第 三 区
土可加郡多高	武山本揖安不養海羽稻大岐		北南東西松	下上諏諏飯岡
治 岐兒茂上 見	儀巢集斐八破老津鳥葉垣卓		安安筑筑 曇曇摩摩	伊伊 那那
郡郡郡市	郡郡郡郡郡郡郡郡市		郡郡郡市	郡郡郡市市
四 人	五 人		三 人	四 人

第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区
和泉市 泉野市 岸大津市 堺和野市	中河内市 南尾内市 八尾市 布尾市	北河内市 豐島市 三島市 茨木市 枚方市 守口市 高槻市 吹田市 池田市 豊中市	旭川市 東成区 東淀川区 西淀川区 大淀川区 東淀川区 此花区 福岛区 都島区 北区
三 人	四 人	四 人	四 人

第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	兵 庫 市
赤穂市 揖保市 神崎市 飾磨市 相摩市 姫路市	印南郡 加古郡 加西郡 多可郡 加東郡 美作郡 明石市	三津市 有馬郡 川辺郡 武庫郡 伊丹市 芦屋市 洲本市 西宮市 尼崎市	神戶市	兵庫市
四 人	三 人	五 人	三 人	

滋 賀 府	第 二 区	第 一 区
下京区 東山京区 左京区 中京区 上京区	南牟婁郡 北牟婁郡 志摩郡 度会郡 多氣郡 飯沼郡 松阪市 宇治市 名賀市 阿賀郡 一志郡 安志郡 河内郡 鈴鹿郡 三員郡 桑名郡 鈴鹿市 上野市 桑名市 津市	津市
五 人	四 人	五 人

第 一 区	大 阪 府	第 二 区
西成区 東成区 住吉区 阿倍野区 生野区 浪速区 南区长 天正寺 大正寺 港区长 西成区	熊野郡 竹野郡 中野郡 與野郡 加佐郡 何鹿郡 天田郡 船井郡 北条郡 南条郡 相模郡 綴喜郡 久美郡 宇治郡 乙訓郡 舞鶴市 福山市 伏見市 京山	京山
四 人		五 人

山口県		第 三 区	第 二 区
第 一 区	第 三 区	第 二 区	
岩下防	阿大美豊厚小萩字下	比双甲神芦深沼世御三福尾	豊賀安吳
国松府	武津瀬浦狭野	婆三奴石品安隈羅調原山道	田茂芸
市市市	郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡市

四 人 五 人 四 人

愛媛県	香川縣	徳島縣	
第 一 区	第 一 区	第 二 区	
上伊温松	香小本大高	吉佐都熊玖大徳山光	
浮子泉山	川豆田川松	敷波濃毛珂島山口	
郡郡郡市	郡郡郡郡市	郡郡郡郡郡市市市	

三 人 三 人 三 人 五 人 五 人

鳥根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	
第 二 区	第 一 区	第 五 区		
東西日有田新	伊那海海和	多氷美朝養出城	宍佐	
牟牟高田辺宮	都賀草南	紀上方来父石崎	粟用	
郡郡郡市市	郡郡郡市市	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡	

五 人 四 人 三 人 三 人 五 人 三 人

岡山縣			
第 一 区	第 二 区	第 一 区	
高山安佐広	阿川上吉後小浅都兒兒玉倉	久英勝苦真上邑和赤御津岡	
田県佐伯島	哲上房備月田口窪鳥島野敷	米田田庭道久気磐津山山	
郡郡郡市	郡郡郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡郡郡郡市市	

三 人 五 人 五 人

第一区	大分県	第二区	第一区	熊本県
直大南北大佐日大	天球葦八下上字水人八	阿菊鹿玉飽荒熊	老南	
海海 入野分伯田分	益益 草磨北代土侯吉代	蘇池本名託尾本	松 岐 浦	
郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡郡市市	郡	
四人	五人	五人		

第一区	鹿兒島県	第二区	第一区	宮崎県	第二区
日川揖鹿枕鹿	東西北南都	西東兒宮延宮	字下速東西中別	日玖	
兒兒 置辺宿崎島	諸諸諸那 城	白白 湯崎岡崎	国国 佐毛見津府	田珠	
郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市	郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市市	郡	
四人	三人	三人	三人		

第二区	第一区	福岡県	第三区	第二区
遠飯直戸八若	糸早筑朝宗槽福	南北東西喜八字	宇新周越西新今	
賀塚方畑幡松	島良紫倉像屋岡	字字字字 幡和	摩居桑智條 居	
郡市市市市	郡郡郡郡郡市	郡郡郡郡市市	郡郡郡市市	
五人	五人	五人	三人	三人

第二区	第一区	長崎県	佐賀県	第四区	第三区
北東大佐	对南北西諫島長	築京田田門小	三山八三三浮大久	嘉鞍	
松彼世 浦村保	馬高彼 支高來 庁来来 管	上都川川司倉	池門女瀨井羽	牟留 穂手 田米	
郡市市	内郡郡市市	郡郡市市	郡郡郡郡市市	郡	
四人	五人	五人	四人	五人	

第二区	第三区
川内 薩摩 出雲 伊予 始良	鹿屋 肝属 鰯毛 熊毛 大島支庁管内
市 郡 郡 郡 郡 郡	市 郡 郡 郡 郡 郡
三人	三人

別表第二
 本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県
八人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	四人	四人

議員数

群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	
四人	四人	四人	八人	四人	四人	二人	二人	二人	二人	四人	二人	四人	六人	二人	二人	四人	六人	六人	六人	二人

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (昭和二十五年四月十五日 法律第百一十五号)

目次

- 第一章 関係法令の廃止及び整理等(第一條—第十一條)
 - 第一條 (廃止法令)
 - 第二條 (政治資金規正法の一部改正)
 - 第三條 (地方自治法の一部改正)
 - 第四條 (教育委員会法の一部改正)
 - 第五條 (刑事訴訟法施行法の一部改正)
 - 第六條 (最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
 - 第七條 (農地調整法の一部改正)
 - 第八條 (漁業法の一部改正)
 - 第九條 (地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)
 - 第十條 (検察審査会法の一部改正)
 - 第十一條 (全国選挙管理委員会法の一部改正)
- 第二章 公職選挙法の施行に伴う経過規定(第十二條—)

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	鹿兒島
二人	二人	二人	四人	四人	二人	二人	二人	二人	二人	六人	二人	二人	四人	二人	二人	二人	四人

第二十七條

第十二條 (従前の選挙の効力)

第十三條 (従前の手続、処分等の効力)

第十四條 (現に住所を有しない市町村において選挙権を有している者の選挙権等)

第十五條 (従前の選挙人名簿の効力)

第十六條 (参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)

第十七條 (船員の基本選挙人名簿の特例)

第十八條 (参議院議員の通常選挙における選挙公営の特例)

第十九條 (従前の規定により選挙された教育委員会委員が欠けた場合等の新法の適用)

第二十條 (従前の規定による教育委員会の補充委員)

第二十一條 (教育委員会があらたに設置された場合の委員の選挙の施行)

第二十二條 (新法施行前に公示又は告示のあつた選挙の特例)

第二十三條 (新法施行前に選挙を行ふべき事由が生じた場合の特例)

第三十四條 (経過規定の委任)

第一章 関係法令の廃止及び整理等

第一條 (廃止法令) 左に掲げる法令は、廃止する。

衆議院議員選挙法 (大正十四年法律第四十七号)

衆議院議員選挙法施行令 (大正十五年勅令第三号)

衆議院議員選挙法施行規則 (大正十五年内務省令第四号)

選挙運動等の臨時特例に関する法律 (昭和二十三年法律第九十六号)

選挙運動等の臨時特例に関する法律施行令 (昭和二十三年政令第九十二号)

衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する法律 (昭和二十一年法律第三十号)

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律 (昭和二十二年法律第二十号)

衆議院議員選挙人名簿の臨時特例等に関する件 (昭和二十二年法律第二十号)

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

じた場合の選挙期日の特例)

第二十四條 (新法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十五條 (新法施行前に行われた選挙等に関してした行為に対する従前の罰則の適用)

第二十六條 (従前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係)

第二十七條 (経過規定の委任)

第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定 (第二十八條 - 第三十四條)

第二十八條 (改正前の選挙、投票、手続等の効力)

第二十九條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十條 (改正前の違反行為に対する従前の罰則の適用)

第三十一條 (改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力)

第三十二條 (改正前に告示のあつた選挙又は投票の特例)

第三十三條 (改正法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の職員を兼ねている者の特例)

第三十四條 (経過規定の委任)

参議院議員選挙法 (昭和二十二年法律第十一号)

参議院議員選挙法施行令 (昭和二十二年勅令第五十八号)

参議院議員選挙法施行規則 (昭和二十二年内務省令第九号)

参議院議員選挙運動取締規則 (昭和二十二年内務省令第十一号)

選挙運動の文書図画等の特例に関する法律 (昭和二十二年法律第十六号)

地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則 (昭和二十三年総理庁令第六十四号)

政治資金規正法の一部改正)

第二條 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) の一部を次のように改正する。

(1) 政治資金規正法目次中「第三章 公職の候補者」を削

り、第四章を第三章とし、以下順次一章ずつ繰り上げる。

(2) 第一條中「及び公職の候補者」を削る。

(3) 第二條を次のように改める。

第二條 この法律において選挙とは、公職選挙法（昭和

二十五年法律第百号）の規定を適用する公職の選挙をいう。

(4) 第四條中「それぞれの法律」を「公職選挙法」に改める。

(5) 第十三條を次のように改める。

第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に

ついて、左の各号の定めるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 公職の候補者の選挙の期日の公示又は告示の前日まで及び選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前七日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて、選挙の期日前五日までに

二 公職の候補者の選挙の期日前六日から選挙の期日

まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを前号に規定するものと併せて精算し、選挙の期日から十五日以内

三 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に

公職選挙法第百十七條第一項の選挙の場合においては、その選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、前項第二号の規定の適用については、選挙の期日から十五日以内とあるのは同法第百十七條第一項又は第三項の選挙の期日から十五日以内とする。

(6) 第三章の規定全部を削る。

(7) 第四章を第三章とし、第三十一條を第十九條とし、第三十二條を削る。

(8) 第五章を第四章とし、第三十三條第一項中「第二十八

同條第一号中「第九條若しくは」を「第九條又は」に改め、「又は第二十四條」を削る。

同條第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第二十五條」を削る。

同條第三号中「若しくは第二十七條」を削る。

同條第四号及び第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十條」を削る。

同條第六号中「又は第二十九條」を削る。

同條第七号及び第八号を削る。

同條第九号中「第三十一條、第三十二條第一項又は第三十五條第二項」を「第十九條」に改め、同号を第七号とする。

同條第十号中「第五十二條」を「第三十一條」に改め、同号を第八号とする。

(13) 第四十條第一項中「第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若しくは第三十二條第二項」を「第十七條又はこれらを準用する第十八條」に改め、同條を第二十五條とする。

(14) 第四十一條を削る。

(15) 第四十二條第一項を削り、同條第二項中「第三十六條

條、第三十一條、前條若しくは第三十五條第二項」を「前條」に改め、同條第二項中「及び参議院全国選出議員選挙管理委員会」を削り、同條を第二十條とする。

(9) 第三十四條第一項中「第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項」を「第十九條」に改め、同條第二項中「参議院全国選出議員選挙管理委員会」を削り、同條を第二十一條とする。

(10) 第六章を第五章とし、第三十五條を削り、第三十六條及び第三十七條を次のように改める。

第二十二條 政党、協会その他の団体又はその支部は、選挙に關し、公職選挙法第百九十九條各号に掲げる者（同條但書の規定に該当する場合を除く。）並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはならない。

政党、協会その他の団体又はその支部は、選挙に關し、公職選挙法第二百一條第一項の寄附を受けてはならない。

第七章を第六章とし、第三十八條を第二十三條とする。

第三十九條但書中「第九号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改め、同條を第二十四條とする。

(12)(11) 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

四九五

第二項又は第三十七條第二項を「第二十二條」に改め、同條同項を第一項とし、同條第三項を第二項とし、同條を第二十六條とする。

(16) 第四十三條中「第三十九條、第四十條第一項、第四十條第一項及び前條第一項」を「第二十四條及び第二十五條第一項」に改め、同條を第二十七條とする。

(17) 第四十四條から第四十七條までを削り、第四十八條を第二十八條とする。

(18) 第八章を第七章とし、第四十九條中「公職の候補者の出納責任者」を削り、「第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項」を「第十九條」に改め、同條を第二十九條とする。

(19) 第五十條を削る。

(20) 第五十一條中「参議院全国選出議員選挙管理委員会及び」及び「参議院全国選出議員選挙管理委員会は都道府県の選挙管理委員会を、」を削り、同條を第三十條とする。

(21) 第五十二條中「参議院全国選出議員選挙管理委員会」と及び「公職の候補者その他」を削り、同條を第三十一條とする。

(6) 第八十四條但書中「第五十八條第五項」を「公職選挙法第百條第四項」に改める。

(7) 第八十五條第一項中「第四章の規定」を「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(8) 第九十條第二項及び第九十一條第三項中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(9) 第九十二條第二項中「地方公共団体の有給の職員」を「地方公共団体の議会の議員及び有給の職員」に改める。

(10) 第九十三條第二項から第四項までを次のように改める。

前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八條第一項並びに第二百六十條第一項及び第二項の定めるところによる。

(11) 第一百十八條第一項中「第三十二條、第四十一條及び第五十五條（普通地方公共団体の長の選挙に関する部分を除く。）」を「公職選挙法第四十六條、第四十八條、第六十八條第一項及び普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五條」に改める。

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

(22) 第五十三條を第三十二條とする。

(23) 第五十四條中「第三十三條」を「第二十條」に、「第三十四條」を「第二十一條」に改め、同條を第三十三條とする。

(24) 附則中第五十五條を第三十四條とし、以下順次二十一條ずつ繰り上げる。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

(1) 地方自治法目次第二編中「第四章 選挙」を「第四章 削除」に改め、第四章中第一節から第九節までを削る。

(2) 第十一條中「この法律」の下に「及び公職選挙法」を加える。

(3) 第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十七條乃至第七十三條 削除

(4) 第七十四條第一項中「選挙権を有する者」を「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）」に改める。

(5) 第七十九條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(12) 第二百二十七條第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(13) 第二百二十八條を次のように改める。

第二百二十八條 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二條第一項若しくは第二百六條第一項の異議の申立、第二百二條第三項若しくは第二百六條第三項の訴願の提起、第二百三條第一項、第二百七條第一項若しくは第二百十條から第二百十二條までの訴訟の提起に対する決定、裁決若しくは判決又は前條の規定による決定若しくは判決が確定するまでは、その職を失わない。

(14) 第四百十條第二項を次のように改める。

前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九條の定めるところによる。

(15) 第四百十三條第一項中「第二百二十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(18) 第四百十四條を次のように改める。

第四百十四條 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二百二條第一項若しくは第二百六條第一項の異議の申立、第二百二條第三項若しくは第二百六條第三項の訴願の提起、第二百三條第一項、第二百七條第一項若しくは第二百十條から第十二條までの訴訟の提起に對する決定、裁決若しくは判決又は前條の規定による決定若しくは判決が確定するまでは、その職を失わな

(17) 第六十四條中「第二十條」を「公職選挙法第十一條第一項」に改める。

(18) 第六十六條第一項及び第六十八條第五項中「第二十一條第二項に掲げる職」を「検察官、警察官若しくは收税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員若しくは警察吏員」に改める。

(19) 第八十四條第一項中「第二百二十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(20) 第二百十三條第六項及び第二百六十二條第一項中「第四章の規定」を「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

とする。
3 第一項に規定する委員の任期の起算並びに補欠委員及び補充委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

(3) 第九條を次のように改める。

第九條 削除
(4) 第十一條から第二十五條までを次のように改める。

(5) 第二十七條及び第二十八條を次のように改める。
第二十七條及び第二十八條 削除

(6) 第六十四條第一項中「すべて欠けて、第二十五條第二項の規定によることのできない場合には」を「すべて欠けた場合には」に改める。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第五條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。
第十四條 削除

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律

(21) 第二百六十三條を次のように改める。

第二百六十三條 削除

(22) 第二百七十七條中「第十八條、第二十二條第七項、」を削る。

(23) 第二百七十九條を次のように改める。

第二百七十九條 削除

(24) 第二百九十六條第二項を次のように改める。

前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八條の定めるところによる。

(教育委員会法の一部改正)

第四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

(1) 第七條第二項中「都道府県又は市町村の住民が、」を「地方公共団体の住民が、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の定めるところにより、」に改める。

(2) 第八條を次のように改める。

(任期)

第八條 選挙による委員の任期は、四年とする。

2 議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中

第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(1) 第五條中「二十五日」を「三十日」に改める。

(2) 第八條を次のように改める。

第八條 (審査人の名簿) 審査には、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定により調製した選挙人名簿で第二條の衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。但し、再審査には、同法の規定により調製した選挙人名簿でその審査の際現に効力を有するものを用いる。

(3) 第九條第五項を削り、同條に次の七項を加える。

国民審査管理委員会は、その委員の中から委員長一人を選挙しなければならない。

委員長は、国民審査管理委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

国民審査管理委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

国民審査管理委員会の議事は、その委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

国民審査管理委員会に書記を置き、委員長の指揮を

受け委員会に関する事務に従事させる。
書記は、委員長がこれを任免する。
この法律及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、国民審査管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

- (4) 第二十五條第一項中「衆議院議員選挙法第七十一條の規定により選挙」を「公職選挙法第百條の規定により衆議院議員の選挙」に、同條第二項中「衆議院議員選挙法第二十條乃至第二十二條、第四十四條乃至第四十六條及び第四十八條」を「公職選挙法第三十七條第一項、第二項及び第四項、第三十九條、第四十一條、第六十一條第一項、第二項及び第四項並びに第六十三條から第六十五條まで」に、同條第三項中「衆議院議員選挙人名簿」を「第八條本文の選挙人名簿」に改める。
- (5) 第二十七條第四項、第三十條第四項及び第三十二條但書中「衆議院議員選挙人名簿」を「第八條本文の選挙人名簿」に改める。
- (6) 第三十四條中「衆議院議員選挙法第六章」を「公職選挙法第七十八條、第八十二條、第八十四條及び第八十五條」に改める。

び第二百五十五條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとする。

第二百五十五條	本章	最高裁判所裁判官国民審査法第七章
第二百二十七條	選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條第二項前段に掲げる者
第二百二十七條	投票した被選挙人の氏名	投票の内容
第二百二十八條第一項	被選挙人の氏名	投票の内容
第二百三十條	第二百二十五條第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第四十六條第一号
第二百三十四條	第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條及び第四十六條並びにこの法律

- (7) 第四十三條第二項中「二十五日」を「三十日」に改め、同條第四項に同項後段として次のように加える。
この場合において、同條第三項中「第八條本文の選挙人名簿」とあるのは「第八條但書の選挙人名簿」と読み替へるものとする。
- (8) 第四十四條第一項中「二万円」を「五万円」に、同條第二項中「地方公共団体（行政区及び地方自治法第百五十五條第二項の市の区を含む。以下同じ。）の選挙管理委員」を「選挙管理委員会の委員」に、「地方公共団体の選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の職員」に、「三万円」を「七万五千円」に改め、「都道府県若しくは市町村」を削る。
- (9) 第四十六條中「三万円」を「七万五千円」に改める。
- (10) 第四十七條第二項中「三千円」を「七千五百円」に改める。
- (11) 第四十八條中「一万円」を「二万五千円」に改める。
- (12) 第四十九條を次のように改める。
第四十九條（公職選挙法の罰則準用） 審査に關しては、公職選挙法第二百二十七條から第二百三十四條まで、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百五十三條及び

(農地調整法の一部改正)
第七條 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

- (1) 第十五條ノ三に次の二項を加える。
選挙管理委員会ノ委員及職員、投票管理者、開票管理者及選挙長並ニ選挙事務ニ關係アル官吏及吏員ハ在職

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇二)

中其ノ関係区域内ニ於テ市町村農地委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ス
 裁判官、検察官、会計検査官、收税官吏、警察官、公安委員ノ委員及警察吏員ハ在職中市町村農地委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ス

(2) 第十五條ノ六第四項を削リ、同條に次の六項を加える。
 第二項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多ノ者ヲ以テ投票立会人トス得票数同シトキハ投票管理者抽籤シテ之ヲ定ム
 第二項ノ規定ニ依ル互選ハ選挙ノ期日ノ前日ニ之ヲ行フ
 第二項ノ規定ニ依ル互選ヲ行フヘキ場所及日時ハ投票管理者ニ於テ予メ之ヲ告示スヘシ

第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五條第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ

(4) 準用ス
 第十五條ノ八を次のように改める。

百七十八條、第十五章(第二百四條、第二百八條、第二百十條及第二百十二條ノ規定ヲ除ク)及第十六章(第二百三十五條、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号乃至第九号、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十條、第二百五十二條第二項及第二百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク)ノ規定ハ衆議院議員、参議院議員、教育委員会ノ委員、地方公共団体ノ長及都道府県ノ議会ノ議員ノ選挙ニ関スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ次表上欄ニ掲クル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲クルモノハ夫々同表下欄ノ如ク読替ヘルモノトス

第十五條ノ八 公職選挙法第十條第二項、第十一條第一項、第十八條第一項第三項第四項、第三十三條第一項乃至第四項、第三十四條第一項第三項乃至第六項、第六章(第三十八條ノ規定ヲ除ク)、第七章(第六十二條ノ規定ヲ除ク)、第八章(第七十六條及第八十一條ノ規定ヲ除ク)、第八十六條第一項乃至第三項第七項第八項、第九十條、第九十一條、第十章(第一百四條ノ規定ヲ除ク)、第一百十條第一項、第一百一十條、第一百十二條第一項第五項第六項、第一百三十三條、第一百五條第一項、第一百十六條、第二百二十九條、第三百十條、第三百三十一條第三項本文、第三百三十二條乃至第三百三十八條、第三百六十一條第一項第三項第四項、第三百六十六條、第

第十條第二項	前項各号	農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項
第六十八條第一項第二号	第八十七條、第八十八條若しくは第八十九條	農地調整法第十五條ノ三第三項又は第四項
第九十條	前條	
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは
第一百十二條第一項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは	当選人を定めることができないとき （市町村農地委員会の委員の任期満了）
第一百十條第一項	当選人を定めることができないときを 除く外、当該選挙の当選人の不足数は	当選人を定めることができないとき （市町村農地委員会の委員の任期満了）

第一百十三條第一項	が左の各号に該当するに至つたときは	了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。）は
第一百十一條第一項第二号	その地方公共団体の議会の議長から	その市町村農地委員会の会長から
第三十五條	第八十八條に掲げる者	農地調整法第十五條ノ三第三項に掲げる者
第三十六條	左の各号に掲げる者	農地調整法第十五條ノ三第四項に掲げる者
第二百四十一條第二号	第三百三十五條又は第三百三十六條	農地調整法第十五條ノ八において準用する第三百三十五條又は第三百三十六條
第二百五十一條第一項 第二百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）	農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。） 農地調整法第十五條ノ八において準

第二百五十二條第一項

本章に掲げる罪(第二百四十條、第二百四十二條、第二百四十四條及び第二百四十五條の罪を除く。)

用する第十六章に掲げる罪(第二百四十條、第二百四十二條及び第二百四十五條の罪を除く。)

(5) 第十五條ノ十一に次の一項を加える。

第十五條ノ三第三項第四項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス

(6) 第十五條ノ十四第三項を次のように改める。

公職選挙法第十九條第二項、第二十六條第三項前段及

第十九條第二項

前項

農地調整法第十五條ノ十四第一項

第二十六條第三項前段

前二項の場合において、選挙権の要件は、

選挙権の要件は、

(7) 第十五條ノ十七に次の一項を加える。

地方自治法第二百二十八條ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス

(8) 第十五條ノ十八を次のように改める。

第十五條ノ十八 公職選挙法第二十九條、第三十條、第三十三條第一項乃至第四項、第三十四條第一項第三項

乃至第六項、第六章(第三十八條ノ規定ヲ除ク)、第七章(第六十二條ノ規定ヲ除ク)、第八章(第七十六條及第八十一條ノ規定ヲ除ク)、第八十六條第一項乃至第三項第七項第八項、第八十七條第一項、第九十條、第九十一條、第十章(第四百條ノ規定ヲ除ク)、第四百十條第一項、第四百十一條、第四百十二條第一項第五

項第六項、第四百十三條、第四百十五條第一項、第四百十六條、第四百二十九條、第四百三十條、第四百三十一條第三項本文、第四百三十二條乃至第四百三十八條、第四百六十一條第一項第三項第四項、第四百六十六條、第四百七十八條、第十五章(第二百四條、第二百八條、第二百十條及第二百十二條ノ規定ヲ除ク)及第十六章(第二百三十五條、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一號乃至第九號、第二百四十四條、第二百四十六條乃至

第二百五十條、第二百五十一條第二項及第二百五十二條第一項ノ規定ヲ除ク)ノ規定ハ衆議院議員、参議院議員、教育委員会ノ委員、地方公共団体ノ長及市町村ノ議会ノ議員ノ選挙ニ関スル部分ヲ除クノ外都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ次表上欄ニ掲クル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲クルモノハ夫々同表下欄ノ如ク読替ヘルモノトス

第三十條第一項	市町村	都道府県
第六十八條第一項第二号	第八十八條若しくは第八十九條	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三第三項又は第四項
第九十條	前條	
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	
第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第	

	<p>九十五條第二項の規定の適用を受け た得票者で当選人とならなかつたものがあるときは</p>	<p>生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは</p>
<p>第百十二條第一項</p>	<p>当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは</p>	
<p>第百十條第一項</p>	<p>当選人を定めることができるときを除く外、当該選挙の当選人の不足数が左の各号に該当するに至つたときは</p>	<p>当選人を定めることができなるとき (都道府県農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府県の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く。)は</p>
<p>第百十三條第一項</p>	<p>当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の数が左の各号に該当するに至つたときは</p>	

<p>第百十一條第一項第二号 第百三十五條</p>	<p>その地方公共団体の議会の議長から 第八十八條に掲げる者</p>	<p>その都道府県農地委員会の会長から 農地調整法第十五條ノ十一において 準用する同法第十五條ノ三第三項に 掲げる者</p>
<p>第百三十六條</p>	<p>左の各号に掲げる者</p>	<p>農地調整法第十五條ノ十一において 準用する同法第十五條ノ三第四項に 掲げる者</p>
<p>第百四十一條第二号</p>	<p>第百三十五條又は第百三十六條</p>	<p>農地調整法第十五條ノ十八において 準用する第百三十五條又は第百三十 六條</p>
<p>第百五十一條第一項 第百五十四條</p>	<p>本章に掲げる罪(第百四十五條、 第百四十六條第二号から第九号ま で、第百四十八條及び第百四十 九條の罪を除く。)</p>	<p>農地調整法第十五條ノ十八において 準用する第十六章に掲げる罪(第 二百四十五條の罪を除く。)</p>
<p>第百五十二條第一項</p>	<p>本章に掲げる罪(第百四十條、第 二百四十二條、第百四十四條及び 第百四十五條の罪を除く。)</p>	<p>農地調整法第十五條ノ十八において 準用する第十六章に掲げる罪(第 二百四十條、第百四十二條及び第 百四十五條の罪を除く。)</p>

(9) 第十五條ノ十九第八項を次のように改める。

公職選挙法第四十二條及第四十三條ノ規定ハ第一項及第二項ノ同意又ハ請求ニ付之ヲ準用ス但シ第四十二條第一項中「但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票させなければならない。」トアルハ「但し、異議の決定又は確定判決に因り選挙人名簿に登録されるべき者は、この限りでない。」トス

(10) 第十五條ノ二十二第四項中「地方自治法第九十三條第二項乃至第四項」を「公職選挙法第二百五十八條第一項及第二百六十條第一項第二項」に改める。

(漁業法の一部改正)

第八條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

(1) 第八十七條を次のように改める。

(欠格者)

第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び

第二十二條第一項

十一月五日

三月二十日

第二十五條第一項

十二月二十日

五月五日

第二十五條第二項

十二月十九日

五月四日

(3) 第九十一條第二号を次のように改める。

二 候補者でない者又は第八十七條第二項若しくは第三項の規定により候補者となることができない者の氏名を記載したもの。

(4) 第九十二條中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選挙法第九十五條第一項但書」に、「地方自治法第五十七條」を「公職選挙法第九十九條」に、「地方自治法第六十六條第一項又は第四項」を「公職選挙法第二百二條第一項、第二百三條、第二百六條第一項又は第二百七條」に改める。

(5) 第九十三條第一項中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選挙法第九十五條第一項但書」に改める。

(6) 第九十四條を次のように改める。

(公職選挙法の準用)
第九十四條 公職選挙法第十條第二項(被選挙人の年齢の算定方法)、第十七條(投票区)、第十八條第一項、第二項、第四項(開票区)、第三十三條第一項から第

被選挙権を有しない。

一 二十年未満の者

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一條第一項(選挙権及び被選挙権を有しない者)に規定する者

2 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙事務に関係のある官吏及び吏員は、在職中、その関係区域内において、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

3 裁判官、検察官、会計検査官、收税官吏、警察官、公安委員会の委員及び警察吏員は、在職中、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

(2) 第八十九條第五項を次のように改める。

5 公職選挙法第二十二條から第二十五條まで及び第三十條(基本選挙人名簿)の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

四項まで、第三十四條第一項、第三項から第六項まで

(選挙期日)、第六章(投票)(第三十五條、第三十六條、第三十八條第四項及び第四十六條の規定を除く。)、第七章(開票)(第六十二條第四項から第六項まで、第十項但書、第十二項及び第六十八條の規定を除く。)、第八章(選挙会及び選挙分会)(第八十一條の規定を除く。)、第八十六條第一項から第三項

まで、第七項、第八項、第九十條、第九十一條(候補者)、第十章(当選人)(第九十六條から第九十八條まで及び第百四條の規定を除く。)、第百十一條(欠けた場合の通知)、第百十六條(委員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第三項本文、第百三十二條から第百三十八條まで、第百六十一條第一項、第三項、第四項、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二條第二項、第三項、第二百四條、第二百六條第二項、第三項、第二百八條、第二百十條

及び第二百二十二条の規定を除く。)及び第十六章(罰則)(第二百三十五條、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。)の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委

員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十條第二項	前項各号	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十七條第一号
第四十八條第一項	第四十六條第一項及び第六十八條第一項	漁業法第九十條第三項及び第九十一條
第四十九條	第四十六條第一項、第五十條及び前條	第五十條、前條及び漁業法第九十條第三項
第六十七條	第六十八條	漁業法第九十一條
第七十六條	第六十二條	第六十二條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項
第九十條	前條	漁業法第八十七條第二項又は第三項
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	漁業法第八十七條第二項又は第三項

第一百一十條第一項	その地方公共団体の議会の議長から	その海区漁業調整委員会の会長から
第一百十六條	第一百十條第一項又は第一百十三條第一項	漁業法第九十二條第二項若しくは第九十四條又は第九十三條第二項
第一百三十五條	第八十八條に掲げる者	漁業法第八十七條第二項に掲げる者
第一百三十六條	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七條第三項に掲げる者
第二百四十一條第二号	第一百三十五條又は第一百三十六條	漁業法第九十四條において準用する第一百三十五條又は第三十六條
第二百五十一條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)
第二百五十四條	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十二條、第二百四十四條及び第二百四十五條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十四條、第二百四十二條及び第二百四十五條の罪を除く。)
第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十條、第二百四十二條、第二百四十四條及び第二百四十五條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十四條、第二百四十二條及び第二百四十五條の罪を除く。)

(7) 第九十七條第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」

に、同條第五項中「第一項又は前項の規定による決定又は判決」を「第九十四條において準用する公職選挙法第十五章の規定による異議の申立若しくは訴訟の提起に対

する決定若しくは判決又は本條第一項若しくは前項の規定による決定若しくは判決」に改める。

(8) 第九十八條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(9) 第三百三十五條中「処分」の下に「(選挙に関する処分を除く。)」を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第九項中「地方自治法第二編第四章の規定」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第十條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「当該市町村の衆議院議員選挙人名簿」を「衆議院議員の選挙に用いられる当該市町村の選挙人名簿」に改める。

(全国選挙管理委員会法の一部改正)

第十一條 全国選挙管理委員会法(昭和二十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

行準備に関する事項

七 政党及び政治結社に関する事項

八 第一号から第四号までに掲げる選挙、投票及び国民審査の普及宣伝に関する事項

九 その他法律(法律に基く命令を含む。)に基きその権限に属する事項

(2) 第四條を次のように改める。

第四條 全国選挙管理委員会は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙その他の投票に関する事務については、それぞれ都道府県又は市町村(これに準ずるものを含む。)の選挙管理委員会を指揮監督する。

(3) 第九條を次のように改める。

第九條 全国選挙管理委員会の委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員と兼ねることができない。

(4) 第十條第二号を次のように改める。

二 法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者

(5) 第十六條第三項を次のように改める。

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

(1) 第三條を次のように改める。

第三條 全国選挙管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び同法の規定を準用する法律並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基く選挙に関する調査及び資料のしう集並びにこれらの制度に関する事項

二 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査及び資料のしう集並びにこれらの制度に関する事項

三 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票その他に関する調査、資料のしう集及び制度に関する事項

四 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査、資料のしう集及び制度に関する事項

五 参議院全国選出議員の選挙に関する事務の管理に関する事項

六 前各号に掲げる選挙、投票及び国民審査に關し必要な予算の要求、用紙のあつせんその他これらの選挙事務に關する事項

第二章 公職選挙法の施行に伴う経過規定

(従前の選挙の効力)

第十二條 公職選挙法施行の際現に衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、市町村(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の議会の議員、市町村の長、都道府県の教育委員会の委員又は市町村の教育委員会の委員の職にある者について行われた従前の規定による選挙は、公職選挙法の規定によつて行つた選挙とみなす。

2 前項の議員、長又は委員の任期は、従前の規定による起算日から起算するものとする。

(従前の手続、処分等の効力)

第十三條 従前の衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、参議院議員選挙法、地方自治法、教育委員会法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令によつてした選挙に関する手続、処分その他の行為は、公職選挙法又はこれに基く命令中の

相当する規定によつてした手続、処分その他の行為となす。

(現に住所を有しない市町村において選挙権を有している者の選挙権等)

第十四條 従前の地方自治法第十八條第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において公職選挙法施行の際現に地方公共団体の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有している者は、同法施行の日から、当該市町村においては選挙権を有しない。

2 前項に規定する者の選挙権の取得及び補充選挙人名簿の登録に関しては、その者の住所を有する市町村について、公職選挙法第九條及び第二十六條の規定により、その要件を定める。

3 従前の地方自治法第十八條第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において選挙権を取得した者で公職選挙法施行の際現に当該市町村若しくは当該市町村を包括する都道府県の議会の議員又はその教育委員会の委員の職にあるものは、前二項の規定にかかわらず、その在職中に限り、当該市町村において、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙権及び

(船員の基本選挙人名簿の特例)

第十七條 船員で前條第一項の規定による補充選挙人名簿調製の日現在の現に公職選挙法第二十六條第一項に規定する住所に関する要件を具備しないもので且つその日まで引き続き三箇月以來船舶所有者に雇用されているものがあるときは、市町村の選挙管理委員会、同法第二十一條の例により、前條第一項の政令の定める日の現在で、その者を登録する選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定により調製した選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有し、且つ公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿とみなす。

(参議院議員の通常選挙における選挙公営の特例)

第十八條 公職選挙法施行の後初めて行う参議院議員の通常選挙に関する同法の規定の適用については、同法第四百九條第一項中「一回(参議院全国選出議員の選挙にあつては二回)を限り」とあるのは「一回を限り」と、第六十八條第二項中「五百」となるのは「三百」と読

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

び被選挙権を有する。

(従前の選挙人名簿の効力)

第十五條 従前の衆議院議員選挙法の規定により昭和二十四年九月十五日現在で調製した衆議院議員選挙人名簿は、公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿とみなす。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

(参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)

第十六條 公職選挙法施行の後初めて参議院議員の通常選挙を行う場合における補充選挙人名簿は、同法第二十六條第一項及第二項の規定にかかわらず、政令の定める日の現在で、調製するものとする。

2 前項の場合において、選挙人の年齢及び住所の期間は、同項の政令の定める日により算定する。

み替えるものとする。

(従前の規定により選挙された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用)

第十九條 従前の教育委員会法の規定により選挙された都道府県又は市町村の教育委員会の委員について、公職選挙法第九條第四号から第六号までの事由若しくは欠員が生じた場合においては、従前の規定による有効投票をもつて同法に規定する有効投票とみなし、同法の規定を適用する。

(従前の規定による教育委員会の補充委員)

第二十條 従前の教育委員会法の規定により教育委員会において選任された補充委員で公職選挙法施行の際現にその職にあるものは、同法の規定にかかわらず、同法第二百六十條にいう補充委員とみなし、その委員は、直近に行われる定例選挙の期日前日まで在任する。

2 前項の委員が欠けた場合においては、公職選挙法第一百十二條第三項及び第四項の規定を適用せず、同法第一百十三條第四項の規定により補充選挙を行わなければならない。

(教育委員会があらたに設置された場合の委員の選挙の

施行)

第二十一條 公職選挙法施行の後あらたに教育委員会を設置しようとする市町村が初めて行う教育委員会の委員の選挙は、教育委員会を設置しようとする年の十月五日に、任期四年の委員の選挙と任期二年の委員の選挙とを一の選挙をもつて合併して行う。

(新法施行前に公示又は告示のあつた選挙の特例)

第二十二條 公職選挙法施行の際従前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方自治法又は教育委員会法の規定によりその選挙の期日を公示又は告示してある選挙に関しては、なお従前の規定による。

2 前項に規定する告示のあつた地方公共団体の長の選挙につき、従前の地方自治法第六十五條第一項の規定により更に選挙を行うことが必要となつた場合においては、その選挙に関しても、なお従前の規定による。

(新法施行前に選挙を行うべき事由が生じた場合の選挙期日の特例)

第二十三條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙につき、これを行うべき事由が公職選挙法施行前に生じ、且つ、同法の規定により選挙を行

2 第二十二條に規定する選挙に関してした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

(従前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係)

第二十六條 公職選挙法別表第一は、昭和二十四年十二月一日現在の調査に基づき、従前の衆議院議員選挙法別表中の郡、市、区又は支庁につき、その名称の変更又はこれらの設置若しくは廃止に伴う整理をしたにすぎないものであつて、選挙区に関しては、従前の衆議院議員選挙法の規定による選挙区の範囲をいささかも変更するものではない。

2 前項の規定は、公職選挙法施行後において、同法第十三條の規定の適用を妨げるものではない。

(経過規定の委任)

第二十七條 第十二條から前條までに定めるものの外、公職選挙法の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定

改正前の選挙、投票、手続等の効力)

第二十八條 改正前の農地調整法、漁業法、地方自治法若

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (一〇一)

うべき事由に該当するものについて、まだその選挙期日の告示をしてない場合においては、その選挙の期日は、従前の規定により定めるものとする。

(新法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十四條 従前の衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、参議院議員選挙法、地方自治法、教育委員会法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令の規定による争訟で公職選挙法施行の際現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟は、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新法施行前に行われた選挙等に関してした行為に対する従前の罰則の適用)

第二十五條 公職選挙法施行前に行われた衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令によつてした選挙、請求若しくは投票又はこれらに関する手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの法律又はこれらの法律に基く命令中の相当する規定によつてしたものとみなす。

(改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十九條 改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法若しくは漁業法又はこれらの法律に基く命令の規定による争訟で本法施行の際現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟は、前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改正前の違反行為に対する従前の罰則の適用)

第三十條 本法施行前にした行為で改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法又は漁業法に違反するものに対する罰則の適用については、第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第三十二條に規定する選挙又は投票に関してした行為

に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。
(改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力)

第三十一條 改正前の農地調整法の規定により調製した市町村農地委員会委員選挙人名簿又は改正前の漁業法の規定により調製した海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は、改正後のこれらの法律の規定により調製したものとみなす。

2 前項の市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日までその効力を有する。

(改正前に告示のあつた選挙又は投票の特例)

第三十二條 本法施行の際改正前の農地調整法、漁業法又は地方自治法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に関しては、なお従前の規定による。

(改正法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者の特例)

第三十三條 本法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者については、これらの職を兼ねている間に限り、第三條に規定する地方自治法第九十二条第二項の改正規定を適用しない。

(目的)

第一條 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海上における安全の確保を図るとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

(水路測量)

第二條 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の適用を妨げるものと解釈してはならない。

(海象観測)

第三條 この法律において「海象観測」とは、潮汐、海潮流、波浪、海水及びこれらに関連する諸現象の観測をいう。

(水路図誌)

第四條 この法律において「水路図誌」とは、海図、水路誌、潮汐表、燈台表、航用諸曆及びその他の水路に関する図誌をいう。

(経過規定の委任)

第三十四條 第二十八條から前條までに定めるものの外、改正法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

附則

この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

水路業務法

(昭和二十五年四月十七日法律第百二十号)

目次

- 第一章 総則(第一條—第五條)
- 第二章 水路測量及び海象観測の実施等(第六條—第二十條)
- 第三章 水路測量及び海象観測の成果(第二十一條—第二十五條)
- 第四章 水路に関する業務の受託(第二十六條)
- 第五章 訴願(第二十七條)
- 第六章 罰則(第二十八條・第二十九條)
- 附則
- 第一章 総則

(水路測量標)

第五條 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。

2 水路測量標の種類及び形状は、運輸省令で定める。

第二章 水路測量及び海象観測の実施等

(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)

第六條 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地的な測量等については運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(水路測量の実施方法の勧告)

第七條 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

(水路測量の実施の公示)

第八條 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を

公示しなければならない。第六條の規定による許可をしたときも同様とする。

(水路測量の基準)

第九條 海上保安庁又は第六條の許可を受けた者が行う水路測量は、左の各号に掲げる測量の基準に従つて行わなければならない。

- 一 地球の形状及び大きさについては、ベツセルの算出した次の値による。
- 長半径 六、三七七、三九七メートル・一五五
- 扁平度 二九九・一五二八二三分の一
- 二 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。
- 三 測量の原点は、日本経緯度原点を基礎とする。但し、海上において行う測量その他特別の事情がある場合において、海上保安庁長官の承認を得たときは、この限りでない。
- 四 標高は、平均水面からの高さで表示する。
- 五 水深は、基本水準面からの深さで表示する。
- 六 干出岩及び干出たいは、基本水準面からの高さで表示する。
- 七 海岸線は、海面が略最高高潮面に達した時の陸地と

3 困難であるときは、この限りでない。
海上保安庁の職員が、第一項の規定により土地又は水面に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第十三條 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承認を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十四條 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所水路測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承認を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前條の規定にかかわらず承諾を得ないで、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(損失の補償)

第十五條 前三條の規定による立入又は伐除により損失を

海面の境界で表示する。

八 平均水面及び基本水準面の高さは、運輸省令で定める。

(資料又は報告の提出の要求)

第十條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

第十一條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船舶に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めることができる。

(土地又は水面の立入)

第十二條 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測のため必要があるときは、国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた水面若しくは土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨を所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。但し、これらの者に対してあらかじめ通知すること

生じたときは、国は、その所有者、占有者又は占有者に対し、相当の価格により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額に不服がある者は、訴をもつて増額を請求することができる。

(水路測量標及び測量船の保全)

第十六條 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転し、その他水路測量標の効用を害する虞のある行為をしてはならない。

第十七條 海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けたる者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、運輸省令で定める標識を掲げなければならない。

第十八條 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前條の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させてはならない。

(水路関係事項の通報)

第十九條 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十條 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる

虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊
行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象
を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官
に通報しなければならない。

第三十條 水路測量及び海象観測の成果
(成果の公表)

第二十一條 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を
実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

(成果の提出)

第二十二條 第六條の規定により許可を受けた者が、水路
測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その写を
海上保安庁長官に提出しなければならない。

第二十三條 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観
測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されて
いる事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞な
く、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(水路図誌の保護)

第二十四條 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行し

第六章 罰則

第二十八條 第十六條の規定に違反した者は、一年以下の
懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の
罰金に処する。

- 一 第十二條の規定による立入を拒み、又は妨げた者
- 二 第十八條の規定に違反した者
- 三 第二十四條又は第二十五條の規定により承認又は許
可を受けなければならない事項を承認又は許可を受け
ないでした者

第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使
用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、
前條第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外
その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但
し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該
違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び
監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又
は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した
学校教育法の一部を改正する法律 (一〇三)

た水路図誌を複製し、又はこれを使用して航海の用に供
する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官
の承認を受けなければならない。

第二十五條 海上保安庁の刊行した海図、水路誌又は燈台
表に類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁
長官の許可を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の刊行物が海上の安全の確保
に支障を及ぼすものでない限り、これを許可しなければ
ならない。

第四章 水路に関する業務の受託

(水路に関する業務の受託)

第二十六條 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない
限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びに
これらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うこと
ができる。

第五章 訴願

(訴願)

第二十七條 この法律の規定により海上保安庁長官のした
処分に対して不服がある者は、運輸大臣に訴願すること
ができる。

日から施行する。

2 水路測量標條例(明治二十三年法律第三十八号)は、
廃止する。

3 この法律施行前にした水路測量標條例に違反する行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行の際現に実施中の水路測量については、
第六條の規定は、適用しない。

学校教育法の一部を改正す
る法律

(昭和二十五年四月十九日
法律第百三十三号)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次
のように改正する。

第四十四條第一項中「夜間において授業を行う課程又は
特別の時期及び時間において授業を行う課程」を「夜間そ
の他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下定
時制の課程と称する。)」に改め、同條第二項を次のように
改める。
高等学校には、定時制の課程のみを置くことができ
る。

第四十六條但書を次のように改める。
但し、定時制の課程を置く場合は、その修業年限は、四年以上とする。

第五十條に次の二項を加える。

高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

技術職員は、技術に従事する。

第五十一條中「第二十八條第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第三十四條」を「第二十八條第三項から第七項まで及び第三十四條」に改める。

第五十八條第二項中「前項の外、」の下に「講師、技術職員その他」を加え、同條に次の一項を加える。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第七十條中「及び第四十五條」を「、第四十五條及び第五十條第三項」に改める。

においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

第八十九條中「閉鎖命令」の下に「又は第八十四條第二項の規定による命令」を加える。

第九十四條中「学位令」を

「学位令

国立総合大学等の名誉教授に関する勅令 に改める。

水産講習所の名誉教授に関する勅令

高等商船学校の名誉教授に関する勅令」

第九十六條を次のように改める。

第九十六條 削除

第九十八條の次に次の一條を加える。

第九十八條の二 第六十八條の二の規定により名誉教授の称号を授与する場合には、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。以下本條において同じ。）又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として

保険業法等の一部を改正する法律 (一〇四)

第八十三條第一項中「教育」の下に「（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く。）」を加え、同條第二項中「各種学校」の下に「その他第一條に掲げるもの以外の教育施設」を加える。

第八十四條第一項を次のように改める。

都道府県監督庁は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。但し、その期間は、一箇月を下ることができない。

都道府県監督庁は、前項の関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き各種学校の教育を行つていき、又は同項の規定による勧告に従つて各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

第八十四條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條に次の一項を加える。

都道府県知事は、第二項の規定による命令をなす場合

勤務した者に対し、第六十八條の二の規定に準じて名誉教授の称号を授与することができる。

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
- 私立学校法（昭和二十四年法律等二百七十号）の一部を次のように改正する。
 - 第五條第一項第一号中「夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、」に改める。

保険業法等の一部を改正する法律

（昭和二十五年四月十九日法律第百四号）

第一條 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 保険会社ハ前條第一項ノ免許ヲ受ケタル日

ヨリ三年ヲ経過シ且最終ノ決算期ニ於テ利益金又ハ剰余金ヲ計上スルニ非ザレバ外国ニ於テ保險事業ヲ営ムコトヲ得ズ

第五條第一項但書中「信託ノ引受ヲ為ス業務ヲ」の下に「営ミ損害保險事業ヲ営ム会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ損害保險事業ヲ営ム会社（外国保險事業者に關する法律第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル外国損害保險事業ヲ含ム）ノ為ニ其ノ損害保險事業ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ為ス業務ヲ」を加える。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條ノ二 保險会社ハ他ノ株式会社又ハ株式合資会社（外国ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ヲ含ム）ノ株式総数ノ百分ノ十ヲ超エテ其ノ会社ノ株式ヲ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ズ

私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ニ関スル法律第十一條第二項ノ規定ハ保險会社ニハ之ヲ適用セズ

第三十八條中「保險事業ヲ営ミタル者」の下に「又ハ第一條ノ二ノ規定ニ違反シ外国ニ於テ保險事業ヲ営ミタル者」を加える。

第四百四十四條の次に次の一條を加える。

ばならない。

第三條 外国保險事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外国保險事業者は、その申請の日において、法人の場合にあつてはその設立の日から、個人の場合にあつてはその事業開始の日から、三年を経過し、且つ、最終の決算期において利益金又は剰余金を計上している者でなければならない。

第十九條中「第六條から第十條（常務役員ノ專業主義、生命保險と損害保險との兼業禁止、報告徴収及び検査、監督命令及び基礎書類の変更）」の下に「第十二條ノ二（保險会社の株式保有）」を加え、「の営む保險事業」を削る。

第六章中第三十四條の前に次の一條を加える。

第三十三條ノ二 第十九條において準用する保險業法第十二條ノ二第一項の規定に違反して株式を所有し、又は貸付の担保としてこれを受け入れた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四百四十四條ノ二 第十二條ノ二第一項ノ規定ニ違反シ株式ヲ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入レタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス
保險会社ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ保險会社ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スル外保險会社ニ對シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第二條 損害保險料率算出団体に關する法律（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第一條第一項」の下に「又は外国保險事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三條第一項」を加え、「保險会社」の下に「及び外国保險事業者」を加える。

第十二條の見出しを「（保險料率についての意見の聴取及びその周知）」に改め、同條第一項を次のように改める。

料率団体は、定款の定めるところにより、その算出しようとする保險料率又は算出した保險料率につき利害關係人の意見を聞くことができる方法及び算出した保險料率を利害關係人に周知させる方法を講じなければ

第三十五條第一項中「前條」を「前二條」に、「同條」を「各本條」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本政府在外事務所設置法

（昭和二十五年四月十九日法律第百五号）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、日本政府在外事務所の設置及び所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給与について規定することを目的とする。

（日本政府在外事務所の設置）

第二條 外務省の在外公館として、日本政府在外事務所（以下「在外事務所」という。）を置く。その名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
在ニューヨーク日本政府在外事務所		アメリカ合衆国ニューヨーク市	
在サンフランシスコ日本政府在外事務所		アメリカ合衆国サンフランシスコ市	
在ロスアンゼルス日本政府在外事務所		アメリカ合衆国ロスアンゼルス市	
在ホノルル日本政府在外事務所		アメリカ合衆国ホノルル市	
在シアトル日本政府在外事務所		アメリカ合衆国シアトル市	

2 特別の必要がある場合においては、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、在外事務所を増置することができる。

(在外事務所の所掌事務)

第三條 在外事務所は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所在国との間の貿易の振興を図ること。
- 二 所在国との間の貿易について所在国の市況及び経済事情を調査すること。
- 三 所在国の貿易及び商事関係法令に関する情報を伝達すること。

十一 日本人の遺産の保護管理に関する事務を行うこと。

十二 本邦の重要法令 (連合国最高司令官の指令を含む。) を在留邦人に周知させること。

十三 前各号に掲げるものを除く外、在留邦人の保護及び通商に関する利益の増進に関する事務を行うこと。

(在外事務所所長)

第四條 在外事務所に、所長を置く。

2 在外事務所所長は、外務大臣の命を受けて、在外事務所事務を統括する。

3 在外事務所所長に事故があり、又は在外事務所所長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員がその事務を代理する。

(職員)

第五條 在外事務所に置かれる職員 (以下「職員」という。) は、外務省の職員とする。

(職員の給与)

第六條 職員には、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) による給与の外、在勤手当

日本政府在外事務所設置法 (一〇五)

- 四 本邦の貿易及び商事関係法令に関する情報を提供すること。
- 五 貿易に関するあつ、旋をし、及び貿易に関する照会に応ずること。
- 六 本邦の商品の見本を展示し、及び本邦との貿易について本邦の経済事情に関する情報を提供すること。
- 七 旅行に関する照会に応じ、及び旅行に関する情報を提供すること。
- 八 国籍に関する事務を行うこと。
- 九 戸籍に関する事務を行うこと。
- 十 法令の規定に基いて公の証明に関する文書を作成す

及び住居手当を支給する。

(在勤手当)

第七條 職員には、任所に到着した日の翌日から帰国又は他の任所への転勤を命ぜられて任所を出発する日の前日まで、在勤手当を支給する。

2 職員が一時帰国を命ぜられた場合においては、任所を出発した日から任所に帰着する日まで、在勤手当を支給する。

3 職員が任所において死亡し、又は離職した場合においては、その死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

(住居手当)

第八條 職員の配偶者が職員の任所にある場合においては、その配偶者が任所に到着した日の翌日からその配偶者の帰国又は職員の転勤のために任所を出発する日の前日まで、その職員に住居手当を支給する。

2 職員が任所において死亡し、若しくは離職した場合又は職員の配偶者が職員の任所において死亡した場合においては、その職員の死亡若しくは離職の日又はその配偶者の死亡の日の属する月分までの住居手当を、それぞれ

その配偶者又は職員に支給する。但し、職員が任地において死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡の日から九十日をこえない期間において、その配偶者に住居手当を支給することができる。

(在勤手当及び住居手当の支給額)

第九條 在勤手当及び住居手当の支給年額は、別表に定める額とする。

- 2 在勤手当及び住居手当は、十二分して毎月支給する。
- 3 職員に対して支給する在勤手当及び住居手当の号別は、外務大臣が定める。

(在勤手当及び住居手当の日割計算の方法)

第十條 第七條第一項若しくは第二項又は第八條の規定によつて在勤手当又は住居手当の日割計算をする場合においては、その月分の額は、手当月額に勤務した日数を乗じた額をその月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数で除した額とする。

(給与の支拂)

第十一條 一般職の職員の給与に関する法律によつて職員に支給される給与の支拂は、職員が指定する者に行ふことができる。

号	号	在勤手当年額	住居手当年額
一	号	五、八〇〇米ドル	一、二〇〇米ドル
二	号	五、五〇〇米ドル	
三	号	五、一〇〇米ドル	
四	号	四、八〇〇米ドル	
五	号	四、五〇〇米ドル	
六	号	四、二〇〇米ドル	
七	号	三、九〇〇米ドル	
八	号	三、六〇〇米ドル	
九	号	三、四〇〇米ドル	
十	号	三、二〇〇米ドル	

倉庫業法の一部を改正する法律

(昭和二十五年四月二十日 法律第百六号)

倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條本文中「倉庫営業者」を「倉庫営業者(他人ノ為ニ政令ヲ以テ定ムル構造ヲ有スル倉庫ニ物品ヲ保管スルヲ

倉庫業法の一部を改正する法律 (一〇六)

(扶養手当を支給しない場合)

第十二條 職員の扶養親族が任所にある場合においては、その職員に対しては、一般職の職員の給与に関する法律第十一條に規定する扶養手当で当該扶養親族に係るものは支給しない。

(手数料)

第十三條 第三條各号に掲げる事務に關して在外事務所において手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 在外事務所所長が統括する第三條各号に掲げる事務の処理に關しては、他の法令中「領事」又は「領事官」とあるのは「日本政府在外事務所所長」と、「領事館」とあるのは「日本政府在外事務所」と、それぞれ読み替へるものとする。

業トスル者ヲ謂フ以下同ジニ改め、同條但書を削る。
第二條及び第三條中「保管料率表」を「料金表」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 倉庫営業者ハ其ノ營業開始ノ日ヨリ三十日以内ニ命令ノ定ムル手續ニ依リ事業計画、營業規則及料金表ヲ具シ主務大臣ニ之ヲ届ケ出ズベシ事業計画、營業規則又ハ料金表ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第八條中「第一條ノ許可ヲ受ケタル者」を「倉庫営業者」に改め、同條に次の一項を加える。
第一項ノ検査ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解釈スベカラズ

第九條を次のように改める。

第九條 主務大臣ハ倉庫営業者ノ事業計画、營業規則及料金表ニシテ左ニ掲グル事項ニ付命令ノ定ムル基準ニ適合セザルモノアルトキハ当該倉庫営業者ニ対シ之ヲ基準ニ適合セシムルカ又ハ当該業務ヲ休止シ若ハ廢止スルカノイブレカラ選ブベキコトヲ命ズルコトヲ得

五三三

- 一 倉庫ノ構造及設備保管ノ目的ニ適合スルコト
- 二 営業規則著シク公共ノ利便ヲ阻害スルモノナラザルコト

三 料金表ニ掲グル料金著シク適正ヲ欠クモノナラザルコト

主務大臣前項ノ命令ヲ為サントスルトキハ予メ期日及場所ヲ公示シ公聴会ヲ開クベシ当該倉庫業者又ハ其ノ代理人ハ公聴会ニ於テ意見ヲ述べ及証拠ヲ提出スルコトヲ得

第十條中「又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シ」を削る。

第十一條ノ次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 第一條ノ許可ニ基ク權利義務ノ承継ハ前條ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル手續ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十三條中「三千円」を「三万円」に改める。

第十四條中「第一條ノ許可ヲ受ケタル者」を「倉庫業者者」に、「五百円」を「一万円」に、「保管料率表」を「料金表」に改める。

第十四條ノ次に次の一條を加える。

第十四條ノ二 第七條ノ二ノ規定ニ違反シ主務大臣ニ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者ハ一万円以下ノ過料ニ処ス

附則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。
- 2 改正後の倉庫業法第二條の倉庫業者（同條の許可を受けた者を除く。）は、命令の定める手續により、同條の政令が制定施行された日から九十日以内に、主務大臣に事業計画、営業規則及び料金表を提出しなければならぬ。
- 3 前項の規定に違反して、事業計画、営業規則及び料金表を提出せず、又は虚偽の事業計画、営業規則及び料金表を提出した者は、一万円以下の過料に処する。

電信電話料金法の一部を改正する法律

(昭和二十五年四月二十一日法律第百七十七号)

電信電話料金法(昭和二十三年法律第百五号)の一部を

次のように改正する。

別表二 電話に関する料金、第四類 専用電話に関する料金、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料、(イ)長期専用

の場合の(2)を次のように改める。

(2) 官庁等専用 (警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る。)

当該専用区間の一通話時の普通通話料の五十三倍の三百六十倍

同表、同類、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料、(イ)短期専用の場合の(2)、(3)及び(4)を次のように改める。

(2) 官庁等専用 (警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る。並びに新聞社、通信社及び日本放送協会の専用)

当該専用区間の一通話時の普通通話料の百六十倍

(3) 時間専用

専用時間に応じ専用区間の普通通話料の二倍

附則

この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

通商産業省設置法等の一部を改正する法律 (昭和二十五年四月二十四日法律第百八十八号)

(通商産業省設置法の改正)

第一條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五條―第十五條)」を「(第五條―第十五條の二)」に改める。

第三條第二号の次に次の一号を加え、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

二の二 商工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務

通商産業省設置法等の改正する法律 (一〇八)

第四條第一項第十四号中「許可すること。」を「制限し、又は禁止すること。」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 輸出及び輸入に關し税関長を指揮監督すること。

第五條第一項中「八局」を「九局」に、「通商鉄鋼局」を「通商鉄鋼局臨時通商業務局」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商振興局に経理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車両部を、通商化学局に化学肥料部を置く。

第六條第五項中「及び通商織維局」を、「通商企業局及び臨時通商業務局」に改める。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に、「輸出信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計」を加え、同項第八号を次のように改め、同條第二項中「第八号から第十号まで」を「第八号及び第九号」に改める。

八 調査及び統計の基本に關すること並びに調査及び統計の総合調整に關すること。

同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。第十三條第一項第一号及び第三号中「輸出、」の下に

「輸入、」を加え、同項に次の一号を加える。

七 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。第十四條第一項第一号及び第二号中「輸出」を「輸出、輸入」に改め、同項第七号中「(火薬類の所持の取締に關することを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

九 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。

第十五條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。第二章第一節第十五條の次に次の一條を加える。

(臨時通商業務局の事務)

第十五條の二 臨時通商業務局においては、左の事務をつかさどる。

一 米国対日援助物資の引取、保管、売却及びこれらに附帶する業務並びにその他の輸入に關する事業を行ふこと。

二 米国対日援助物資等処理特別会計の経理を行ふこと。

通商産業省設置法等の改正する法律 (一〇八)

第八條第一号中「及び計画」を、「計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行ふこと。」の下に「(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 輸出及び輸入に關する税関長の指揮監督に關すること。

第九條第十一号の次に次の一号を加え、同條第十二号中「貿易特別会計」の下に「及び輸出信用保険特別会計」を加える。

十一の二 輸出信用保険に關すること。

第十條第一項第八号の次に次の一号を加え、同項第九号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

八の二 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に關すること。(通商振興局及び特別調達庁の所掌に係ることを除く。)

第十一條第一号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。第十二條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、

第十九條第一項中「機械器具」の下に「並びに非鉄金属及びその圧延品」を加える。

第二十四條第三号の次に次の一号を加え、同條第七号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

三の二 輸出信用保険に關すること。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

第二十八條の見出しを「(通商事務所等)」に改め、同條中「当分の間通商産業局の分室並びに」を削る。

第三十二條第一項中「五局」を「四局」に、「石炭管理局」を「炭政局」に、同條第二項中「石炭生産局に開発部を、」を「炭政局に施設部を、」に改める。

第三十五條(見出しを含む。)(中「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭の」の下に「生産、」を加え、同條第三号中「(石炭生産局の所掌に係ることを除く。)」を削り、同條第五号を次のように改める。

五 石炭鉱業の機械化その他石炭生産技術の向上に關すること。

第三十五條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石

炭埋蔵量の調査に関する事。

第三十五條に次の一項を加える。

2 施設部においては、前項第五号及び第五号の二に掲げる事務をつかさどる。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第六十七條第一項中「配炭公団」を削り、同條第二項

中「配炭公団」に關しては、配炭公団法（昭和二十二年法

律第五十六号）、」を削る。

（工業技術庁設置法の改正）

第二條 工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）

の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「及び工業品規格」を削り、同條第四

号の次に次の一号を加える。

四の二 試験研究に基づく工業化試験及びその他の試験

研究を助成すること。

第四條中「並びに」の下に「長官官房、」を加える。

第六條第六項中「通商産業大臣の申出により、」を削

り、「内閣が」を「工業技術庁長官が」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

（長官官房）

第六條の二 長官官房においては、工業技術庁の所掌に

属する人事、会計、庶務その他他部及び他の機関の所

掌に属しない事務を掌る。

第七條第四号を次のように改め、同條第五号を削る。

四 試験研究に基づく工業化試験及びその他の試験研究

の助成に関する事項

第八條中「及び工業品規格」を削る。

（中小企業庁設置法の改正）

第三條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）

の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（中小企業庁の所掌事務及び権限）

第三條 中小企業庁の所掌事務及び権限は、第二項以下

に定めるものの外、左の通りとする。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる

方策を定めること。

二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八八

十一号）の施行に関する事。

三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に

必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び

供給すること。

四 中小企業に対する資金の融通を、あつ旋すること。

五 商工組合中央金庫に関する事。

六 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれら

に基づく必要な指示をすること。但し、その調査及び

診断は、当該中小企業者の申請に基づくことを必要と

し、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しな

いものとする。

七 中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励するこ

と。

八 中小企業に対する金融制度その他中小企業に關係

がある経済問題に關し、調査研究すること。

九 中小企業における製品又はその製法等を展示する

会を開くこと。

中小企業庁は、中小企業に關係がある事項に關

し、行政庁に対し報告又は資料の提出その他必要な協

力を求め、且つ、行政庁に対し意見を述べることがで

行政庁は、中小企業に対する金融又は物資の割当の

基本となる方策その他中小企業に特別關係がある重要

な方策を定めようとするときは、中小企業庁にその旨

を通知しなければならない。

中小企業庁は、国会に提出される議案につき、中小

企業に關係がある事項に關し、意見を提出することが

できる。

中小企業者は、行政庁の行為により不当にその事業

を阻害されたとき、又は他人の行為により不当な取引

制限を受け、若しくは他人の行為が公正な競争方法

であると認めるときは、中小企業庁にその事実を申し

出ることが出来る。

前項後段の場合において、中小企業庁は、必要があ

ると認めるときは、意見を附して当該事件を公正取引

委員会に移すものとする。

中小企業庁は、中小企業者が他の事業者の不当な取

引制限若しくは不正な競争方法によりその事業を阻

害されているかどうか、又は中小企業等協同組合の組

合員が小規模の事業者であるかどうかを調査し、公正

取引委員会に対しその事実を報告し、及び適当な措置を求めることができる。

公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合又は中小企業等協同組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。中小企業庁は、中小企業の経営の向上に資することができる設備及び技術に関し、試験研究機関の協力を求めることができる。

第四條第三項中「前條第一項第一号及び第五号並びに第二項乃至第五項」を「前條第一項第一号から第五号まで、第八号及び第九号並びに第二項から第八項まで」に改め、同條第四項中「前條第一項第二号乃至第四号」を「前條第一項第六号及び第七号並びに第九項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二

項及び第三項の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 通商産業局の分室の廃止の際通商産業局の職員であつた者で、昭和二十五年三月三十一日において都道府県の商工資材事務所に勤務する官吏たるものが引き続き都道府県の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定するものを除く。）となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

3 昭和二十五年三月三十一日において、都道府県の商工資材事務所の用に供していた国の所有に属する物品であつて、通商産業大臣の指定するものは、当該商工資材事務所の所在する都道府県に無償で譲与するものとする。

4 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
別表第一通商産業省の項公団の欄中「配炭公団」を削る。
別表第二中「通商企業局、調達賠償部」を削る。
別表第三中「石炭管理局」を「炭政局」に改める。

都道府県に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十五年四月二十五日）
法律 第百九号

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 前條第一項の規定により国が取得した財産及び物品で、国家地方警察に不必要となつた時において市町村警察（特別区が連合して維持する警察を含む。以下同じ。）に必要なものは、国が無償で当該市町村（特別区が連合して維持する警察に係る場合は、都。以下同じ。）に譲渡するものとする。

2 警察法附則第五條又は前項の規定により市町村が取得した財産及び物品で、当該市町村警察に不必要となつた時において国家地方警察に必要なものは、当該市町村が

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律（一〇九）
資産再評価法（一一〇）

無償で国に譲渡するものとする。
第二條中「前條」を「前二條」に、「国」を「国又は市町村」に改める。
第三條中「第一條」の下に「及び第一條の二」を加える。
第四條中「第一條に規定する国家地方警察」を「第一條又は第一條の二に規定する国家地方警察又は市町村警察」に、「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市町村長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資産再評価法

（昭和二十五年四月二十五日）
法律 第百十号

目次

- 第一章 総則（第一條—第五條）
- 第二章 再評価資産の範囲及び再評価の時期（第六條—第十六條）
- 第三章 再評価の基準（第十七條—第三十五條）
- 第四章 再評価税（第三十六條—第四十四條）

- 第五章 再評価の申告(第四十五條—第五十條)
- 第六章 再評価税の納付(第五十一條—第六十四條)
- 第七章 更正及び決定(第六十五條—第七十一條)
- 第八章 審査及び訴訟(第七十二條—第七十六條)
- 第九章 再評価税の利子税額及び免除等(第七十七條—第九十一條)
- 第十章 資産再評価審議会及び資産再評価調査会(第九十二條—第九十六條)
- 第十一章 再評価に関する経理(第九十七條—第一百四十二條)
- 第十二章 再評価を行った者の所得の計算(第一百五條—第二百一十一條)
- 第十三章 雑則(第二百二十二條、第二百二十三條)
- 第十四章 罰則(第二百二十四條—第三百十條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、資産の再評価を行うことにより、法人及び個人を通じて、適正な減価償却を可能にして企業経理の合理化を図り、資産譲渡等の場合における課税上

人又は個人の有する資産の評価額が増額される場合に於ける増額後の評価額をいう。

4 この法律において「再評価日」とは、その日現在において再評価を行った日又は再評価が行われたものとみなされた日をいう。

5 この法律において「事業」とは商業、工業、金融業、農業、水産業、不動産貸付業、医業その他対価を得て行う継続的行為で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「減価償却資産」とは、有形減価償却資産及び無形減価償却資産をいう。

7 この法律において「有形減価償却資産」とは、建物、機械器具その他の固定資産(無形減価償却資産を除く。)でその償却額が法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいう。

8 この法律において「無形減価償却資産」とは、事業の用に供する鉱業権(砂鉱権、土石を採掘又は採取する権利、旧重要鉱物増産法(昭和二十三年法律第三十五号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権及び石炭鉱業権等臨時措置

の特例を設けてその負担を適正にし、もつて経済の正常な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「評価額」とは、事業の用に供する資産については、財産目録又は貸借対照表(財産目録又は貸借対照表を備えていない場合においては、これらに準ずる帳簿書類。以下同じ。)に附せられる価額(減価償却資産についてはその償却額を当該価額から直接控除しないで、その償却額に相当する金額を貸借対照表の負債の部に引当金、準備金等として計上している場合においては、当該価額から当該償却額に相当する金額を控除した価額)を、事業の用に供しない資産については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する山林所得又は譲渡所得の計算の基礎となる価額をいい、「帳簿価額」とは、法人の有する資産についての評価額をいう。

2 この法律において「再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、この法律の定めるところにより評価額を増額することをいう。

3 この法律において「再評価額」とは、再評価に因り法
法(昭和十三年法律第五十四号)第十七條の規定による使用権を含む。以下同じ。)、漁業権(入漁権を含む。以下同じ。))及び水利権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権(これらに関する権利を含む。以下同じ。)、営業権(対価を支拂つて他から取得したもの又は相続税若しくは財産税の課税の対象となつたものに限る。以下同じ。))並びに試験研究費(試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ。)をいう。

9 この法律において「取得価額」とは、法人又は個人がその資産を取得(製作及び改良を含む)、立木、家畜その他これらに準ずるものについては植林、飼育、管理その他これらに準ずる行為、又、株式又は出資については株金若しくは出資の拂込又は現物出資の目的たる財産の給付を含み、これらの行為のために要した金額が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入された場合を除く。以下同じ。)するため必要とした金額(当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に対応する金額を控除した金額)をいう。

10 この法律において「財産税調査時期」とは、財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第一条に規定する調査時期(昭和二十一年三月三日午前零時)をいう。

11 この法律において「財産税評価額」とは、個人の有する資産については財産税法第三章の規定により評価されたその価額を、法人の有する資産については財産税調査時期における当該資産の現況により同法第三章に規定する評価の方法により計算したその価額(財産税調査時期後再評価日前に当該資産の一部が滅失した場合においては、当該価額からその滅失した部分に対応する価額を控除した価額)をいう。

12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、法人税法第七條に規定する事業年度をいう。
(基準日)

第三條 この法律において、「基準日」とは、昭和二十五年一月一日をいう。但し、左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる日(左の各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる日のうちいずれか遅い日)をいう。
一 昭和二十五年一月一日後企業再建整備法(昭和二十

一年法律第四十号)の規定により旧勘定及び新勘定を併合する特別経理会社(会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)に規定する特別経理会社をいう。以下同じ。)の有する資産については、その併合の日の翌日
二 旧勘定のみを設けている特別経理会社で昭和二十五年一月一日後その旧勘定を廃止するもの有する資産については、その廃止の日の翌日
三 昭和二十五年一月一日後決定整備計画(企業再建整備法に規定する決定整備計画をいう。以下同じ。)又は企業再編成計画書(過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)に規定する企業再編成計画書をいう。以下同じ。)の定めるところにより資産の出資又は譲渡を受ける第二会社(企業再建整備法に規定する第二会社をいい、過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二百八号)第二條の規定による第二会社を含む。以下同じ。)の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日
四 昭和二十五年一月一日後旧日本占領地域に本店を有

する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十号)に規定する決定整備計画書の定めるところにより在外会社(同令に規定する在外会社をいう。以下同じ。)から資産の出資又は譲渡を受ける新会社(同令に規定する新会社をいう。以下同じ。)の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

五 昭和二十五年一月一日後農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十二年法律第三十三号)の規定に基き同法に規定する農業団体から資産の譲渡を受ける農業協同組合又は農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

六 昭和二十五年一月一日後水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の規定に基き同法に規定する水産業団体から資産の譲渡を受ける水産業協同組合の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

七 昭和二十五年一月一日後中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第八十二号)の規定に基き同

法に規定する旧組合から資産の譲渡を受ける中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

八 産業設備営団法(昭和十六年法律第九十二号)の規定に基き昭和二十五年一月一日において産業設備営団から借り受けている資産で同日後産業設備営団から譲渡を受けるものについては、その譲渡を受ける日

九 昭和二十五年一月一日において工場、事業場等の管理に関する件(昭和二十一年商工省令第一号)第一条又は造船関係の工場、事業場等の管理に関する件(昭和二十一年運輸省令第三十二号)第一条の規定により指定されている施設(当該施設に附随する施設でその指定されている施設の賠償による撤去に伴い滅失、き損又は損壊することを予想されるものを含む。以下「賠償指定施設」という。)については、その指定の解除の日

十 前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める日
(所有者とみなす場合)

第四條

信託財産については、その受益者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。）の信託財産については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、基準日において受益者が特定していないとき、又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

3 前二項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者がそれぞれ受けるべき利益の額の割合に応じて信託財産を有するものとみなす。

4 持株会社整理委員会が有する財産で持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の規定により同令に規定する持株会社又は指定者から譲り受けたものについては、当該持株会社又は指定者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。

（適用除外）

第五條 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。

一 預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（借地権たる賃借権を除く。）

二 国債、地方債、社債その他の有価証券（株式及び出資を除く。）

三 商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品その他のたな卸資産

四 株式及び出資（以下「株式」という。）で証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する証券業者の有するもの

2 法人が、基準日において有していた株式について、基準日から再評価日までの間において当該株式を発行している法人（以下「発行法人」という。）の資本（出資金を含む。以下同じ。）の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、その取得した法人が基準日において有していたものとみなす。

一 都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区

二 法令による公園

三 日本専売公社

四 日本国有鉄道

五 国民金融公庫

六 復興金融公庫

七 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会

八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合並びに土地区劃整理組合

第二章 再評価資産の範囲及び再評価の時期

（法人の資産の再評価）

第六條 基準日においてこの法律の施行地に資産を有する法人は、当該資産について再評価を行うことができる。

但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

一 現金及びこれに準ずるもの（日本銀行の有する金及び銀を含む。）

3 前二項の規定は、信託会社又は信託業務を兼営する銀行の有する合同運用信託の信託財産については適用しない。

（帳簿価額のない資産の再評価）

第七條 法人の有する資産で基準日において帳簿価額のないものについては、前條第一項の規定にかかわらず、再評価を行うことができな。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

一 当該資産の取得後基準日までに減価償却又は帳簿価額の減額に因り帳簿価額がなくなつた資産で、その償却額及び帳簿価額の減少額の合計金額のうち法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額があるもの

二 当該資産の取得後基準日までに資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、その取得価額に相当する金額が基準日を含む事業年度以前の事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入されたもの

三 当該資産の取得後基準日までに資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、再評価日

の直前においてその取得価額に相当する金額がその帳簿価額として財産目録又は貸借対照表に記載されたもの

四 賠償指定施設

五 前号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるもの
(個人の減価償却資産の再評価)

第八條 基準日においてこの法律の施行地に減価償却資産を有する個人は、当該資産について再評価を行うことができる。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する減価償却資産のうち家屋について基準日以後に譲渡(出資を含む。第二十九條を除き以下同じ。)、贈与、相続又は遺贈があつた場合においては、当該家屋については、前項の規定により再評価を行ったかどうかを問わず、基準日現在において、第二十六條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、前項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條第一項及び第三項に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。
(個人の減価償却資産以外の資産の再評価)

を含む。について、基準日以後株式の消却に因り、発行人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合(株式のみを取得した場合を除く。)において、当該金銭の額及び財産の価額(当該財産が株式であるときは、その拂込金額)の合計額(数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額)がその基準日において有していた株式についての第四十三條第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえるときは、第一項の規定の適用については、その基準日において有していた株式については、その限りでない。
4 前項本文の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

第九條 基準日において個人がこの法律の施行地に有する土地、立木、事業の用に供していない家屋、株式その他の資産(減価償却資産を除く。)について基準日以後に譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合においては、当該資産については、基準日現在において、第二十條第二項、第二十一條第二項、第二十三條又は第二十五條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、第六條第一項各号に掲げる資産及び所得税法第六條第五号に規定する資産については、この限りでない。

2 個人が、基準日において有していた株式について、基準日後発行人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行人又は第二会社、新会社その他発行人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、当該個人が基準日において有していたものとみなす。

3 個人が、基準日において有していた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなされる株式

(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価)

第十條 第八條第一項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない資産を同日後にその事業の用に供したため、当該資産が減価償却資産に該当することとなつた場合について準用する。

2 前項の場合においては、前條第一項の規定は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない家屋を同日後にその事業の用に供した場合において、当該家屋についてその事業の用に供した日以後に譲渡、贈与、相続又は遺贈があつたときについて準用する。
(資産の所在)

第十一條 第六條及び第八條から前條までの規定の適用について左の各号に掲げる資産がこの法律の施行地にあるかどうかについては、当該各号に規定するところによる。
一 動産又は不動産若しくは不動産の上存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在

- 二 鉱業権については、鉱区（砂鉱区を含む。）の所在
- 三 漁業権については、漁場に最も近い沿岸の所在
- 四 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在
- 五 株式については、株主（社員又は出資者を含む。）の住所又は居所の所在
- 六 前各号に掲げる資産以外の営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在
- 七 前各号に掲げる資産以外の資産については、権利者の住所又は居所の所在

（相続財産の少額の場合等の再評価の不適用）

第十二條 第八條第二項、第九條第一項及び第十條第三項の規定は、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、相続開始の時に被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき、又は一年間に同一人に対して贈与した財産の価額が三十万円以下であるときは適用しない。

（合併の場合における再評価）

第十四條 法人がこの法律施行の日から昭和二十五年八月三十一日までの間に合併した場合において、被合併法人（合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。）が第六條第一項の規定による再評価を行つていないときは、合併法人（合併に因り設立した法人又は合併後存続した法人がその新たに取得した株式について第二十四條に規定する再評価額により再評価を行つたものとみなす。

（死亡の場合の再評価の承継）

第十六條 個人が昭和二十五年八月三十一日前に死亡した場合において、当該個人が第八條第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該個人が基準日において有していた減価償却資産（家屋を除く。）について、基準日現在において再評価を行うことができる。

2 第三條各号の規定により当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後である減価償却資産（家屋を除く。）を有していた個人がその基準日から基準日の属する年の翌年一月三十一日までに死亡した場合において、当該個人が当該資産について第八條第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その基準日現在において再評価を行うことができる。

3 第十條第一項の場合において、当該個人が同項に規定する資産（家屋を除く。）をその事業の用に供した年の翌年一月三十一日までに死亡し、且つ、当該資産について

する法人をいう。以下同じ。）は、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、合併の日現在において再評価を行うことができる。第三條各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものを有していた法人がその基準日から六月以内に合併に因り消滅した場合において、合併法人が合併に因り取得した当該資産についても同様とする。

2 第六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（法人の再評価株式についての増資等の場合における再評価の特例）

第十五條 法人が、第六條第一項又は前條第一項の規定により再評価を行つた株式（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人がこれらの規定により再評価を行つた株式を含む。）について、再評価日以後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基づく割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その取得し

て同項の規定による再評価を行っていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その事業の用に供した日現在において再評価を行うことができる。

4 前三項の場合において、相続人が二人以上あるときは、前三項の規定による再評価は、共同して行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により相続人が行った再評価は、被相続人（包括の名義で遺贈した者を含む。以下同じ。）が行つたものとみなす。

6 前五項の相続人には、相続人の相続人を含むものとす

第三章 再評価の基準

(有形減価償却資産の再評価額)

第十七條 有形減価償却資産（鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く。以下この條において同じ。）の再評価額は、当該資産の取得額にその取得の時期及び耐用年数（法人税法の規定により当該資産について定められた耐用年数をいう。以下同じ。）に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

第十九條 鉱業の用に供する有形減価償却資産（個人の有する家屋を除く。）及び鉱業権の再評価額は、当該資産の取得の時期から昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。）の累計額を当該資産の取得額から控除した金額に、その取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 第十七條第二項の規定は、前條の場合について準用する。

(その他の事業用資産の再評価額)

第二十條 事業の用に供する資産のうち減価償却資産、土地、土地の上に存する権利（地上権、永小作権、地役権及び借地権たる賃借権をいう。以下同じ。）及び株式以外のもの（以下「その他の事業用資産」という。）で法人の有するものの再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有するその他の事業用資産の再評価額は、財産

2 法人の有する有形減価償却資産で当該法人がその製作又は改良の完成のために一年以上の期間を要したものである場合は、当該法人が当該資産を製作又は改良するために支出した時期ごとに左の算式により計算した金額の合計額をその取得価額とみなし、その製作又は改良の完成の時期をその取得の時期とみなして、前項の規定を適用する。但し、第三十條の規定の適用を妨げない。

製作又は改良のために支出した金額×

当該支出の時期に応ずる別表第二の倍数
完成の時期に応ずる別表第二の倍数

3 有形減価償却資産のうち個人の有する家屋で財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、財産税調査時期をその取得の時期とみなして、第一項の規定を適用する。

(無形減価償却資産の再評価額)

第十八條 無形減価償却資産（鉱業権を除く。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその資産の種類及び取得の時期に応じて定められた別表第三の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

(鉱業用減価償却資産の再評価額)

税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額とする。

(土地及び土地の上に存する権利の再評価額)

第二十一條 法人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十五倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額とする。

(法人の再評価日において有する株式の再評価額)

第二十二條 法人の有する株式の再評価額は、左の各号に定める金額をこえることができない。但し、当該金額が再評価日における当該株式の価格（証券取引法に規定す

資産再評価法 (110)

る証券取引所の相場がある株式については、再評価日前一月の平均価格)をこえる場合においては、当該価格をこえることができない。

一 財産税調査時期前に取得した株式(第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。)については、その財産税評価額を七・四倍した金額

二 財産税調査時期後に取得した株式(第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。)については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額

三 財産税調査時期後基準日前に未拂込株金の拂込をした株式については、左の算式により計算した金額
イ 当該株式が財産税調査時期前に取得したものであるときは、

$$\text{第一号の金額} + (\text{当該拂込金額} \times \text{拂込期日に応ずる別表第四の倍数})$$

ロ 当該株式が財産税調査時期後に取得したものであるときは、

$$\text{第二号の金額} + (\text{当該拂込金額} \times \text{拂込期日に応ずる別表第四の倍数})$$

四 財産税調査時期後基準日前に発行人の資本の増加に因り、その有する株式(以下「旧株」という。)については割り当てられた株式を引き受けた場合における旧株及びその引き受けた株式(以下「新株」という。)については、左の算式により計算した金額(この場合前においては、旧株の取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて第一号又は第二号の金額によるものとする。以下第五号において同じ。)
イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

$$\text{旧株の第一号の金額} + (\text{新株の拂込金額} \times \text{旧株1株当り} \times \text{拂込期日に応ずる別表第四の倍数})$$

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

$$\text{旧株の第一号の金額} + (\text{新株の拂込金額} \times \text{旧株1株当り} \times \text{別表第四の倍数}) + \text{旧株の拂込金額}$$

五 財産税調査時期後基準日前に発行人の合併に因り、その有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

$$\text{被合併法人の株式の第一号の金額}$$

$$\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}$$

ロ 株式と金銭との交付を受けたときは、

$$\text{被合併法人の株式の第一号の金額} - (\text{被合併法人の株式1株当り合併交付金額} \times \text{合併の時期に応ずる別表第四の倍数})$$

六 財産税調査時期後基準日前に発行人の資本の減少若しくは解散に因り、発行人の第二会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その有する発行人の株式について金銭又は新たに発行人若しくは第二会社その他発行人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

七 財産税調査時期後基準日前に第三号から前号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次第三号から前号までの規定を適用して計算した金額(この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を第一号又は第二号の金額として計算するものとする。)
八 基準日以後再評価日前において第四号から第六号までに規定する事由に該当した株式については、第二十三條各号に従い計算した金額

資産再評価法 (110)

2 第十五條の規定により法人が同條に規定する新たに取得した株式については、当該株式の取得の基因となつた株式についての第六條第一項又は第十四條第一項及び前項の規定による再評価額は、その新たに取得した株式を取得した時において第二十四條の規定による再評価額に改められるものとする。(個人の株式の再評価額)

第二十三條 個人の有する株式の再評価額は、前條第一項各号(第八号を除く。以下この條において同じ。)に従い計算した金額とする。但し、当該株式が基準日以後左の各号に規定する事由に該当する場合においては、当該各号に定める金額とする。

一 基準日以後発行人の資本の増加のあつた場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

$$\frac{\text{旧株の前條第一項各号の金額} + (\text{新株の拂込金額} \times \text{旧株1株当り新株引受数})}{\text{旧株1株当り新株引受数}}$$

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異るときは、旧株又は新株に応じて、

旧株の前條第一項各号の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株1株当り新株引受数) × 旧株の拂込金額

$$\frac{\text{旧株の拂込金額} + (\text{新株の拂込金額} \times \text{旧株1株当り新株引受数})}{\text{旧株1株当り新株引受数}}$$

二 基準日から昭和二十五年三月三十一日までの間において発行人の合併に因り、基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前條第一項各号の金額}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

ロ 株式と金銭との交付を受けたときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前條第一項各号の金額} + \text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

三 昭和二十五年四月一日以後発行人の合併に因り、基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受け、当該株式について所得税法第五條第一項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされる拂込金額(以下「株式配当金額」という。)がないときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前條第一項各号の金額}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

ロ 株式と金銭との交付を受け、当該合併法人の株式の拂込金額と金銭の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額をこえ、且つ、株式配当金額がない場合において、

1 交付を受けた金銭の全額が所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配又は同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされるときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前條第一項各号の金額}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

2 交付を受けた金銭の額のうち、所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額(以下「資本拂戻金額」という。)があるときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前條第一項各号の金額} + \text{被合併法人の株式1株当り資本拂戻金額}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

ハ 金銭の交付を受けたかどうかを問わず、交付を受けた株式の拂込金額のうち、株式配当金額があるときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前條第一項各号の金額} + \text{被合併法人の株式1株当り株式配当金額}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$